

阿見町議会議録

令和7年第3回定例会

(令和7年9月9日～9月30日)

阿見町議会

令和7年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号（9月9日）	5
○出席、欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・常任委員会所管事務調査報告	11
・議案第88号から議案第89号（上程、説明、質疑、討論、採決）	14
・議案第90号（上程、説明、質疑、委員会付託）	15
・議案第91号から議案第94号（上程、説明、質疑、委員会付託）	18
・議案第95号から議案第97号（上程、説明、質疑、委員会付託）	19
・議案第98号から議案第103号（上程、説明、質疑、委員会付託）	24
・議案第104号から議案第105号（上程、説明、質疑、委員会付託）	33
・議案第106号から議案第107号（上程、説明、質疑、委員会付託）	35
・議案第108号（上程、説明、質疑、討論、採決）	36
・議案第109号（上程、説明、質疑、討論、採決）	37
・請願第1号（上程、委員会付託）	38
・請願第2号（上程、委員会付託）	38
・請願第3号（上程、委員会付託）	39
○散会	39
◎第2号（9月10日）	41
○出席、欠席議員	41
○出席説明員及び会議書記	41
○議事日程第2号	43
○一般質問通告事項一覧	44

○開 議	4 5
・一般質問	4 5
武井 浩	4 5
佐々木芳江	5 9
高野 好央	6 8
細田 正幸	8 6
○散 会	9 1
◎第3号（9月11日）	9 3
○出席、欠席議員	9 3
○出席説明員及び会議書記	9 3
○議事日程第3号	9 5
○一般質問通告事項一覧	9 6
○開 議	9 7
・一般質問	9 7
海野 隆	9 7
武藤 次男	1 1 3
小川 秀和	1 2 5
前田 一輝	1 3 6
○散 会	1 4 4
◎第4号（9月12日）	1 4 5
○出席、欠席議員	1 4 5
○出席説明員及び会議書記	1 4 5
○議事日程第4号	1 4 7
○一般質問通告事項一覧	1 4 8
○開 議	1 4 9
・一般質問	1 4 9
紙井 和美	1 4 9
筧田 聰	1 6 6
石引 大介	1 7 5
栗原 宜行	1 9 3

・休会の件	210
○散会	210
◎第5号（9月30日）	213
○出席、欠席議員	213
○出席説明員及び会議書記	213
○議事日程第5号	215
○開議	217
・議案第90号（委員長報告、討論、採決）	217
・議案第91号から議案第94号（委員長報告、討論、採決）	218
・議案第95号から議案第97号（委員長報告、討論、採決）	221
・議案第98号から議案第103号（委員長報告、討論、採決）	227
・議案第104号から議案第105号（委員長報告、討論、採決）	229
・議案第106号から議案第107号（委員長報告、討論、採決）	231
・請願第1号（委員長報告、討論、採決）	232
・意見書案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	234
・請願第2号（委員長報告、討論、採決）	236
・意見書案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	237
・請願第3号（委員長報告、討論、採決）	239
・議員派遣の件	244
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	245
○閉会	245

第 3 回 定 例 会

阿見町告示第256号

令和7年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月27日

阿見町長 千葉 繁

1 期日 令和7年9月9日

2 場所 阿見町議会議場

令和7年第3回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第1日	9月9日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月10日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	9月11日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	9月12日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	9月13日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	9月14日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	9月15日	(月)	休 会		・議案調査
第8日	9月16日	(火)	午前10時	委員会	・総 務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第9日	9月17日	(水)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第10日	9月18日	(木)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（総務所管分）
第11日	9月19日	(金)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（民生教育所管分）
第12日	9月20日	(土)	休 会		・議案調査
第13日	9月21日	(日)	休 会		・議案調査
第14日	9月22日	(月)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（産業建設所管分）
第15日	9月23日	(火)	休 会		・議案調査
第16日	9月24日	(水)	休 会		・議案調査
第17日	9月25日	(木)	休 会		・議案調査
第18日	9月26日	(金)	休 会		・議案調査
第19日	9月27日	(土)	休 会		・議案調査
第20日	9月28日	(日)	休 会		・議案調査
第21日	9月29日	(月)	休 会		・議案調査

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第22日	9月30日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・委員長報告・討論・採決・閉会

第 1 号

[9 月 9 日]

令和7年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月9日（第1日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葉 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	宮 崎 智 彦	君
監 察 委 員	佐 藤 修 一	君

町長公室長	小倉貴一君
総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	浅野奉子君
管財課長	渡邊修宏君
防災危機管理課長	安室公一君
生活環境課長	堀越多美男君
社会福祉課長兼 福祉事務所準備室長	湯原将克君
道路課長	大徳一徳君
上下水道課長	田崎和徳君
学校教育課長	飯塚洋一君
中央公民館長	福岡秀昭君
会計管理者兼 会計課長	野口和之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和7年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和7年9月9日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 常任委員会所管事務調査報告

日程第5 議案第88号 専決処分の承認を求ることについて（損害賠償の額を定める
ことについて）

議案第89号 専決処分の承認を求ることについて（損害賠償の額を定める
ことについて）

日程第6 議案第90号 阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定につ
いて

日程第7 議案第91号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ
いて

議案第92号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第93号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
について

議案第94号 阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について

日程第8 議案第95号 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第96号 令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第97号 令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第98号 令和6年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第99号 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第100号 令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第101号 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第102号 令和6年度阿見町水道事業会計決算認定について

議案第103号 令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定につ

いて

- 日程第10 議案第104号 阿見中学校屋内運動場屋根改修工事請負契約について
議案第105号 かすみ公民館大規模改修工事請負契約について
- 日程第11 議案第106号 町道路線の廃止について
議案第107号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第108号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第109号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 請願第1号 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願
- 日程第15 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第16 請願第3号 日本航空株式会社（JAL）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願

午前10時00分開会

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

11番 石引大介君

12番 高野好央君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る9月1日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和7年第3回定例会につきまして、去る9月1日、議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月30日までの22日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月10日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、9月11日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4日目、9月12日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

5日目から7日目までは休会で議案調査。

8日目、9月16日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

9日目、9月17日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

10日目、9月18日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、総務所管分。

11日目、9月19日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、民生教育所管分。

12日目から13日目までは休会で議案調査。

14日目、9月22日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、産業建設所管分。

15日目から21日目までは休会で議案調査。

22日目、9月30日は最終日となります。午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願ひいたしまして、報告といたします。

○議長（野口雅弘君）お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月30日までの22日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの22日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君）次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありましたので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）皆さん、おはようございます。本定例会もよろしくお願ひいたします。

本日は、令和7年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも大変にお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できることを心から感謝申し上げます。

早速であります。報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令

和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

当町における各比率は報告書のとおりとなっております。

なお、各比率は、括弧書きで記載した早期健全化基準及び経営健全化基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第88号から議案第109号のほか、ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願、日本航空株式会社（JAL）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願、以上25件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、核兵器禁止条約の批准および東海第二原発の廃炉にむけた要請の1件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和7年5月分から7月分に関する例月出納検査結果についての報告及び令和7年財政援助団体等監査報告書の提出がありましたので、報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、令和7年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月3日及び9月5日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会所管事務調査について御報告をいたします。

総務常任委員会では、令和7年7月18日に栃木県壬生町を訪問し、今年度の活動計画に沿つ

た、ごみの再資源化の取組についてを視察研修をしてまいりました。

出席者は、委員6名のほか、執行部より町民生活部長が出席し、議会事務局から職員1名が随行いたしました。

壬生町の生活環境課より、ペットボトルリサイクル事業、資源ごみ回収報償金交付制度について説明がありました。

まず、ペットボトルリサイクル事業については、令和6年10月よりサントリーと協定を締結し、町民がペットボトルの分別、回収を行い、回収されたペットボトルが再生ペットボトルへリサイクルされるというボトル to ボトル、水平リサイクル事業を取り組んでいるとのことでした。使用済みのペットボトルをリサイクルすることで、CO₂排出量を63%削減ができ、地球環境と資源を守る取組として有効であることが分かりました。

次に、資源ごみ回収報償金制度について、紙類、瓶類、金属類、布類、その他の資源ごみは、地域で1回につき500キログラム以上を共同集荷し、回収業者に売却した団体に対して、重量割1キログラムにつき2円、プラス回数割1回につき1,000円の報償金を、ペットボトルの資源ごみは地域で1回につき200本以上を共同集荷した団体に対して、1本につき1円の報償金を交付しているとのことでした。

今後、阿見町でもごみ処理施設の広域化や資源ごみの回収については、ますます深刻な問題となってくるものと思われ、非常に参考となりました。今回の視察研修で学んだことを、今後の委員会活動に活かしてまいりたいと思っております。

最後に、今回の研修を快く受けってくれました壬生町議会、壬生町生活環境課の職員の方々には大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、総務常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

産業建設常任委員会では、令和7年7月30日に埼玉県蓮田市を訪問し、高虫西部地区における産業団地整備について視察研修を行いました。

委員会からは5名が、執行部からは産業建設部長ほか2名が出席しました。なお、議会事務局から職員1名が随行しました。

高虫西部地区の区画整理事業は組合施行で、施工面積が約26.3ヘクタール、そのうち宅地が11.4ヘクタール、保留地が7.5ヘクタールで、市街化区域に編入後、用途地域を工業地域に指定したものです。

次に、高虫西部地区の経緯ですけども、平成19年に市の上位計画である第4次総合振興計画において、高虫地区を産業集積ゾーンとして位置づけたことから始まり、その後、地元住民から同地区の整備を議会に請願し、平成25年に高虫土地利用推進協議会が設立し、整備手法について情報収集と検討を行い、平成30年に土地区画整理組合設立準備会が設立され、令和元年に準備会による業務代行予定者の募集、決定、そして令和6年5月に市街化区域への編入、土地区画整理組合設立認可により、蓮田市高虫西部土地区画整理組合が設立され、同年7月に仮換地の指定、造成工事の着手、そして現在は、第5次総合振興計画において、工業・流通業務ゾーンに位置づけられており、埼玉県の産業誘導地区に選定されているということでございました。

また、同地区は、農業振興地域かつ農用地である土地に、都市的土地区画整理組合設立認可により、蓮田市高虫西部土地区画整理組合が設立され、同年7月に仮換地の指定、造成工事の着手、そして現在は、第5次総合振興計画において、工業・流通業務ゾーンに位置づけられており、埼玉県の産業誘導地区に選定されているということでございました。

高虫西部地区の地権者の同意割合は9割以上同意しており、その中の意向調査を実施した結果は、面積ベースで99%の同意ということでした。今後は、令和10年度の工事完了、令和11年度の換地処分に向けて事業を進めていくとのことでした。

また、同地区については埋蔵文化財発掘調査があり、同地区については、正御地遺跡、高都原遺跡の2つの埋蔵文化包蔵地があり、平成29年度から令和4年度まで教育委員会で保護措置の方法を検討するため試掘調査を実施し、この調査に決算ベースで約80万円から120万円の費用がかかり、6年間で500万円の費用がかかったとのことでございました。

本発掘調査は事業主体者が費用負担をすることと、本発掘の計画については、試掘調査の結果を踏まえ、事業主体者と協議をした結果、2つの遺跡の包蔵地面積は、正御地遺跡が3万1,400平米、高都原遺跡は4万4,600平米が民間調査機関による本発掘調査となり、事業主体、民間調査機関、市の教育委員会の三者で文化財の取扱いに関する協定書を結び、令和6年6月から作業が実施され、令和7年12月に発掘作業が完了するとの予定でした。

質疑では、「企業誘致をするに当たって、初めての意向調査時と現在とでどのような状況が変わっているのか」に対して、「業務代行者が企業誘致まで行うので蓮田市は企業誘致については把握していない。ただ、現在の圏央道周辺のトレンドとしては、物流系の建物が余りつつあり、以前と状況が変わりつつあると聞いている」との回答がありました。さらに、「準備会による土地区画整理事業業務代行予定者の募集に際して何者応募があったのか」という質疑に対し、「2者応募があった」との回答がありました。

現地では、高都原遺跡の発掘状況を視察しました。天気がよい日は80人から100人で発掘作業を進めており、今後、発掘作業がほぼ完了した高都原遺跡から正御地遺跡に移り、今年の12

月に発掘作業がほぼ完了する見込みとのことでした。

続いて、つくばみらい市の圏央道インターパークつくばみらいの現地視察を行い、バスに乗車した上で視察を行いました。現地は令和6年3月に造成工事が完了し、令和5年8月に進出する立地企業は決定しましたが、まだ本格的な建築工事は進んでいませんでした。

今回調査及び視察した内容は、今後阿見町が進めていく圏央道牛久・阿見インターチェンジ周辺の工業団地開発と類似した事例であり、今後の調査研究を進めていく上で大いに参考になりました。

最後に、今回の研修を快く受け入れていただきました蓮田市議会及び執行部の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第88号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

議案第89号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第88号から議案第89号までの専決処分の承認を求めるについて（損害賠償の額を定めることについて）の2件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第88号及び議案第89号の専決処分の承認を求めるについて、提案理由を申し上げます。

本案2件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第88号について申し上げます。

本案は、令和7年4月9日午後3時35分頃、県道竜ヶ崎阿見線を阿見坂下から坂上に向かい走行中の公用車が、進行方向右道路より横断してきた車両に右側後方から衝突され双方の車両に損害が発生した事故において、責任割合が確定したことにより、町が負担すべき損害賠償の額を定めることについて専決処分を行ったものであります。

議案第89号について申し上げます。

本案は、令和7年2月9日午後7時40分頃、火災出動により阿見町東京医大西交差点を緊急走行中の消防団車両が、交差点左側から進入してきた車両と衝突し双方の車両に損害が発生した事故において、責任割合が確定したことにより、町が負担すべき損害賠償の額を定めることについて専決処分を行ったものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第89号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第88号から議案第89号までは、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号から議案第89号までについては、原案どおり承認することに決しました。

議案第90号 阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議案第90号、阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第90号の阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、再生可能エネルギーである太陽光発電設備の設置及び管理等に関し、町民の安全・安心の確保と、地域との共存を図ることを目的に、新たに条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 質問をさせていただきます。

第1番目の質問ですけれども、茨城県では2016年9月に太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインを策定し、その後、数次にわたる改定を行っております。最終改定は2024年3月ということですけれども、県内で阿見町と同じように条例を制定しない自治体、例えば、稲敷市等では、ガイドラインに基づいて対応していると。阿見町もこれまでガイドラインで運用していたと思いますが、今回、ガイドラインではなくて、条例を制定することによって何が変わらのかを端的にお答えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

生活環境課長堀越多美男君。

○生活環境課長（堀越多美男君） お答えいたします。

県のガイドラインではなかなか地元の地域住民に対する同意ですとか、そういったところに不明確な部分がございました。一番の条例の制定理由は、そういった地域の安全・安心を確保するために制定するといったものでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 委員会で詳細にやっていただきたいんですけども、次に、条例全体を一読させていただきましたけども、そこに書かれている文言というのは、努力義務とか、協力を要請することができるとか、勧告することができるということで、事業者がこのことに従わない場合の対応というのは公表ということで書かれているようですけども、罰則というのかな、

指導、監督として、これで実効性が担保できるというふうにお考えですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活環境課長堀越多美男君。

○生活環境課長（堀越多美男君） お答えいたします。

今回のこの条例につきましては、あくまでも届出制ということで、太陽光に関しましては、再生エネルギーということで国が推奨している事業でありますので、許可制ではなく届出制を取っていると。そういうことで、いろいろと禁止事項という形にはなりませんが、これはやはり、まず条例を設けることによりまして、これまで不明確だった部分をきちんと明確にしながら、事業者の方にはそれなりの対処をしていただくと。そういうことで、もし何か課題があれば徐々にまた改善をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 抑制区域ですね、具体的な地域というのは書き込まれていないと思うんですね。幾つか文章としてはあるんですけども、ゾーニングということだと思うんですけども、地図のようなもの、ここは抑制区域ですよというようなものが作成してあるのかどうかということと、この第17条以降に、現に今、既に発電事業を運営している者に対して適用するというふうに書かれていると思いますけれども、それはその運営関係者の変更の届出とか、事業廃止後の適正処分についても書かれているわけです。

現に運用している発電事業者となっているのは、ガイドラインを適用して事業を行っていると思われますけども、まず一つは、地図のようなものを作成してあるのかどうかということと、それから特に事業廃止後の適正処分、設備の放置、撤去、自己責任での適正処分、これは第17条以降で求めていると思うんですけども、これについて、現に今やっている、これから新しくじやなくてですね、この条例に基づいて設置する事業者ではなくて、今まで既に現に行われている事業者にも適用されるというふうに考えていいですか、理解して。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活環境課長堀越多美男君。

○生活環境課長（堀越多美男君） お答えいたします。

まず、抑制区域についてですが、地図等は作成はしておりません。ただ、別表第1で詳細に様々な規定を設けておりますので、こちらのほうでいろいろと確認はしながら、適宜、事業者の方とは調整をしてまいりたいと考えております。

それから、条例制定前に設置された太陽光発電設備につきましても、事業廃止後とかそういったところ、第17条以降に関しては適用になります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第90号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月30日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第91号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第92号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第93号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第94号 阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第7、議案第91号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第92号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第93号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第94号、阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について、以上4件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第91号から議案第94号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第91号の阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度に関する措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

議案第92号の阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による部分休業制度の拡充に伴い、所

要の改正を行うものであります。

議案第93号の阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町職員の育児休業等に関する条例の改正に準じ、企業職員の給与の減額に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

議案第94号の阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について申し上げます。

本案は、災害見舞金の支給対象を拡大し、これまで対象とならなかった被災者の方々にも支援が行き届くようするため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第91号から議案第94号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月30日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第95号 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第96号 令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第97号 令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第8、議案第95号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第96号、令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案

第97号、令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上3件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第95号から議案第97号までの令和7年度一般会計ほか2件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第95号、一般会計補正予算は、既定の予算額に2億9,194万9,000円を追加し、225億5,366万5,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第12款地方交付税で、交付額の確定により、普通交付税を増額。

第16款国庫支出金で、交付決定により、公立学校施設整備費負担金を減額。

第20款繰入金で、公立学校施設整備費負担金の減により、公共公益施設整備基金繰入金を財源調整のため、財政調整基金繰入金をそれぞれ増額。

第21款繰越金で、前年度繰越金を増額。

第23款町債で、公立学校施設整備費負担金の減により、学校施設整備事業債を増額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費の文書広報費で、さわやかフェア事業に、ドローンデモフライトの経費を新規計上。

第3款民生費の児童施設費で、子育て支援総合センターの備品購入費を増額。

第4款衛生費の保健衛生総務費で、利用者の増により、産後ケア事業委託料を増額。

第7款土木費の道路維持費で、契約単価の増により、道路側溝の清掃委託料及び対象箇所の増により、草刈り委託料を増額。

第9款教育費の小学校管理費及び中学校管理費で、タブレットに係る備品修繕料を増額。

第12款諸支出金の財政調整基金費で、前年度実質収支の2分の1を積み立てるため、基金積立金を増額。

また、予科練平和記念館整備管理基金費、あみ人材育成基金費、二所ノ関部屋連携基金費で、令和6年度ふるさと応援寄附金で使い道として指定された各基金に積み立てるため、基金積立金を増額するものであります。

議案第96号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に232万8,000円を追加し、49億9,223万8,000円とするものであります。

その主な内容は、諸支出金の償還金で、令和6年度国民健康保険交付金の精算により、県支出金等返還金を新規計上するものであります。

議案第97号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に17万6,000円を追加し、13億2,984万8,000円とするものであります。

その内容は、総務費の徴収費で、子ども・子育て支援金に係るシステム改修により、電算システム委託料を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案3件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 12ページ、さわやかフェア事業で、さわやかフェア委託料。それから、商工まつり負担金ですね、これが、委託料については103万6,000円増加しているわけですね。説明としては、警備委託料、それから業務委託料、先ほどのドローンと関係あるのかどうか分かりませんけども。こちらのほうなんですかけれども、さわやかフェア、あれは平成18年だったかな、2006年から20年ぐらい、商工会とそれから県立医療大学の学園祭、創療祭というのかな、それとさわやかフェア、これを一体にやろうということで進んできたわけですけれども、今回、この委託料の第1点目は103万6,000円、当初予算が294万8,000円ですから、また3分の1ぐらいを補正するんですけども、この要因というのは何なのか教えてください。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

海野議員が今おっしゃったように、さわやかフェアにつきましては、あみ商工まつりと県立医療大学の創療祭、3者で合同で開催をしておりました。今年度につきましては、あみ商工まつりが商工会で開催しないというようなことになりました。その中で、業務委託料につきましては、備品——テントですとか机、椅子、そういったものの設営、撤去、運搬業務、こういったものを3者で負担してというような形だったんですけども、商工まつりの部分がなくなつたことから、町のほうの負担部分がちょっと大きくなっているということと、それから新たにドローンデモフライトということで、防災展の中の一つの事業といたしまして、ドローンを使いまして、2拠点間の物資輸送のデモ飛行ですとか、操縦士による事例紹介ですか、それか

ら子供たちの体験、そういうものを新たにイベントとして加えたものが委託料の増加になります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 分かりました、今。この商工まつり負担金で10万円が減額になっているわけですよね。ですから、商工会は今回は参加しないというか、開催しないということですね、一緒には。後でどういう形で開催するのかしないのかも分からぬんだけども。これ、さっき言ったんですけど、20年ぐらい、3者一体で阿見町を盛り上げようということで、結構楽しみにされている方も多いと思ったんですけども、この商工会が合同開催から抜けたという、その理由というのはどんな理由なんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

商工会のお話を伺いますと、あみ商工まつりの開催の在り方について、いま一度検討したいと、そういうような理由だというふうに伺っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） これ最後ですけども、10万円、商工会に本来は負担金として町として予算をついた。商工会がやめる、10万円を削ったと。でもその代わり、警備委託料とか業務委託料で103万6,000円、もちろんローンがあるので全額ではないにしても、商工会にやっぱりぜひ一体的に開催して、阿見町を盛り上げてもらうと、こういうことのほうがよかったです。ないかなと思ったんですけど、なかなか説得しても説得しきれなかつたと。こんな理解でいいんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） これまで3者で開催てきて、盛り上がっていたということでしたので、ぜひ3者で開催したいという思いはありましたけれども、商工会からそういうことでしたので、今回、残念ですけれども2者で開催するということでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 18ページ、観光振興事業ですね、地域おこし協力隊業務委託料、当初予算520万円、今回480万6,000円、ほぼ全額減額するということは、当初地域おこし協力隊としてお一人の方でしたっけ、阿見町に配置されたのは、その方が行う事業、これがもうやめちゃったということなんですか。これ、ほとんど全額減額するんですよね。この理由を教えてく

ださい。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

こちらの地域おこし協力隊の業務委託料の減額につきましては、議員御指摘のとおり、地域おこし協力隊1名の方が途中で退職をされたという経緯で、その経費を減額しているものでございます。

こちらにつきましては、地域活性化起業人、こちらのほうを新たに募集するという手続を今取っております、こちらのほうで事業の継続を考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 地域おこし協力隊については今年初めてですよね、今年度初めて採用して、当然面接もされたり、それから地域おこし協力隊になられる方のいろんなプランとか、そういうしたものも聞いて、町としてもこういうことということで。これ4月ですよね、それで退職されちゃうというのは何かミスマッチングがあったんだと思うんですよね、ミスマッチがね。だから、どういうミスマッチだったんですか。体調だけの理由なのか、そうじゃないのか。体調で退職するというのは相当重い体調不良になると思うんですけども、どういう理由だったのか教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

こちらの退職の理由につきましては、体調不良ということで伺っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第95号から議案第97号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月30日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

-
- 議案第98号 令和6年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第99号 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第100号 令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第101号 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第102号 令和6年度阿見町水道事業会計決算認定について
議案第103号 令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、議案第98号、令和6年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第99号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号、令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号、令和6年度阿見町水道事業会計決算認定について、議案第103号、令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、以上6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第98号から議案第101号までの令和6年度一般会計歳入歳出の決算及び令和6年度国民健康保険特別会計のほか2件の特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

議案第102号、令和6年度水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

議案第103号、令和6年度下水道事業会計利益の処分及び決算について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて決算を、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては各担当部長が御説明いたしますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員佐藤修一君、登壇願います。

[監査委員佐藤修一君登壇]

○監査委員（佐藤修一君） 令和6年度阿見町一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計歳入歳出決算について、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月24日及び31日、8月1日、4日及び6日の延べ5日間にかけて審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

令和6年度各会計の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し審査した結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、栗田監査委員と共に決算審査意見書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員佐藤修一、同じく栗田敏昌。

○議長（野口雅弘君） 以上で監査報告を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時といたします。

午前10時53分休憩

午前11時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第98号について説明を求めます。

総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） それでは、議案第98号、令和6年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

令和6年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概要を使って説明させていただきます。一般会計決算の概要は4ページから6ページに記載のとおりとなりますが、7ページ以降の資料に沿って進めてまいります。

7ページをお開きください。

令和6年度一般会計の決算額は、歳入総額221億9,431万円、歳出総額215億4,853万2,000円となり、前年度と比較し、歳入は29億7,583万4,000円の増、歳出は30億6,370万5,000円の増と

なりました。

その結果、形式収支は6億4,577万8,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億8,069万6,000円を差し引いた実質収支は4億6,508万2,000円となり、前年度と比較し7,384万円の減となりました。

次に、8ページをお開きください。

一般会計の年度末町債残高は142億5,592万5,000円で、前年度と比較し6億5,315万2,000円の増となりました。

一般会計の基金残高は51億6,049万6,000円で、前年度と比較し6億3,397万4,000円の減となりました。

次に、歳入歳出決算の増減の概要について、その主なものを説明いたします。

少し飛びまして、20ページをお開きください。

初めに歳入であります。

第1款町税では、荒川本郷地区における家屋の増などによる固定資産税1億1,991万3,000円の増などにより、決算額は88億7,111万9,000円で、前年度と比較し1億6,419万6,000円の増額となりました。

次に、第11款地方特例交付金では、定額減税減収補填特例交付金2億3,269万2,000円の皆増により、決算額3億1,237万2,000円で、2億3,255万3,000円の増となりました。

次に、12款地方交付税では、町税の増に伴い、基準財政収入額が増となったことによる普通交付税8,274万7,000円の減などにより、決算額11億2,456万5,000円で、8,269万1,000円の減となりました。

21ページに移ります。

第16款国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7億8,880万5,000円の皆増、放課後児童クラブ整備費補助金1億9,219万円の皆増、児童手当国庫負担金1億1,864万7,000円の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5億1,446万4,000円の皆減などにより、決算額は37億8,022万2,000円で、前年度と比較し7億4,295万1,000円の増となりました。

第17款県支出金では、地域医療介護総合確保基金事業補助金6,534万円の増、施設型給付費負担金3,370万7,000円の増、障害者自立支援給付費負担金2,783万8,000円の増などにより、決算額は15億4,430万8,000円で、前年度と比較し1億8,453万5,000円の増となりました。

22ページに移ります。

第20款繰入金では、財政調整基金繰入金6億円の皆増、公共公益施設整備基金繰入金6,321万9,000円の皆増などにより、決算額は7億7,014万6,000円で、前年度と比較し6億9,555万

7,000円の増となりました。

第22款諸収入では、スポーツ振興くじ助成金7,161万2,000円の皆増、学校給食分担金（児童分）6,186万4,000円の増、学校給食分担金（生徒分）3,287万2,000円の増などにより、決算額は5億1,193万円で、前年度と比較し2億1,189万1,000円の増となりました。

第23款町債では、公民館整備事業債4億2,580万円の増、学校施設整備事業債2億9,390万円の増、放課後児童クラブ整備事業債2億240万円の増などにより、決算額は22億290万円で、前年度と比較し14億9,640万円の増となりました。

次に、歳出であります。

同じく22ページになります。

第2款総務費では、調整給付支給事業3億9,551万円の皆増、行政情報ネットワーク運営事業6,467万5,000円の増、賦課事務費2,260万9,000円の増、衆議院議員総選挙事業1,999万3,000円の皆増などにより、決算額は24億9,138万3,000円で、前年度と比較し6億9,662万3,000円の増となりました。

23ページに移ります。

第3款民生費では、放課後児童施設整備事業4億7,020万4,000円の増、民間保育所等管理運営事業1億5,776万1,000円の増、物価高騰重点支援事業・低所得世帯追加分2億7,637万9,000円の皆減、非課税世帯等臨時特別給付金事業1億3,164万1,000円の皆減などにより、決算額は82億166万8,000円で、前年度と比較し8億8,603万3,000円の増となりました。

第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億5,128万7,000円の減、予防接種事業6,689万2,000円の増などにより、決算額は14億5,281万7,000円で、前年度と比較し5,881万7,000円の減となりました。

第5款農林水産業費では、ふれあいの森管理事業3,613万4,000円の増などにより、決算額は3億8,219万5,000円で、前年度と比較し6,234万7,000円の増となりました。

第6款商工費では、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業9,697万7,000円の減、商工振興事業3,651万5,000円の減などにより、決算額は2億6,303万9,000円で、前年度と比較し1億4,461万円の減となりました。

24ページに移ります。

第7款土木費では、住宅維持管理費1億7,266万9,000円の増、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業1億7,150万6,000円の増などにより、決算額は22億1,921万6,000円で、前年度と比較し3億6,380万8,000円の増となりました。

第8款消防費では、常備消防事業3,661万9,000円の増、消防施設管理事業1,003万6,000円の増などにより、決算額は7億6,094万6,000円で、前年度と比較し5,335万7,000円の増となりま

した。

第9款教育費では、中央公民館維持管理費3億9,124万6,000円の増、町民体育館維持管理事業2億6,601万2,000円の増、小学校施設整備事業2億338万4,000円の増、中学校施設整備事業1億8,440万4,000円の増などにより、決算額は38億9,235万4,000円で、前年度と比較し14億109万6,000円の増となりました。

第11款公債費では、元金償還費4,304万4,000円の減などにより、決算額は15億9,120万4,000円で、前年度と比較し4,361万9,000円の減となりました。

第12款諸支出金では、公共公益施設整備基金費1億7,086万6,000円の減、減債基金費1,546万5,000円の増などにより、決算額は1億3,617万2,000円で、前年度と比較し1億6,704万2,000円の減となりました。

次に、歳出決算の性質別の状況について主な内容を御説明いたします。

ページ少しほりまして、12ページになります。

初めに総括ですが、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が99億7,669万4,000円で、前年度と比較し9億4,460万1,000円の増となり、歳出総額の46.3%を占めています。

次に、内訳であります。

13ページからになります。

まず、人件費は、職員給1億5,523万4,000円の増、会計年度任用職員報酬手当1億4,014万6,000円の増などにより、決算額は34億1,485万8,000円で、前年度と比較し3億8,708万4,000円の増となりました。

次に、14ページに移ります。

扶助費は、調整給付金の皆増によるその他2億439万3,000円の増、障害者福祉費1億7,054万1,000円の増、児童福祉（児童手当を除く）1億2,167万3,000円の増などにより、決算額は49億7,063万2,000円で、前年度と比較し6億113万6,000円の増となりました。

次に、15ページに移ります。

普通建設事業費は、放課後児童施設建設事業の皆増、中央公民館改修工事の皆増、町民体育館の改修工事の皆増などにより、決算額は38億8,772万5,000円で、前年度と比較し23億154万9,000円の増となりました。

次に、16ページに移ります。

物件費は、物価高騰による全般的な増のほか、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ終了に伴う駆け込み需要による各種予防接種委託料6,508万円の増などにより、決算額は36億8,079万9,000円で、前年度と比較し3億565万円の増となりました。

次に、12ページにお戻りください。

補助費等は、非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る国庫支出金等返還金の皆減、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業の奨励金9,727万8,000円の減などにより、決算額は21億848万1,000円で、前年度と比較し3億6,012万2,000円の減となりました。

積立金は、公共公益施設整備基金費1億7,086万6,000円の減などにより、決算額は1億3,617万2,000円で、前年度と比較し1億6,704万2,000円の減となりました。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明しましたが、詳細につきましては、阿見町歳入歳出決算書の8ページから339ページを御参照ください。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第99号について説明を求めます。

保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） それでは、議案第99号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

資料は、令和6年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書の319ページからになります。

令和6年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額49億352万円、歳出総額43億8,219万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については4億9,291万5,000円、9.1%の減、歳出については2億7,965万6,000円、6.0%の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は5億2,132万8,000円となり、前年度と比較し2億1,325万9,000円、29.0%の減となりました。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税が決算額8億235万5,000円で、1,231万9,000円、1.5%の減、国庫支出金が決算額107万6,000円で、75万2,000円、232.1%の増、県支出金が決算額30億5,597万3,000円で、2億9,098万9,000円、8.7%の減となりました。

歳出の主ものにつきましては、保険給付費が決算額29億8,080万4,000円で、2億8,422万2,000円、8.7%の減、国民健康保険事業費納付金が決算額12億6,071万2,000円で、438万8,000円、0.3%の増、保健事業費が4,375万2,000円で、245万5,000円、5.3%の減、諸支出金が決算額287万1,000円で、200万2,000円、41.1%の減となりました。

以上となります。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第100号について説明を求めます。

保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） それでは、議案第100号、令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

資料は同じく328ページからになります。

令和6年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額39億2,277万8,000円、歳出総額38億

3,422万4,000円となり、前年度と比較し、歳入につきましては1億1,901万6,000円、3.1%の増、歳出につきましては1億126万6,000円、2.7%の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は8,855万4,000円となり、前年度と比較しまして1,775万円、25.1%の増となりました。

歳入の主なものにつきましては、介護保険料が決算額9億4,322万1,000円で、7,104万7,000円、8.1%の増、国庫支出金が決算額7億4,502万6,000円で、3,965万円、5.6%の増、支払基金交付金が決算額10億477万3,000円で、4,084万9,000円、4.2%の増、県支出金が決算額5億6,445万円で、4,223万5,000円、8.1%増となりました。

歳出の主ものにつきましては、保険給付費が、施設介護サービス給付費等の全体的な伸びにより決算額36億1,027万2,000円で、9,419万円、2.7%の増、地域支援事業費が、介護予防・生活支援サービス事業費や任意事業費などで決算額1億4,077万8,000円で、1,302万3,000円、10.2%の増、基金積立金が積立てなしにより決算額0円で、増減なし、諸支出金が決算額306万7,000円で、340万2,000円、52.6%の減となりました。

以上となります。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第101号について説明を求めます。

保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） それでは、議案第101号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

資料は339ページからとなります。

令和6年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額12億8,633万5,000円、歳出総額12億8,420万2,000円となり、前年度と比較しまして、歳入につきましては1億1,715万5,000円、10.0%の増、歳出につきましては1億1,737万8,000円、10.1%の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は213万3,000円となり、前年度と比較し22万3,000円、9.5%の減となりました。

歳入の主ものにつきましては、保険料が決算額6億3,820万8,000円で、1億37万2,000円、18.7%の増、繰入金が決算額6億4,190万6,000円で、4,268万3,000円、7.1%の増となりました。

歳出の主ものにつきましては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が決算額12億5,151万7,000円で、1億2,879万4,000円、11.5%の増となりました。

説明は以上となります。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第102号について説明を求めます。

産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） 議案第102号、令和6年度阿見町水道事業会計決算の概況について御説明をさせていただきます。

阿見町公営企業会計決算書の7ページをお開き願います。

令和6年度末の給水件数は、前年度末の1万9,954件から415件増の2万369件、給水人口は、4万4,827人から735人増の4万5,562人となりました。

年間総配水量は471万9,019立方メートルで、前年度より4,231立方メートル減少しました。

また、水道普及率は、前年度より0.8ポイント増の90.5%になりました。

続きまして、収益的収支についてですが、水道事業収益12億8,462万1,683円に対し、水道事業費用10億9,236万7,827円となり、消費税抜きで1億5,497万8,966円の純利益となりました。そのうち、長期前受金戻入分を除く3,528万4,317円を建設改良積立金等に積み立てる予定です。

収益事業の主な内容につきましては、給水収益が10億8,566万6,623円で、全体の83.6%を占めています。

また、事業費用の主な内容につきましては、受水費3億4,658万6,363円であります。

次に、資本的収支についてでございますが、資本的収入3億12万4,000円に対しまして、資本的支出は5億6,963万5,721円となりました。

支出の主な内容につきましては、施工監理及び実施設計委託料6,968万5,000円、工事請負費4億1,032万6,000円、企業債償還金7,864万1,795円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第103号について説明を求めます。

産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） 続きまして、議案第103号、令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算の概況について御説明をさせていただきます。

阿見町公営企業会計決算書の37ページをお開き願います。

令和6年度末の公共下水道事業の水洗化件数は、前年度末の1万6,321件から337件増の1万6,658件、水洗化人口は3万5,407人から180人増の3万5,587人となり、水洗化率は前年度より3.6%減の95.2%となりました。

年間総排水量につきましては681万1,786立方メートルで、前年度より15万5,227立方メートルの増加となりました。

続きまして、農業集落排水事業の水洗化件数につきましては、前年度末の548件から8件増の556件となり、年間総処理水量は13万8,891立方メートルで、前年度より1万7,695立方メートルの減少となりました。

続きまして、収益的収支についてですが、公共下水道事業の収益的収支では、下水道事業収益15億4,369万1,760円に対し、下水道事業費用は13億7,708万5,510円となり、消費税抜きで1億3,462万4,590円の純利益となりました。

事業収益の主な内容につきましては、下水道使用料が8億5,064万3,585円で、全体の55.1%を占めております。

事業費用の主な内容につきましては、流域下水道維持管理負担金4億4,854万5,000円でございます。

次に、農業集落排水事業の収益的収支でございますが、下水道事業収益が1億9,177万4,710円に対しまして、下水道事業費用1億6,333万5,653円となり、消費税抜きで2,931万7,611円の純利益となりました。

事業収益の主な内容についてでございますが、農業集落排水使用料が2,790万7,825円で、全体の14.6%を占めております。

事業費用の主な内容につきましては、処理場費3,204万5,844円でございます。

続きまして、資本的収支についてですが、公共下水道事業の資本的収支では、資本的収入が5億4,640万8,803円に対しまして、資本的支出は9億510万450円となりました。

支出の主な内容につきましては、工事請負費3億5,735万7,300円、企業債償還金4億1,807万1,603円でございます。

次に、農業集落排水の資本的収支でございます。資本的収入が2,876万6,067円に対しまして、資本的支出は6,028万3,266円となりました。

支出の主な内容につきましては、企業債償還金5,973万3,266円でございます。

以上が下水道事業の決算の概況になります。

続きまして、資料の34ページをお開き願います。

剰余金処分計算書（案）でございます。

こちらは、下水道事業会計の決算に伴う利益の処分につきまして、その一部で条例に定めのない処理を行う必要が生じましたことから、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、今回、議会の議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、未処分利益剰余金の当年度末残高2億2,793万5,218円のうち、当年度純利益相当額1億6,394万2,201円を減債積立金に積み立て、そのうち資本的収支の補填財源として7,795万1,607円を取り崩すものでございます。

なお、取り崩した7,795万1,607円を含む1億4,194万4,624円につきましては、条例第6条第4項に基づき、資本金への組入れを行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野口雅弘君） 以上で担当部長からの説明を終わります。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

6番 武井浩君。

○6番（武井浩君） 議案第98号の一般会計歳入歳出決算書についてお尋ねしたいんですが、事務的なことなんですが、20ページ、町税のところですが、備考欄にこれまで収入歩合の記載があったんですけど、今回収入歩合の記載がないようですけれども、あったほうがいいと思うんですが、なぜないんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長 黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

今回、決算書をPDFという形で整理した関係で、その部分を盛り込むことはできませんでして、その部分を主要施策の成果及び予算執行実績報告書の25ページに掲載してございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） なお、この件は予算決算特別委員会で全員が参加して質疑ができますので、この場ではなく、予算決算特別委員会でやってもらったほうがいいかと思います。

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第98号から議案第103号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る9月30日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第105号 かすみ公民館大規模改修工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第10、議案第104号、阿見中学校屋内運動場屋根改修工事請負契約について、議案第105号、かすみ公民館大規模改修工事請負契約について、以上2件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第104号及び議案第105号の工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案2件は、工事請負契約に関して、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第104号、阿見中学校屋内運動場屋根改修工事請負契約について申し上げます。

本案は、経年劣化により防水機能、断熱性能が低下した阿見中学校屋内運動場の屋根について、改修工事を実施するものであります。

議案第105号、かすみ公民館大規模改修工事請負契約について申し上げます。

本案は、かすみ公民館の老朽化に伴い、安全対策や機能維持のため、改修工事を実施するものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第104号から議案第105号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月30日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第106号 町道路線の廃止について

議案第107号 町道路線の認定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第11、議案第106号町道路線の廃止について、議案第107号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第106号の町道路線の廃止及び議案第107号、町道路線の認定について提案理由を申し上げます。

議案第106号、町道路線の廃止についてでありますが、都市計画道路開通による既存路線の付け替え等に伴い、不要となった路線を廃止するものであります。

議案第107号、町道路線の認定についてでありますが、こちらは開発行為により新設された路線を、新たに町道として認定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第106号から議案第107号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月30日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第108号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めるについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第12、議案第108号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第108号の阿見町監査委員の選任につき同意を求めるについて提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任すると規定されており、任期は4年であります。

佐藤修一氏は、9月30日をもって任期満了となります、人格が高潔で、優れた識見を有し、適任であることから、引き続き選任いたしたく提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第108号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第108号については、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第108号については原案どおり同意することに決しました。

議案第109号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第13、議案第109号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第109号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会委員である小林和裕氏が令和7年10月12日に任期満了を迎えることから、後任の教育委員会委員として田島峰子氏を任命いたしました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、教諭として長年にわたり県南地区の小中学校に勤務し、平成30年3月に阿見町立朝日中学校長を最後に退職され、現在、阿見町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員、舟島小学校学校運営協議会委員を務める傍ら、保護司としても活躍されております。

地域住民からの信頼も厚く、人格、識見ともに優れ、女性委員登用の上でも、教育委員会委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第109号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第109号については、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第109号については原案どおり同意することに決しました。

請願第1号 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第14、請願第1号、ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願を議題とします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託します。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月30日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第15、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託します。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月30日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

請願第3号 日本航空株式会社（JAL）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第16、請願第3号、日本航空株式会社（JAL）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願を議題とします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託します。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月30日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時49分散会

第 2 号

[9 月 10 日]

令和7年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月10日（第2日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	長 千 葦 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	宮 崎 智 彦	君
町 長 公 室 長	小 倉 貴 一	君

総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
税務課長	菅谷隆宏君
社会福祉課長兼 福祉事務所準備室長	湯原将克君
こども未来課長	大塚淳君
おやこ支援課長	山崎由紀子君
学校教育課長	飯塚洋一君
生涯学習課長	大橋雅道君
指導室長兼 教育相談センター所長	細田愛君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和 7 年第 3 回阿見町議会定例会

議事日程第 2 号

令和 7 年 9 月 10 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和7年第3回定例会

一般質問1日目（令和7年9月10日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 武井 浩	1. 児童発達支援センターの設置について 2. 原付・小型バイクのご当地ナンバーについて 3. 部活動の地域移行について	町長 町長 教育長
2. 佐々木 芳江	1. 阿見町におけるG I G Aスクール構想について	教育長
3. 高野 好央	1. 温水プールの進捗状況は	町長
4. 細田 正幸	1. 選定療養費について	町長・教育長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、6番武井浩君の一般質問を行います。

6番武井浩君の質問を許します。登壇願います。

〔6番武井浩君登壇〕

○6番（武井浩君） 皆さん、おはようございます。武井浩でございます。今回も一生懸命質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、児童発達支援センターの設置について質問をいたします。

発達障害者支援法が平成17年に施行されて20年が過ぎました。自閉症やアスペルガー症候群などのPDD——広汎性発達障害、LD——学習障害、ADHD——注意欠陥多動性障害など、発達障害という言葉は社会に広まりつつあると思います。文部科学省の資料によりますと、障害の特性に合わせた特別の指導を受ける通級指導を受けている発達障害の児童生徒の数は、10

年間で4倍に増えていることが分かります。

平成30年度からは、これまでの小学校・中学校に加え、高校での通級指導も開始されるようになるなど、学校教育における対策は進んできていると思いますが、発達障害への対応としては、発達障害の症状発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であるとされているところであります。

このことは、発達障害者支援法第3条の中において、次のように規定されております。

「国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。」とされております。

そのような中、平成24年の改正児童福祉法により、児童発達支援センターが創設をされ、さらに令和6年4月に施行された同法改正によりまして、同センターは、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけをされております。

町においては、障害のあるお子さんや発達の気になるお子さんの発達支援を目的とした障害児療育事業として「つぼみ教室」を実施しておりますが、残念ながら開設時間も限られています。発達の遅れや障害のある就学前のお子さんが早い段階から専門的な配慮・支援を受けることは、発達障害のあるお子さんが失敗やうまくいかない経験から抱える二次的な問題を減らし、さらに、お子さんに合ったよい経験を増やすことでお子さんの成長につなげていくことができるのでないかと思います。

そこで、阿見町にも児童発達支援センターを早期に設置することを提案するとともに、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目、発達支援を必要としている未就学児の人数などの状況について、分かる範囲で教えてください。

2点目、児童発達支援センターについて、どのように考えていますか。

3点目、同センターに専門的な職員を配置することで、保護者の方々の療育相談にも積極的に対応できる体制を整えてほしいと思います。いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

武井議員の、児童発達支援センターの設置についての質問にお答えいたします。

1点目の、発達支援を必要としている未就学児の人数などの状況についてであります。

令和6年度に実施した1歳6か月児健診及び3歳児健診において、発達面で支援が必要な児童は、疑いも含めて105名おりました。こうした児童の保護者に対し、町では、専門医療機関を紹介するとともに、発達の遅れや子供との関わり方などについて専門職への発達相談ができる「親子相談ルームくれよん」において、心理相談員や保健師などの専門スタッフが個別の相談に応じており、そのほか、作業療法士が遊びや日常生活動作面での助言等を行う「つぼみ教室」を定期的に開催してまいりました。

「親子相談ルームくれよん」の令和6年度の利用児童数は67名で、前年度と比較すると約52%増加しており、「つぼみ教室」の利用児童数は26名で、前年度と比較すると約44%増加しております。また、民間事業者が行っている未就学児への児童発達支援事業の利用児童数は74名で、前年度と比較すると約37%増加しており、いずれも増加傾向にあります。

2点目の、児童発達支援センターについてどのように考えていますかについてであります。

児童発達支援センターとは、児童福祉法に基づき、地方公共団体や社会福祉法人等が設置運営する施設であり、児童発達支援を行うほか、施設を有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設です。発達に不安がある子供の早期療育が実施できる重要な施設であると考えております。

こうした中、町では現在、民間事業所から児童発達支援センターの設置について相談を受けているところであります、町といたしましては、まずはその実現に向け積極的に支援してまいります。

3点目の、同センターに専門的な職員を配置することで、保護者の方々の療育相談にも積極的に対応できる体制を整えてほしいについてであります。

児童発達支援センターの職員配置につきましては、国の定める基準に基づき児童指導員及び保育士が必須となるほか、機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員の配置が必要となります。また、医療的ケアを行う場合には、看護師などの資格を持つ職員の配置が必須となります。保護者への療育相談につきましては、これらの専門職が幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援を実施することとなります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 再質問します。

ただいま御答弁いただいた「親子相談ルームくれよん」「つぼみ教室」とともに、前年度と比較しますと人数が大幅に増えているようでございますが、その要因についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

「親子相談ルームくれよん」の相談実績が増えている理由といたしましては、令和5年度までは1名の心理相談員で対応しておりました。月3回が限度でしたが、令和6年度には心理相談員が2名体制に変更になり、月4回まで相談日程を確保することができたためであります。これにより、相談を希望する方を長くお待たせすることなく、相談対応が可能となりました。

また、「つぼみ教室」の増加理由としましては、「親子相談ルームくれよん」との連携が強化され、「くれよん」から「つぼみ教室」への誘導数が増加していることが理由の1つと考えられます。

現在の利用登録者数ですが、26名のうち4歳以上が5名、残り1歳から3歳までの児童は21名、うち1歳6か月健診、3歳児健診及び「親子相談ルームくれよん」を実施している親子支援係の紹介者数は12名と、半数以上を占めています。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 今の御答弁で、1歳6か月児健診とか3歳児健診が非常に誘導段階として大事ということが分かりましたが、その際、発達面で気になることというのは具体的にどのようなことが多いのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

具体的な内容といたしましては、言葉の遅れ、対人関係・行動上の問題、多動傾向、自閉傾向などが挙げられます。健診後直接医療機関への紹介を行ったり、「親子相談ルームくれよん」を紹介し、そこから専門機関や児童発達支援事業所等につなぐ支援を行っており、令和6年度に意見書・紹介状を出した件数は43件となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 先ほど町長答弁で、児童発達支援センターにつきましては民間の事業所からの相談を受けており、町としては実現に向け積極的に支援していきたいとの御答弁をいたしました。

現時点ではかかる範囲で結構ですので、この設置に向けたスケジュールの見通しについてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

設置に向けたスケジュールについてですけれども、町と民間事業者で協議調整を現在実施しております、現時点の状況としましては、令和7年度に、民間事業者による児童発達支援センターでの実施事業内容の確認、センターの規模及び設置場所の決定、また、民間事業者による児童発達支援センター建設に向けての次世代育成支援対策施設整備交付金の申請に向けて、県への確認及び書類提出を行う予定です。

令和8年度には、民間事業者による県への交付金申請及び内示決定後、施設建設及び事業認可申請の提出を行う予定です。

令和9年度には、民間事業者による児童発達支援センター開設といったスケジュールで、現在事業者と調整、検討を行っている段階でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。児童発達支援センター、お子さんたちへの発達支援、これは一番に考えないといけないわけでございますが、併せて、やはりそういうお子さんを抱えた保護者の方々への対応もとても大切なことではないかと思います。

児童発達支援センターが、ただいまの答弁のように開設された際には、町としてどのようにセンターと連携しながら保護者の方々の相談支援につなげていくのか、現時点で想定される範囲で結構ですので、その内容をお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

児童発達支援センターが開設された場合の連携につきましては、児童発達支援センター内で「つぼみ教室」を実施することを決定しております。

児童発達支援事業では、子供のみが療育支援を受けることに対し、「つぼみ教室」は親子ともに参加する事業になっているため、就学前の子供を1人で預ける親の不安解消、療育支援に対する親子の理解を深める効果があります。

また、親同士の交流や作業療法士からのアドバイスの場として、親のみが参加する月1回の茶話会も実施しております。

一例としましては、療育支援に抵抗がある親子が、「つぼみ教室」で親同士の交流も含む療育支援を体験してもらい、その後に子供はより専門的な支援を行う児童発達支援事業の利用、親は児童発達支援センターの家族支援を利用する流れが1つの想定と考えております。

「つぼみ教室」を児童発達支援センターに置くことで、切れ目のない一貫した療育支援の提供ができ、さらに児童発達支援センターの4つの機能が加わることで、子供を取り巻く身近な家庭をはじめ、母子保健・医療・教育と連携が強化され、地域全体の療育支援の底上げとなっ

ていくと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

現在想定されている児童発達支援センター、これは発達障害児が主な対象になるかとは思うんですが、身体障害あるいは知的障害など、障害者手帳・療育手帳をお持ちになっているようなお子さんは対象となるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

センターの受入れにつきましては、身体障害・知的障害など障害者手帳・療育手帳をお持ちになるお子さんについて対象となっております。ただし、医療ケアを要する児童につきましては、専門職の配置状況によっては困難な場合もございます。

また、それぞれの障害特性に合わせたサービスの案内が相談可能となります。

以上となります。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。これまでの質疑を通してはつきり分かったと思うんですが、発達の気になるお子さんを可能な限り早期に発見をして、就学前に必要な支援をするということが、誰一人取り残さない社会にもつながっていくのではないかでしょうか。

不安を抱えるお子さんたちや保護者の皆様の負担が少しでも減り、将来に希望を持って歩んでいけるよう、一日も早く児童発達支援センターが設置されるようお願い申し上げ、この質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

原付・小型バイクのご当地ナンバーについてでございます。

令和9年11月の市制施行に向けた準備として、町では7つの市制施行検討部会が設置をされ、部会ごとに様々な検討が進められていることと思います。町から市になることで、福祉事務所が設置をされることになり、生活保護業務や児童扶養手当支給業務など、様々な福祉業務が県から権限移譲されるわけでございますが、業務の増大に伴いまして、これまで以上にDXの推進を図っていかなければならぬと思います。

また、施設等表示部会では、公共施設の案内板や名板等の更新について、費用対効果と必要性を検討し、その方針も決定されているところでございます。原則、公民館・学校等の公共施設の名板等については、市制に合わせて更新を実施する予定とのことですが、阿見町と記載が

あっても、所有者を表記するのみであり、その表示物等の機能性や利便性に影響がなく、その表示物等の利用者に混乱や不快感が生じないものであれば、市制に合わせて更新せず、その表示物の更新時期に合わせて更新するとしたわけであります。

各部会の担当職員をはじめ、市制に向けた準備作業に取り組まれている職員の方々の日々の努力に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

しかし、現在阿見町と表記されているものは、公共施設や印刷物などだけではありません。原付・小型バイクと呼ばれる原動機付自転車のナンバー——課税標識も阿見町ナンバーですから、市制に合わせて表記を変える必要があると思います。県内の市町村では、地元のキャラクターなどを入れたご当地ナンバーを発行している例があります。

例えば、龍ヶ崎市では公式マスコットキャラクター「まいりゅう」と市内の風景をイメージしたデザインの「まいりゅうナンバー」を交付しております。市制施行の際に、ナンバープレートを作り直すのであれば、新市のイメージアップにもつながると思いますので、ご当地ナンバーの導入を提案いたします。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1点目、県内市町村のご当地ナンバーの状況について教えてください。

2点目、市制に合わせて、阿見町でもご当地ナンバーを導入するよう広報PRイベント部会で検討されたらいかがでしょうか。

3点目、市制に向けた現在の準備状況と各種PRについて、お伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　原付・小型バイクのご当地ナンバーについての質問にお答えいたします。

1点目の、県内市町村でのご当地ナンバーの状況についてであります。

ご当地ナンバーは地域の観光振興や地元の魅力発信を目的としております。また、住民の郷土愛の醸成や地域の一体感の向上にも寄与し、地方創生の推進にも資するものとなっております。現在、44市町村中26市町村がご当地ナンバーを導入しております。

2点目の、ご当地ナンバーを導入するよう広報PRイベント部会での検討についてであります。

ご当地ナンバーにつきましては、今年度より市制施行推進広報PRイベント部会において検討することとなっております。ナンバーデザインに町のシンボルや名所旧跡、町公式マスコットキャラクターの「あみっペ」などを盛り込み、令和初の市制施行を町内外へ強くアピールすべく、ご当地ナンバー導入に向け準備を進めてまいります。

3点目の、市制に向けた現在の準備状況と各種PRについてであります。

市制に向けた現在の準備状況につきましては、市制施行にかかる電算システムや看板等の改

修費用などを算出し、令和8年度3か年実施計画に計上するとともに、法的手続の内容とスケジュールについて、県と協議を進めております。市制に向けたPRにつきましては、市制施行の機運醸成を全町民一体となって段階的に高めるために、今年度はさわやかフェアでのPRのほか、町村合併70周年記念式典において、市制推進ロゴマークの発表を予定しております。

また、令和8年度以降については、既存イベントを活用したPRを実施するほか、小中学校記念給食の実施、カウントダウンイベントや閉庁式・開庁式・記念式典等の実施を予定しております。今後、詳細が決定次第、改めて議会へ報告させていただきます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 再質問させてもらいます。

現在交付されている課税標識の種類と交付数について教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

当町における課税標識の交付状況についてでございます。

令和7年8月末現在で、原動機付自転車の排気量50cc以下の車両には、白色ナンバーで1,237枚、それから排気量90cc以下の車両は、黄色ナンバーで144枚、それから排気量125cc以下の車両にはピンクナンバーで428枚を交付しております。また、小型特殊自動車には、緑色ナンバーで718枚、それからミニカーには、青色ナンバーで20枚を交付しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

ご当地ナンバーが交付された場合、今乗っているバイク等のナンバーを新しいご当地ナンバーに交換することは可能なのでしょうか。また、その場合、手数料とかかかるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

ご当地ナンバーが導入された際に、現在お乗りのバイク等のナンバーを交換することは可能でございます。なお、希望された方に対しましては、無料での交換を検討しております。ただし、同じ番号での変更はお受けいたしません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 小型特殊自動車——農耕用が中心かと思うんですが、あると思うんですが、これはどのようになるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

小型特殊自動車、主に農耕車でございますので、一般道での露出の機会が少ないと、ご当地ナンバープレートによる地域PR効果、こちらにつきましては、原動付自転車に比べて、やや劣るものと考えてございます。そういうことで、費用対効果等も踏まえまして、今後慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。農耕用の車のナンバーについては、農業者とか、そういう方々の意見も頂戴しながら検討していただきたい、そう思います。

次に、市制施行に向けた準備の中で、先ほど御答弁もるるございましたが、来月から国勢調査がいよいよ始まるわけでございます。調査員の確保や研修などの準備状況について、お伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

国勢調査につきましては、9月20日からの各世帯への調査票配布に向けまして、様々な準備を進めているところでございます。今回250名の調査員に従事していただきますが、行政区の区長さんの推薦による御尽力等いただきまして、なかなか確保できない市町村ございますけれども、確保することができております。

また、調査員の事務打合せ会、こちらにつきましては、昨日9日の午後2時から開催しているところでございまして、13日の土曜日まで毎日5回に分けて実施してまいります。5年に一度の事業で期間が限られた大変な業務でございまして、苦労する面多々ございますが、現在のところ順調に進められているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。順調に進んでいるということをお伺いして、安心をいたしました。よろしくお願いしたいと思います。

今回、私はご当地ナンバーの提案をさせていただきました。ぜひ、新しい市にふさわしいデザインのご当地ナンバーを導入していただきたい、そう思うわけでございます。このほか、市制に向けた様々なPRイベント、あるいは市制施行後のPRイベントも含めて、色々企画していただけたらと思います。

以上でこの質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 続きまして、部活動の地域移行について質問をいたします。

学校の部活動には、運動部・文化部と様々な部活動があります。この部活動に入ることによって得られるメリットとして、同じような目標・目的を持つ仲間たちとの深い人間関係の構築によるチームワーク、あるいはリーダーシップの育成、体力の向上、さらには生涯のキャリア形成などに直接、間接的に結びついたりすることもあるかと思います。このように部活動というのは、豊かな学校生活を送るための大切な活動の1つであると思います。

また、学校教員の方々の働き方改革の一環として、スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度から教員が担ってきた中学校の運動部・文化部の活動を、地域の団体や人材に段階的に移行する取組を進めておりました。

当初、令和7年度末をめどとした改革推進期間を設定していましたが、現在は、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめに基づき、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たな改革実行期間として、地域移行を進める方向性が示されています。

部活動の地域移行は、現在どのような進捗状況なのか、課題は何なのかについて、次のことをお伺いいたします。

1点目、町立中学校で地域移行が完了している部活動にはどのようなものがありますか。

2点目、安全管理と指導者人材の募集については、どのように取り組まれておられますか。

3点目、近隣市町村の地域移行の状況を教えてください。

4点目、指導者が見つからないという話も聞きますが、地域移行における課題には何があるのでしょうか。

5点目、阿見町が目指す地域移行とは、どのようなものなのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君） 皆さん、おはようございます。私から、部活動の地域移行についての質問にお答えいたします。

1点目の、町立中学校で地域移行が完了している部活動についてであります。

中学校における部活動の地域移行は、生徒の多様なニーズに応えるとともに、教員の働き方改革を進める観点から、当町では令和6年度より阿見町部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、休日の部活動を段階的に地域クラブへ移行するための検討を進めております。

現在までに地域移行している部活動は、各中学校に指導者を派遣している弓道、拠点校を設

定して合同練習を行っている女子バレー、そして町立3中学校合同で取り組んでいる陸上競技となります。

2点目の、安全管理と指導者人材の募集についてであります。

安全管理につきましては、生徒の安心安全を確保することが何より重要であると考えております。当町では、指導者研修の実施とスポーツ安全保険への加入を基本に取り組んでおります。具体的には、活動開始前の留意事項や緊急時の対処方法などについての研修を行っており、今後は実際の活動を通じて得られた経験や課題を踏まえ、より実践的な対応能力を向上させていく予定です。

また、指導者人材の募集につきましては、町ホームページでの周知に加え、町内企業、大学等へのポスター掲示やチラシ配布を行っております。しかしながら、生徒の多様なニーズに応えるには、専門性を有する指導者の安定的な確保が喫緊の課題であると認識しており、今後も継続的に取り組んでまいります。

3点目の、近隣市町村の地域移行の状況についてであります。

近隣市町村においても、国の方針に基づいた取組が始まっていますが、その進め方や進捗は市町村ごとの実情に応じて様々であります。先行している自治体では、特定の1つの中学校区や人気のある競技をモデルケースとして、休日の活動から段階的に地域クラブへの移行を進めながら、指導者確保や受益者負担の在り方など課題整理が行われております。

一方で、多くの自治体は、受皿となる地域クラブや団体の発掘・育成、指導者人材のリストアップ、保護者との合意形成といった準備段階にあると聞いております。共通する課題は、指導者の確保、特に専門的な知見を持つ人材をいかに見つけ、継続的に関わっていただくかという点、そして活動場所の確保や財源の確保などであり、当町といたしましても、近隣市町村の動向を注視し、先行事例の成果や課題を分析することが重要であると考えております。

4点目の、地域移行における課題についてであります。

議員御指摘のとおり、継続的に関わっていただける指導者の確保は最も大きな課題でございます。これに加え、学校・公共施設での活動場所の確保、指導者謝礼等の財源、保護者負担の在り方、安定した運営団体の育成、保護者の協力体制など、課題は多岐にわたっております。これらは互いに関連しているため、一つ一つ関係者と協議を重ねながら解決策を模索してまいります。

5点目の、阿見町が目指す地域移行とはどのようなものですかについてであります。

当町が目指す地域移行は、単に部活動の担い手を学校から地域クラブへ移すことではございません。こどもたちにとって、学校の枠を超えた多様な選択肢と専門的な指導を受けることが可能となり、学校に存在しない競技や文化活動にも参加できるようになります。また、教員

が授業や生徒指導といった本来業務に専念できる環境をつくり、働き方改革を推進してまいります。

さらに、地域住民や保護者が活動の運営・サポートに関わることで、多世代交流が広がり、地域力の向上にもつながります。学校・家庭・地域が連携し、こどもたちの成長を支える、持続可能な仕組みを構築することが、当町の目指す地域移行の姿でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） それでは、再質問いたします。

平日の部活動は、どのような形になるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

平日の部活動につきましては、これまでどおり学校での活動を基本といたします。まずは令和8年度までを目標としまして、休日に活動している部活動の地域移行を段階的に進めてまいります。その後、平日の部活動についても、休日の移行状況や地域の受皿の整備状況を踏まえまして、検討を進めてまいる考えでございます。現段階では具体的な時期等は定まってございません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。段階的に取り組んでいかれるということが理解できました。

今年度中に地域クラブに移行するものには、何があるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

今年度は卓球、バスケットボール、サッカー、剣道の4種目について地域移行を目指しております。また、その他の種目につきましても、広く指導者を募集しております。条件が整つたものにつきましては、前倒しで地域移行を進めることも視野に入れて進めてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

広く指導者を募集されているということでございますが、指導者の募集に対する応募状況、どのようになっているのか教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

今年度地域移行を目指している種目である卓球、女子バスケットボール、剣道について、それぞれ指導者の応募をいただいております。しかしながら、円滑な地域移行にはまだ十分な人数が確保できていない状況でございますので、引き続き募集を継続してまいります。また、その他の種目としまして、ソフトテニス、バトミントンについても御応募いただいている状況でございます。

既に地域移行を行った種目も含めまして、指導者の確保は地域移行を進める上で大きな課題でございますので、より一層募集広報を強化しまして、安定的な運営体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

ただいまの話でも運動部の関係の話が多いと思うんですけど、部活動には、いろんな科学部とか吹奏楽部とか様々文化系の部もあると思います。これはどのようになるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えします。

文化系の部につきましては、今議員御紹介いただきましたとおり、科学部や美術部、そして吹奏楽部などがございます。これらの部は、平日のみ活動している部もございますが、一部の部活動につきましては休日も活動しておりますので、学校側と調整しまして、休日の地域移行について順次進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

部活動といいますと、様々な部活動で県大会とか、いろんな大会に出る場面もあると思うんです。この地域移行した場合、大会への参加方法など、手続とか参加する仕組みとか、そういうのはどうなるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

中学校の部活動が大会に出場する場合には、中学校体育連盟が主催する大会に出場となりますので、連盟への登録が必要となってまいります。現在進めております地域移行の枠組みとしては、活動主体はあくまで学校部活動となりますので、これまでどおり学校を通して連盟に登録し、大会に参加できる体制を維持してございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

次に、地域移行に伴う保護者負担というのはどうなるんでしょうか、教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

現在、地域移行を既に実施しております3種目につきましては、指導者謝礼などの費用を保護者に御負担いただくことは、現在はございません。しかし、国の部活動改革では、地域の実情に応じて安定的、継続的に取り組めるように、受益者負担と公費負担のバランスを検討する必要があるとされておりまして、国県市町村それぞれ支え合うことが重要であるというふうに示されております。

また、この受益者負担の水準につきましては、現在、国のほうで具体的な目安を示すということで検討が行われておりますし、今年度内に示されるということがアナウンスされておりますので、そこを注視している状況です。

本町といましても、持続的な運営体制の構築が重要であると認識してございますので、国の方針や近隣市町村の動向を踏まえまして、公費負担と保護者負担の在り方について検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。受益者負担の問題、やはりお金があるなしで部活動ができる、できないということにつながることのないように、慎重な検討をお願いしたいと思います。

次に、地域移行には当然時間がかかるものだということを理解しておりますが、生徒の皆さんや保護者の方々への情報提供ですね、情報不足によって不安を与えるようなことがあってはいけないと思っております。地域移行に関する情報の周知方法についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

地域移行に関する周知につきましては、町ホームページや学校で使用しております保護者向けのマーリングリスト、こういったものを活用しまして必要な情報を伝えているところでございます。また、移行する種目ごとに説明会を開催するとともに、新入生の保護者説明会等におきましても、町の地域移行の状況や現在の考え方、進め方を丁寧に説明しているところでございます。

今後も、生徒や保護者の皆様に不安を与えることがないように、分かりやすくタイムリーな情報提供に努め、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。ぜひ、周知方法いろいろ工夫していただきながら、不安を与えないように取組よろしくお願いしたいと思います。

教育長答弁にもありましたように、学校・家庭・地域が連携し、子供たちの成長を支える持続可能な仕組みを構築することが、阿見町の目指す地域移行の姿であるとのことでございます。まさにそのとおりであると私も共感いたします。多世代による交流が広がり、地域力の向上にもつながることと思います。

部活動の地域移行はまだ道半ばでございますが、学校の先生方をはじめ、担当する生涯学習課の職員の皆様の苦労も絶えないことかと思いますが、ぜひとも、生徒の皆さんのために、地域移行してよかったですと思えるような形になるように御尽力賜るようお願い申し上げて、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで6番武井浩君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前10時55分といたします。

午前10時49分休憩

午前10時56分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番佐々木芳江君の一般質問を行います。

8番佐々木芳江君の質問を許します。登壇願います。

〔8番佐々木芳江君登壇〕

○8番（佐々木芳江君） 皆様、おはようございます。私は幸福実現党の佐々木芳江でございます。本日も一般質問をさせていただきます。

本日は、阿見町におけるGIGAスクール構想について質問させていただきます。

GIGAスクール構想は、国が2019年12月に発表した教育政策です。背景には、当時、日本のICT教育は海外に比べて遅れているという認識がありました。そこで、国はGIGAスクール構想により、小中学校を中心に1人1台端末の整備を進め、デジタル機器の活用を急速に広げています。文部科学省では、学習用デジタル教科書を紙の教科書と同等の正規教材として位置づける方向で制度の見直しが進められており、全国の学校現場で段階的な導入が進められ

ています。

一方で、教育先進国では学力や集中力への悪影響が顕在化したことから、紙の教科書へ方向転換が進んでいます。日本国内でも、デジタル教材に過度に依存することで教育の本質を失わせるのではないかとの懸念が指摘され始めました。今後、地域の子どもたちにとって本当に望ましい教育環境の在り方を主体的に検討するべき時期が来ていると考えます。

以上を踏まえ、以下3点について伺います。

1点目、G I G Aスクール構想導入後の状況と実態評価について。

2点目、G I G Aスクール構想のICT活用の課題と今後の対応について。

3点目、G I G Aスクール構想の費用対効果について。でございます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君）　阿見町におけるG I G Aスクール構想についての質問にお答えいたします。

1点目の、G I G Aスクール構想導入後の状況と実態評価についてであります。

タブレットにつきましては、これからデジタル社会を見据えて、学習ツール、学びの道具、文房具としての活用が求められています。当町では、国が示す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両立を目的として、1人1台端末を整備し、全児童生徒へ配布したことにより、タブレット操作に慣れて、学習への関心・取組などによる影響、効果が出ております。

教師たちが授業を進める上でも便利な面がとても多く、効果を上げており、毎日ほぼ全ての授業で使用している上に、休み時間にも自由に活用できるようにしております。家庭に持ち帰り、家庭学習で活用することもあり、特に中学校では毎日持ち帰りを行っております。また、長期休業中や感染症による学級閉鎖などの際にも持ち帰りを行っており、感染症による学級閉鎖の際には、オンラインホームルームを行ったり、学習や学校との連絡ツールとして活用するなどしておりました。

デジタル教科書などのデジタル教材につきましては、町として徐々に導入しております。学校では、児童生徒の実態に合わせて効果的に活用できるように、使用している学年や教科部会で活用方法を検討するなど工夫しております。

このようなことから、児童生徒のほとんどはタブレットを活用することを好む傾向があり、教師からは学習指導の利便性が向上したことを評価する声が多く上がっており、保護者からは、自分たちの時代の授業風景と比べて、その進歩の度合いに驚かれる様子もうかがえます。

これらのメリットから、全体的に導入と活用をおおむね好意的に捉えていると考えております。

2点目の、GIGAスクール構想のICT活用の課題と今後の対応についてであります。

児童生徒は、ICT、タブレットの活用による学習に興味を持って取り組むことで学習への意欲を高めています。一方で、情報モラルや視力・体力の低下など、心と体に及ぼす影響が危惧されております。これらの影響やその対処法について、児童生徒への指導は計画的に行うとともに、学校生活の様々な場面で機会を捉えて指導しております。さらに、自分たちでルールづくりをするなどして、自発的に考える機会をつくるようにしております。

議員御指摘のとおり、デジタル教育を早く進めた国々において、デジタル教材への過度の依存による悪影響を懸念して、以前の教育方法への方向転換を進める動きがあることに関しては、文部科学省から「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」と方針が示されたため、この方針に則って進めてまいります。

児童生徒にとって最も効果的な学習の在り方を最優先に環境を整備し、先行自治体や先進地域の最新の情報を参考に調査研究を進めてまいります。そして何よりも、児童生徒の実態と現場の声に耳を傾けながら効果的な活用方法を検討してまいります。

3点目の、GIGAスクール構想の費用対効果についてであります。

「GIGAスクール構想」は、新型コロナウイルス感染症の影響で当初の予定よりも前倒しで実施されました。実施に向けて、1人1台端末配備の予算確保、情報端末を使いやすい環境づくり、教師・児童生徒の利活用に向けての学校へのICT支援員の配備など様々な点から環境整備を進めてまいりました。今後も、さらに学びに役立つコンテンツやシステムの導入、タブレットの入替えなど莫大な予算が必要となります。

「全国学力・学習状況調査」の結果からタブレットなどのICT機器の活用による成果が認められるようになっておりますが、国としての「GIGAスクール構想」の検証も始まったばかりでございます。教育における成果を費用対効果としてどう見取るかは現在のところ難しいものであり、当町における成果を見極めるには、様々な観点からの検証にいましばらく時間がかかると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

GIGAスクール構想導入後の状況と実態評価についての中で、学習への関心・取組などに良い影響、効果が出ておりますとのことですが、実際にはどのような影響や効果がありますで

しょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

学習への関心・取組のよい影響、効果の具体例として、主なものを2点挙げます。

1点目は、学習意欲の向上です。特に、授業の導入時に効果的な資料やデータ・映像などを瞬時に視覚化することで、児童生徒の興味関心を高めることができます。大きな電子黒板に映像を映すことや、児童生徒一人ひとりのタブレットに映すことなど可能なので、先生方は効果的な方法で児童生徒のやる気を引き出しております。

2点目は、問題解決能力の育成です。例えば課題に対して、児童生徒は、それぞれに考えを持ちます。もちろん、自分と同じ考えもあれば、違う考えもございます。それを瞬時にまとめ、データ化することや表示することで、友達の考えを知ったり学級の傾向をつかんだりすることができ、自分の考えをより深めることなどに役立っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。効果についてであります、児童生徒のやる気を引き出す工夫とか、自分の考えを深めることに役立っているということは、本当に、少しほっといたしました。ありがとうございます。

それでは、タブレットについてなんでございますけれども、自宅にタブレットを持ち帰ることに対して、教育委員会では何かルールを定めておられるんでしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

家庭でのタブレットの使用につきましては、委員会から各学校を通して保護者向けに文書を配布しております。使用についての注意事項や、タブレットの利用確認書を保護者と児童生徒に記入してもらい、家庭での使用のルールも考えてもらうなど周知徹底を図っております。

自宅に持ち帰る上でのルールの主なものは、次の5点あります。1つ目は、学習以外では使わない。2つ目は、保護者の目の届く場所に保管する。3つ目は、設定変更、アプリを無断でインストールしない。4つ目は、健康面への考慮として、長時間使用しない、30分に1度は目を休めるために遠くを見るなど休憩をする、就寝30分前には使用しない。最後に、破損・故障・紛失等があった場合は学校に連絡をする。などとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。利用確認書というのを私も見せていただい

たんですが、本当にしっかりととした内容で、ここまで詰めていらっしゃるんだなということは、よく理解させていただきました。

次に、デジタル教科書についてお聞きしたいと思います。

デジタル教科書を徐々に導入していくことでございましたが、現状をお教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

平成31年4月の学校教育法等の一部改正により、学習者用デジタル教科書の制度化が行われたことで、令和6年度から全ての小中学校を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して、英語のデジタル教科書が国より提供されております。また、算数及び数学については、国からの提供を含め小学校の一部と中学校全校で導入しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ただいまの答弁の中で、小学校の一部とのことなんですけれども、何年生から提供されているんでしょうか。また、提供されていない児童生徒は、何をもって勉強されているんでしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

小学校の一部の、5年生と6年生でデジタル教科書のほうを提供しております。また、配布されていない、提供されていない児童に関しては、従来の教科書をもって、また教師側が電子黒板等に教科書を映して授業のほうを行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 分かりました。ただ、教育の中で、やはりどうして受ける子と、受けない子が出るのかなというところが、ちょっと私は疑問に思いました。

しかし、最後のほうでちょっとお話ししようと思っていたんですけども、脳科学的に言えば、低学年の子たちがもしデジタルを使い続けると、本当に発育のところというか、脳の発達ですか、それにかなり支障が来るのではないかということは言われておりますので、もしかしたら、低学年の子たちに提供していないということは、阿見町にとってプラスになっているんじゃないかなと少し思いました。ありがとうございます。

それでは、2点目のGIGAスクール構想のICT活用の課題と今後の対応についての中で、学習意欲を高めているとのことでございましたが、タブレットの活用によって学習への意欲が

湧くことはよいことだと思いますが、心と体への影響は注意が必要と、全国的にも危惧され始めました。

それと同時に、情報モラルによる問題が大きくなりました。2025年8月26日の読売新聞では、愛知県豊明市議会では、スマート使用を1日2時間以内の条例案を提出との記事が掲載されておりました。また、こども家庭庁の2024年度の調査では、小中高校生のネットの利用時間5時間以上が42.3%に上り、平均利用時間は5時間2分と、調査を始めた2009年度以降で最長だったとのことです。

このような状況の中で、なぜメディアリテラシーが必要なのか、当町の子供たちを守るために具体的な工夫をお教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

現代社会では、真偽不明な情報があふれていることや、伝える媒体によっては内容に偏りがあり、情報に惑わされず、真偽を正確に判断し表現できる力を身につけるとともに、サイバー犯罪や情報漏えいのリスクから身を守る必要があることから、メディアリテラシーを身につけることは必要であると考えております。

そのため、各校では、情報機器の使い方について各学級で話し合い、それを学校全体で共有する活動を通して、児童生徒の実態に応じながら、情報とどのように向き合っていくかを考える機会を設けております。例えば、ICT支援員から、教職員向けのメディアリテラシーに関する研修を企画するなど、日々の指導の中で、児童生徒が適切に情報と触れ合えるようにしております。

また、警察や民間企業の方を講師としてお招きし、より専門的な知識からメディアとの関わりを学べるような機会を設け、情報過多な社会の中で、児童生徒が適切な判断ができるようにしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。成長段階の児童生徒が、やっぱりこのメディアリテラシーというか、正しい情報なのかどうかの判断は、本当は難しいとは思いますが、社会全体でこの部分を支えて、よき方向へと導いていただければと思います。

それでは、3点目についてでございます。

GIGAスクール構想の費用対効果についての質問でございます。

GIGAスクール構想で1人1台端末を整備し、全員の配布をされたとのことです。また、日常的な持ち帰りがあるとのことでしたが、各家庭Wi-Fi環境、故障時の修理費、セキュ

リティ一対策等の課題はありますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

各御家庭でのWi-Fi環境は、基本的には御自宅の環境を使用していただくんですが、そういう環境が整っていない場合の御家庭につきましては、令和5年度より、希望する方に対してSIMなしのポケットWi-Fiの貸出しを行ってございます。

また、セキュリティ対策としましては、保護者へ学校経由でGIGAタブレットの取扱い方法や、利用方法の案内をお渡ししております。また、全てのタブレットにはファイルタリングソフトが入っております、許可したドメインのみのアクセスを可能としてございます。

タブレットが故障したときの修理費につきましては、故意である場合を除きまして、全て町負担で修理を行っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。町負担となれば、本当に故障等を防ぐ方法としては何があるんでしょうかということなんですが、ちょっとお教えいただけますでしょうか。故障を防ぐ方法。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えします。

故障の原因としましては、どうしても電子機器ですので、自然に突然故障するという場合もございますけれども、あと、特に小学校の低学年の児童の場合は、落下させてしまって故障してしまうというようなケースがございますので、学校を通して児童生徒の皆さんに丁寧に扱っていただくように周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） そうですね。大切に使用していただきたいということを、切に切にお願いしたいと思います。

それでは次に、1人1台分にかかる費用はお幾らになるんでしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

令和6年度の数字で申し上げます。まず、令和6年5月1日時点の児童生徒数が3,767人でございました。学習ソフトやファイルタリングソフトを含めた児童生徒用の端末のリース代、それから通信費、修繕費など総額で算出をして、1人当たりに換算いたしますと年間でおよ

そ1万7,000円となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） それでは、1人当たり1万7,000円ということでございましたが、故障時の修理費は実際どれぐらいありましたでしょうか。昨年の実績値、件数と金額をお教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

令和6年度の実績でございますが、小学校で46件、627万3,410円、中学校で15件、191万8,565円となります。また、令和7年度は9月1日現在で、小学校で31件、373万9,230円、中学校で17件、209万9,075円となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。やっぱり小学校が46件、それが令和6年。令和7年度は小学校で31件という。減ってはいますけれども、やはり低学年、小学生のタブレットの故障が多いかなとは思います。理由は先ほどおっしゃった多分落下になると思います。本当に税金でございますので大切に扱ってほしいなと思っております。

それでは、この修繕費は今年度の当初予算で足りていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

ただいま昨年度の修理実績を答弁させていただきましたが、今年度はさらに経年劣化も進んでおりまして修理台数が増えてございます。このため修理費が当初予算では不足となることが見込まれてございますので、年度末までに想定されます修理費に対しまして、不足する額を今定例会の補正予算にて要求をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 修繕費も端末の劣化とともに費用がかさむような傾向がありますので、次回の端末更新の際は修繕費が別途かからない修繕費込みの契約、さらに端末使用に時間制限をかけられる契約を、ぜひともお願いしたいと思います。

これは質問ではなく要望なんですけれども、検討していただけますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

今年度、タブレット端末、全て入替えの時期になっておりますので、次期契約におきましては、リース期間である5年間全てで保守が入るような契約にしたいと考えております。

また、タブレットの時間制限につきましては、ちょっと端末に制限をかけるのか、既に運用上、皆さんには使用時間をきちんと守って、ルールを決めて使っていただくということをアナウンスしておりますので、そういう対応を継続するのか、ちょっと検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） すいません、質問でなく要望でお答えいただきありがとうございます。

それでは、全国学力・学習状況調査の結果がよかったですとのことでございますが、ＩＣＴ機器活用だけでしょうか。そのほかに何か要因等はございますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

ＩＣＴ機器の活用が全国学力・学習状況調査でのよい結果につながったことは、児童生徒の意欲的な学習状況から理解することができます。その上で、当町では、これまでの効果的な学びも大切しております。最近の具体的な取組として、茨城県の読書推進事業——みんなに勧めたい一冊の本推進事業に含まれていない学年の児童にもスポットを当て、今年度より小学校1年生から3年生対象の阿見町小学生読書推進事業の展開を始めております。

御存じのとおり、読書は学力や心の成長による効果を与えます。当町では、ＩＣＴ機器の効果的な活用とともに、読書活動など、これまでの効果的な学習活動も大切にしながら学力向上に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 学力向上のために読書というのは、本当に私はすばらしいことだと思っております。

私も、実は塾の経営者の方にヒアリングをさせていただいたんですけども、そのときに、タブレットの映像授業はメリットとのことでございました。しかし、それ以外では、国語・社会の成績が落ちてきているのが現状とのことでございました。国語・社会というところなんですけども、また、紙の教科書で音読をすると、算数の文章題っていって応用問題が解けるようになるとのことでございました。読解力というんですかね、読む力が、やはりそういう応用問題を解く力がついてくるというふうにお聞きしました。

また、2025年の3月の読売新聞の特集で、東京大学の言語脳科学者酒井教授らが行った研究では、学習の定着にはデジタルよりも位置関係や質感など豊富な手がかりがある紙を使ったほうが効果があるという結果でございました。「酒井教授は「紙の教科書こそが脳の健全な成長の糧となる。十分な検討を経ずにデジタル教科書使用の道を広げれば、教育現場が崩壊しかねない」と警鐘を鳴らしている。」という言葉でこの特集は締めくくられておりました。

私も、もともとデジタル教科書に対しての懸念というの是非常に持っておったんですけれども、やはり科学的にこれから検証されていくのではないかなどは思っております。しかし、阿見町では本当に、ある意味、人間対人間の理想の教育が同時に進んでいるのではないかなどと思いました。要は、それが結果として成績が下がっていないのではないかと思っております。

最後に、まとめとして話させていただきますけれども、やっぱり教育の本質というところをつかんで、理想を展開しているのは、すばらしい教育の現場になるんじゃないかなと思っておりますので、デジタル機器を道具として教育に取り入れ工夫をしているのが当町というふうに聞いております。

ただ、課題も山積しているとは思いますけれども、子供たちの明るい未来を守って、豊かな心を育ててくださることを願い、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで8番佐々木芳江君の質問を終わります。

次に、12番高野好央君の一般質問を行います。

12番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔12番高野好央君登壇〕

○12番（高野好央君） 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問は、温水プールの進捗状況は、であります。

令和7年3月議会において、温水プール整備事業の一般質問をさせていただきました。その時点では、計画が定まっていない状況での予算計上で、終始曖昧な答弁でありましたので、基本計画、基本構想が策定された現在、改めてお伺いいたします。

1つ、現在の進捗状況は。

2つ、総事業費は（外構・防災公園なども含め）。

3つ、年間ランニングコストは。

4つ、町民への説明責任は（道の駅検証委員会の教訓は活かされているのか）。

5つ、事業優先順位の妥当性は。

6つ、大規模事業に対応可能な財政状況にあるか。

以上6点、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 高野議員の、温水プールの進捗状況はについての質問にお答えいたします。

1点目の、現在の進捗状況についてであります。

温水プールの整備に係る進捗状況につきましては、令和6年度に基本構想を策定し、令和7年5月に基本計画の策定を完了しております。現在、測量及び基本設計を進めているところであります、令和7年度の末には基本設計が完了する予定であります。

今後の予定といたしましては、令和8年度に実施設計を行い、令和9年度に工事に着手する計画となっております。

2点目の、総事業費についてであります。

本事業の事業費につきましては、基本構想の中で、事業規模から概算を算出しております。5月の全員協議会で説明させていただきましたとおり、建物の工事費として約15億円から17億円程度。設計費、外構工事費、備品費を合わせて合計で約18億円から22億円程度の事業規模を想定しております。

現在、来年度以降の予算措置に向け、現場の状況も踏まえ精査を進めているところです。また、周辺の学校区児童公園なども含め、将来的には防災公園としての位置づけを予定しておりますが、現時点においては、防災公園の整備にかかる費用は算出しておりません。

3点目の、年間ランニングコストについてであります。

施設の維持管理費と運営費を合わせたランニングコストにつきましては、他市町村における同規模の施設から年間で最大1億円程度と見込まれますが、できる限りコスト削減につながるよう基本設計の段階において十分な検討を進めてまいります。

4点目の、町民への説明責任についてであります。

本事業におきましては、基本構想策定後の5月末、全員協議会において議員の皆様へ説明するとともに、記者会見において事業の概要を公表いたしました。また、広く町民の皆様に周知するため、広報あみ8月号通常版に掲載するとともに、町ホームページに掲載しております。

さらには、各行政区に出向いて地域の皆様とお話をする町長と語る会をはじめ、町の政策について、私が直接町民の方とお話しさせていただく機会があれば、必ず温水プールの計画についても説明させていただいているところであります。今後も事業の進捗に応じて、説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

5点目の、事業優先順位の妥当性及び6点目の大規模事業に対応可能な財政状況にあるかにつきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

町では、毎年度、3か年実施計画策定の過程や予算編成において、総合計画を推進する上で必要な事業や喫緊の課題、緊急性などを含め様々な視点から整理を行い、取り組むべき事業を判断しております。温水プール整備事業につきましては、小中学校における水泳授業の継続性と町民の健康増進を目的に、効率化の観点から老朽化した学校プールの集約を図るもので、優先度は高いと判断しております。

また、財政面につきましても、国の交付金や起債を最大限に活用し、全庁的に財源の調整を図りながら対応してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、再質問のほうさせていただきたいと思います。

温水プール整備の検討に至った経緯などについて、再度確認していきたいと思います。

学校プールの老朽化対策と通年利用の町民プールの整備というのは分かります。その着想原因となるものが、第2次阿見町生涯学習推進計画策定時の町民アンケートにおいて、当町に不足しているスポーツ施設として、室内プールが34.8%と最も多く、この要望を踏まえ、第7次総合計画前期計画に整備を位置づけたと3月議会での一般質問で答弁していますが、これで間違いないでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

過去の答弁で述べたとおり、学校の授業で利用できるプールが必要であるということと、一般の方が利用できるプールが求められているという2つの要因があり、どちらが先ということではなく、この両方を解決する手段として、屋内プールの整備の検討について、総合計画に位置づけているということで間違いございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そしたら、もう1点、ちょっと確認させていただきます。

自治体の最上位計画は総合計画であり、その下に各分野の個別計画があるという認識で、こちらも間違いないでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

その認識に間違いはございませんが、個別の事業に関しましては、総合計画にひもづけられ

る3か年実施計画の中で、具体的な実施時期などを検討してございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうしますと、その最上位計画である第7次総合計画で町民アンケートを実施しているかと思います。この町民アンケートから、町民の求める施策の最優先はどのような施策と考えているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

第7次総合計画においては、町民アンケートも参考にしながら、策定委員会や審議会での議論を経て策定を進めた経緯がございます。計画全体をリードしていくテーマとして、子育て・暮らし・誇り・愛着をリーディングプロジェクトという形で設定しており、これらが重点化を図る組織横断的な政策目標となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） この第7次総合計画での町民アンケート、こちらから、この大規模事業である温水プール整備を求めていいるとは到底読み取れないんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

第7次総合計画におけるアンケートにつきましては、個別の事務事業単位ではなく、阿見町全体の住みやすさであったり、大きく施策というくくりで満足度や重要度について調査を行ったものとなっております。温水プールの整備につきましては、当時のアンケート項目としては、学校教育の充実、児童生徒の健康管理と安全対策などに当たはると考えられますが、いずれも重要度が高いという結果が出ております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） この第7次総合計画において、この温水プールの位置づけというのはどうなっているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

個別施策、誰もが楽しむことができるスポーツの推進のうち、課題として町内には通年で利用できる屋内プールがなく、整備を要望する声が多くあります。町民プールの整備に当たっては老朽化が進む学校プールの統合も視野に入れ、町民の利便性を考慮した整備計画を財政状況

を踏まえて検討する必要がありますと位置づけられております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 今、答弁いただいたように、この第7次総合計画、そちらに――124ページから126ページのほうにあるんですが、あくまでもこれは整備を検討する財政状況を踏まえて整備を検討する必要があるということであり、検討の位置づけであって整備の位置づけではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

総合計画自体が5年先を見据えた計画となっているため、温水プールに限ったことではありませんが、その時点で実施の判断ができていないものについては、「検討します」のような表現をせざるを得ない部分がございます。その上で、事業について検討を行った結果、実施するという判断になれば、総合計画の期間内に事業に着手することは通常の流れというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） これ施策の優先順位を検討する上で、町民アンケートから町民の意見、声を把握するというのは非常に重要なと思います。総合計画のほかに、まちづくりの視点から都市計画マスタープランがあって、こちらも町民の声をまちづくりに反映するために、町民アンケートを実施しているかと思います。これらのアンケートは、総合的にポートフォリオ分析されて、最優先項目は明確に示されているかと思います。内容のほうをお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

都市計画マスタープランの改定に当たり、令和5年に町民2,000人を対象に住民まちづくりアンケート調査を実施しております。このアンケートでは、回答者のお住まい周辺等における都市整備の状況について、満足度と重要度をお聞きしております。その結果、満足度が低く重要度が高いものを最優先改善項目としておりまして、歩行者・自転車などへの安全対策、公共交通機関の充実、道路側溝の整備、霞ヶ浦等水質浄化、空き家の維持管理などが挙げられております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 第7次総合計画、第2次生涯学習推進計画、都市計画マスタープラ

ンは現在も計画期間内にあるのですが、どうしてもこの3つの計画書から、温水プールと温浴施設整備事業には私としては結びつかないと。

総合計画での検討の位置づけというのを理解できます。それ以上に町民が求めている施策というのは、町民アンケートのポートフォリオ分析にて明確に示されているはずです。生涯学習推進計画の中で、温水プール整備事業は重点プロジェクトに位置づけされておりません。このように、個別計画でも重要視されてない緊急でない施策が、いきなり予算措置されることに疑問に思うのは私だけではないかと思います。

これらの計画は、府内部だけで策定したものではなく、町民を含めた策定委員会を組織し、各種団体から意見を聞き、町民からアンケートを取り、長い時間をかけ策定されています。各種計画、町民アンケートのポートフォリオ分析結果との整合性を伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

第2次生涯学習推進計画において、温水プール整備事業は重点プロジェクトに位置づけられておりませんが、5月の議会全員協議会においても御説明をさせていただいたとおり、生涯学習推進計画策定時のアンケートにおきまして、町に不足しているスポーツ施設として屋内プールが34.8%と最も多ご回答となってございます。

アンケートの分析結果と併せ、学校授業や一般利用ができるプールが求められているとの観点から、町の最上位計画である第7次総合計画において、屋内プールの整備の検討について位置づけを行っております。

また、町の事業は、毎年の3か年実施計画の策定の中で検討しており、温水プールだけが特別に優先順位を高く設定しているということではなく、現在進めている事業は、全て優先度が高いという認識でございます。

温水プールに関しては、温水プール整備検討委員会において必要性があるという判断をしており、それを踏まえて、府議において温水プールの整備事業を含めた令和7年度3か年実施計画を決定し、予算計上をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 計画いろいろ見ていても、これちょっと整合性取れてないと私は思うんですが。3月の一般質問の答弁では、温水プール整備の経緯として、令和6年度に役場内部の検討委員会を組織し、検討に着手したとありました。この委員会内で事業の優先順位、財政状況、町民が求めているほかの施策などは、議論されなかつたんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

温水プール整備検討委員会では、温水プール基本構想の検討が中心でしたので、議員御指摘の財政状況などにつきましては、3か年実施計画策定の過程におきまして、政策調整会議及び府議において議論をしております。その中で総合計画の進捗状況や各部で課題になっていること、また、当然町の財政状況についても情報共有をした上で、各課から上がってきたあらゆる政策的な事業の中から翌年度に実施すべき事業について議論を行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 議論されたということなんですが、施策の優先順位として総合計画の町民アンケート、都市計画マスタープランの町民アンケートなどのポートフォリオ分析にあるように、温水プール・温浴施設整備事業より、緊急性、重要性のある最優先改善課題は明確です。

最優先課題としては、公共交通、歩行者・自転車の安全対策、道路側溝整備など、たくさんございます。児童生徒のためというのであれば、プール授業ではなく、体育の授業、部活動ではないでしょうか。

文部科学省のほうは熱中症対策として、学校体育館の空調設備の臨時特例交付金を昨年度より創設し、設置の加速化を図るとしています。温水プール整備事業の約20億円があれば、町内全小中学校体育館にエアコンが設置できるようになり、夏場の体育授業、部活動などの改善が大きく図られるかと思います。

さらに、災害避難所としての機能も大きく改善されますので、本来これらを議論検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

現在、来年度の3か年実施計画の検討を進める上で、町のあらゆる課題を踏まえて、様々な事業が各課から挙げられております。児童生徒の安全確保も当然重要な課題の1つになります。

議員御指摘の学校体育館へのエアコンの設置につきましても、総合計画に直接記載があるわけではありませんが、そういった事業も含めまして、温水プールと並行して検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 先ほどからお話ししています町民アンケート、こちらから、町民が求める意見として、温水プールは優先順位がそれほど高くないというのは明確でございます。

基本構想にはニーズとしての項目はあるものの、明確なデータが示されているわけではありません。推察的なものではなく、温水プール及び温浴施設の町民ニーズとして具体的なデータを把握されているのでしょうか。例えば、個別の町民アンケートデータ、それから福祉センター「まほろば」の温浴施設の利用状況など、その辺お伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

基本構想では、まず学校のプール授業を取り巻く課題に対応するために、温水プールの整備が必要であるという整理をしております。一般利用におけるニーズにつきましては、過去の答弁で申し上げましたとおり、生涯学習に関するアンケート調査において把握しており、町に不足していると思うスポーツ施設として、屋内プールが34.8%と最も多く挙げられております。

これらを踏まえて、基本構想では、学校水泳授業を実施するプールの集約化と、みんながスポーツに親しめる環境づくりの実現を目指すという基本方針を打ち出しております。

温浴施設のニーズに特化したデータはございませんが、基本構想においてプールや温浴施設を運営する民間事業者にヒアリング調査を実施しております、その中で温浴施設に対する利用者のニーズは高いとの回答を得ております。住民サービスの観点から、最終的には必要性が高いというふうに判断をしております。

「まほろば」の温浴施設における、令和6年度の利用実績は約1万6,000人となってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） ちょっと今までやり取りして、答弁いただきながら、この整備事業に対する根拠というのが、なかなかちょっと見えてこないのですが、これ総額20億円を大きく超える大規模事業になります。年間の維持管理費も約1億円以上かかるのではないかと思いますが、これだけの事業実施を判断したんですから、しっかりとニーズ調査、費用対効果を調査したことだと思います。調査していれば、この調査結果、教えていただければと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

基本となりますのが、学校施設である学校プールの集約ということですから、教育環境の整備となりますので、一般的に明確化できる費用対効果を数値で表すということは難しいというふうに考えてございます。ただし、基本構想の策定の過程で、周辺人口の比較検討をして、一般利用者を想定した利用者数の調査を行っております。

阿見中学校の場所ですけれども、この半径5キロ以内に人口が約9万6,000人ということに

なっておりまして、周辺の類似施設であります、例えばつくば市の「みどりのプール」、龍ヶ崎市の「たつのこアリーナ」のプールなどと比較しても遜色ない周辺人口は確保できているというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 数値で表すのは難しいということだったんですが、私、逆だと思うんですね。しっかりと数値で根拠を示さないと、計画進めていけないと私は考えております。

牛久市議会の令和7年3月定例会一般質問において、非常に興味深いやり取りがございました。ひたち野うしく小学校の温水プールの一般市民利用状況についてです。最近の利用者が1日10人程度の日もあるので、充実を図ってほしいという質問でした。人口が8万3,000人以上、当町の約1.65倍の牛久市で唯一の温水プール利用者が1日10人程度しかない日があるということです。

このような状況から、計画段階からしっかりと利用者の需要を把握し、事業実施を見極める必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

基本構想において参考とした事例としまして、ひたち野うしくを含めた4か所を挙げております。ひたち野うしく小学校の場合、小学校には特化した専用の施設としてプールを整備し、夜間・土日に一般開放していると認識しております。どのような事情があって、1日10人の日があったかというのは、ちょっと私としてもちょっと分かりませんが、我々が参考としている1つに神栖市の「はさきマリンプール」がございます。こちらのプールは、学校の授業を実施するための施設でありますが、一般の人がより気軽に利用できるプールとして、外部の集客性を重視し、一般利用者の動線、それから利便性を意識した施設というふうに認識をしております。

この辺りにつきましては、昨年の基本構想を請け負ったコンサルタントの調査のほうから、そのように分析をしております。我々といたしましては、利便性の高い施設を目指してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうしましたら、次、財政状況のほうをちょっと聞いていきたいと思います。一般家庭での借金返済に当たる公債費について伺っていきたいと思います。

令和6年度は小中学校、町民体育館、公民館、運動公園施設等の改修で、令和5年度と比較

し倍以上の起債、つまり借金をしています。令和7年度においても、本郷小学校の増築、（仮称）子育て支援総合センターの建設など、同額程度の借金が予想されています。

毎年22億円から23億円で、その結果が起債残高、つまり借金残高となり、町政以来初めて100億円を突破していると思います。この事業の返済である公債費は今後どのようになっていくでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

公債費の、ここ3年の決算につきましては、16億円前後となってございます。令和8年度までは、同程度の見込みを立ててございます。令和9年度以降につきましては、現在策定作業中の3か年実施計画の中の町債借り入れ予定額によりまして変動することから、3か年実施計画事業決定後に推計してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 高野君に質問しますけど、時間的にはまだまだかかる予定ですか。

○12番（高野好央君） はい、かかります。

○議長（野口雅弘君） かかる。1回止めちゃっていいですか。

○12番（高野好央君） いいです。

○議長（野口雅弘君） じゃあ止めます。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 午後もよろしくお願いします。

それでは、引き続き公債費のほう、ちょっとお聞きしたいと思います。

温水プール・温浴施設が加わると、年間の公債費の金額というのはどのぐらいになるのか伺います。これ、しっかりとしたシミュレーションはされているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） はい。まず、先ほど高野議員の質問の中で、起債残高がちょっと明確かどうか分からないですけど、町政過去最大というような御指摘がございましたが、最大ではございませんので、少し説明をさせていただければというふうに思います。

臨時財政対策債等の特例債を除く普通債の過去最大の金額につきましては、平成10年度の年

度末残高168億7,000万円ということになりますて、現在の令和6年度末残高86億5,000万円と比べまして、約2倍となってございます。最大時から半減しておりますて、公債費の適正度を示します実質公債費比率も、令和6年度で4.5%となりまして、県内順位が出ております令和5年度の4.6%は、県内で比率がよい順番で12位となってございまして、起債残高は適正規模にございますので、御理解をいただければというふうに思います。

それでは、質問にお答えをいたします。

温水プール・温浴施設の建設費につきましては、設計がまだ終わっておりませんが、現在作業中の3か年実施計画において事業費等が決定次第、公債費を推計してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 分かりました。そうすると、ちょっと私勘違いしていた部分もあるのかもしれません。

財政状況というのは、令和6年度・7年度で大きく変わって、今回9月議会決算ということもありますが、悪化していると私は思っております。これ、特に一般家庭の貯金に当たる財政調整基金、それから借金に当たる建設事業普通債、こちらは私の思いとしては、悪化しているのではないかと思っております。

これ、予定どおりに温水プール事業を進めていけば、町財政を圧迫して町民生活への影響は甚大だと思われますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

まず私から、財政調整基金と普通債の過去の状況についてお答えをいたします。

財政調整基金の残高は、過去に11億円を割り込んだことがございます。また、普通債の残高も、過去には、先ほど説明しましたとおり、現在の残高を大きく上回っていたこともございました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） 私からは3か年実施計画なんですけれども、現在来年度に向けての策定を進めている途中でございまして、町全体の事業を含めた中で精査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 3月議会でも財政力について質問しております。

今回、令和6年度決算において監査委員のほうから決算審査意見書というのが出ております。その中から、財政力指数、経常収支比率について質問させていただきます。

財政力指数0.872から0.879に、基準財政収入額の増のため上昇。経常収支比率は96.1から96.8に、0.7上昇。監査委員からは様々な要因により、さらに上昇するおそれがあり、財政硬直化の懸念を令和6年度も指摘されております。

経常収支比率については、前年度も財政硬直化の懸念を指摘されているが、さらに上昇しており、完全に硬直化しているかと思われますが、現状、一般会計予算の10%にもなる事業に耐えられる財政力なんでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えいたします。

そういう状況につきましては、今後の3か年実施計画、それから中長期財政計画の策定の中で判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 現状、事業は進んでおりますので、今後の状況を見ながら判断というのではちょっと遅いんじゃないかなと思います。

3月議会の一般質問でも、95%を超えると、地方交付税交付団体、県からのヒアリング対象となり阿見町も対象となっている。その時点では、そのヒアリングは行われていないという答弁だったんですが、その後、県からのヒアリングなどは行われたんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

前回答弁差し上げましたのは、地方財政状況調査の報告に対しまして、経常収支比率が95%以上の市町村が県から追加の調査票の提出が求められたものでございまして、地方交付税の交付・不交付には特に関係はございません。前回の答弁後も、県のヒアリングは阿見町に対しては行われてございません。

また、この調査は、県が市町村の財政状況を国に説明する際の基礎の資料とするものでございまして、この調査に基づいて市町村を指導するためのものではございません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 分かりました。

そうしますと、現在この事業を進めていくことにより、いろいろな影響が出ているような感

じがします。例えば町道の舗装、それから道路側溝整備である道路新設改良事業について、行政区長等から要望路線が現在でも80路線以上ある中で、公平を期すために外部審査会を組織し、緊急性、重要性を評価して、2年ごとに路線を選定し、整備に着手しているはずです。

今年度は7月に審査会が行われましたが、前回の令和5年度の7路線が選定されたのに対し、令和7年度はたった3路線でございました。都市計画マスタープラン、町民アンケートで最優先改善課題とされている道路側溝整備に関わる事業にもかかわらず、半分以下に減らされたということは、財政状況の影響以外何物でもないと考えております。

こういったことも含め、温水プール・温浴施設事業の影響は出てきているのではないでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

令和7年度の道路審査会において選定されました路線数が、前回の令和5年度に比べて少なくなったということでございますが、これ道路関係のほうの交付金が以前ほどつかなくなってきたためというふうに聞いております。

プール事業は、令和7年度——今年度やっと基本設計に着手したという段階でございますから、令和5年から令和7年度に関しての道路整備に、現在のプール事業が財政上影響しているということはございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうですか。影響は、今のところはまだ出てないということで。

問題なのが、やはり事業費の財源内訳が示されていないということだと思います。事業化の是非を検討するためには、詳細かつ的確に国庫補助金等の財源内訳を把握することは必須でございます。しかしながら、公表された基本構想、基本計画には2種類の国庫補助事業、要綱等の説明のみで、財源内訳までの説明はございません。これでは今後の支出状況が把握できず、町全体の今後3か年の財政計画を定める3か年実施計画の策定は不可能であり、事業化の判断すらできないのではないかでしょうか。

現時点では財源内訳がはっきりしていないということはないでしょうから、説明のほう、お願いします。財政負担、補助事業、あと費用対効果が分かればお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

この件につきましては、5月の全員協議会でも、財源については回答いたしておりますけれども、国の防災安全交付金の活用を予定しております。

財源の内訳といたしましては、工事費の2分の1を防災安全交付金、残りの費用の2分の1のうち9割に起債を充当する予定となっております。工事費においては一部交付金の対象外となる部分もあるかもしれませんけれども、おおむねこのような内訳になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 何かやっぱりざっくりとした感じで答弁いただいたんですが。

温水プール基本構想、そちらの43ページから事業規模の試算と、町が整備管理する公設公営方式か、PFI、DBO、DBの民設民営方式の事業手法の検討結果が掲載されております。見られる方はタブレットで見ていただけます。温水プールの基本構想、そちらの43ページからそれが載っております。

その検証方法として、国土交通省のVFM簡易算定モデルというのがあり、それに基づき算定評価を行い、その結果、町整備の公設公営としております。問題なのはこのVFM算定でございます。簡易算定となっておりますが、算定するには、事業費、国庫補助金、それから税率などその他金額を詳細に入力しないと算定できない仕組みになっております。これを基に算定評価を行ったのであれば、数値、金額は入力しているはずですが、それにもかかわらず、先ほどの答弁にもあったように、ざっくりとした財源内訳なのは、このVFM簡易鑑定を本当はやっていないのか。それとも、財源内訳は表に出したくないのか、どちらでしょうか。

皆さん、もし検索できれば、VFM鑑定と、こういう……。見づらいんですけど。すごく細かく数字を入力しないと簡易評価ができない、算定評価できない、そういうものがございます。こちらを基に評価算定したというふうに載っておりますので、そちらいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

基本構想において、これVFM——バリュー・フォー・マネーの略なんですけども、これ評価を行っております。行政が予算を確保して公共事業として発注する、いわゆるこれ従来手法というものと、あと事業費に建設事業、それから運営の事業者の自己資金を充てる、いわゆるPFI、どちらが好ましいかというのを算定する国土交通省のほうの方法でございます。大型の公共事業などの場合は、こういった算定を一番最初にやるというのが好ましいとされております。

その際、これ大きな意味で事業の手法を従来方式、PFI方式ということでございますから、想定する数値で算定はしております。間違いなく、これ基本構想の中でコンサルタントのほうに委託して、この作業は実施をしております。数値としては、やはり想定の段階ですから、想

定の数値を使いながら、この検討はしっかりとやっております。

具体的に、基本構想の50ページのほうにその結果を載せてあるんですが、その裏、裏というかバックデータですね、その部分につきましては、どこまで……。もちろん、これ構想を定める中では、これだけに限らず様々なバックデータがあるので、どこまでこの構想のところに記載するかという部分でございますので、ここには結果のみを記載させてもらって、しっかりととしたその算定の評価は行っております。それは間違いなくやっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 算定を実施したということであれば、やはり結果だけ載っているということではなくて、根拠という部分で、やはり説得力に欠けるかと思いますので、算定したんであれば、やはりしっかりとした内容、数字というのも載せるべきだと私は思っております。

それでは、基本構想では、施設事例として県内4施設の詳細内容が示されております。神栖市の「はさきマリンプール」、鹿嶋市の「いきいきゆめプール」、つくば市の「みどりのプール」、そして牛久市の「ひたち野うしく小学校プール」でございます。ただし、総事業費や財源内訳の説明は全くございません。また、どのような国庫補助事業を採択されたのかという説明もありません。

同じ県内自治体ですから、これ電話等でも確認することはできるはずなので、4施設の詳細というのは、これ把握していると思いますが、ここで説明のほうをお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

おおよその数字ということで、こちらのほうでは一応把握はしております。

まず、神栖市の「はさきマリンプール」でございますが、事業費がおよそ12億2,000万円。財源の内訳といたしましては、学校施設改善交付金でおよそ1億3,000万円、起債が7億8,000万円、一般財源が3億1,000万円というふうに伺っております。

鹿嶋市の「いきいきゆめプール」につきましては、事業費がおよそ7億5,000万円。それから財源の内訳としては、学校施設の交付金が9,700万円、起債がおよそ5億7,000万円でございます。

つくば市の「みどりのプール」でございますが、総事業費は26億1,800万円。財源の内訳としては、学校施設の交付金が1億9,600万円、その他の財源として、T X関連のほうから県からの受託金というふうに、ちょっと伺っているんですが、1億1,400万円、そのほか起債がおよそ15億7,100万円、一般財源が7億3,000万円ほどとなっております。

それから牛久市の「ひたち野うしく小学校プール」ですが、総事業費がおよそ6億4,000万

円。財源の内訳としては、国庫補助がおよそ1億2,000万円、起債が約4億円、一般財源が1億1,000万円。そのようなふうに伺っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） つくば市「みどりのプール」なんですが、今答弁あったようにプールの総事業費が約26億円、これに対して交付金が約1億9,000万円ということです。約8%か9%ぐらいですか、それぐらいしか交付されなかつたと。その穴埋めはというと、基金取崩しと一般財源になっているかと思います。

今回、阿見町が補助を想定している防災安全交付金、こちら先ほどの答弁でも2分の1を想定しているようなんですが、これ最大で2分の1かと思います。交付金が満額つくというのは、そうないかと思いますので、温水プール・温浴施設整備事業が、これ全国の事例として過去に採択された事例というはあるんでしょうか。あるならば、そのときの国庫補助額を教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

まず、つくば市の例でございますが、これ学校施設環境改善交付金というのを活用しております。この交付金でございますが、これは施設の面積のうちプールの水の面積といいますか、水面の面積ですね、その部分と談話室の面積のみが補助の対象になるというふうに聞いております。でございますので、上限もあり、私どもが目指している防災安全交付金とはその対象となる部分が非常に限定的だったというふうに聞いております。

防災安全交付金における全国の事例でございますが、町ではちょっと情報を持っておりませんので、県のほうから伺っているところ、プール・温浴施設に特化した全国の事例というのも、県のほうではちょっと把握は、申し訳ございませんが、ちょっとしていないということです。

平成24年にこの防災安全交付金の制度ができたんですが、県内でも事例はないということです。防災安全交付金を活用するに当たっては、県と協議をして採択の要件と照らし合わせて、交付金等の対象となると確認した上で、この交付金が現時点では一番確実性があり、なおかつ財政的に有利であると判断し、うちのほうではその採択を目指しているということでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 分かりました。

そしたら次は、都市公園の区域について、ちょっと質問したいと思います。

まず、この区域には、中学校施設として現在部活動等で使用されている弓道場、それからテニスコートが存在しております。これら移転する場所は決まっているんでしょうか。

また、学校側のほうは御理解のほうされているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

テニスコートにつきましては、おおむね現在の位置で改修するような形になります。もともと3面あったと思うんですが、これを2面に改修した上で、ほぼ今の位置で再整備をするという考え方でございます。

学校のほうとも、校長先生のほうとも協議をさせていただきまして、その辺のところについては御理解をいただいているところです。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうしましたら、防災公園にするということなんですが、そもそも防災公園、こちら避難場所確保や救援活動の拠点となるものです。しかし、このエリアには隣接して阿見中学校、近接に阿見小学校、県立医療大学、さわやかセンター、多くの避難所が指定されております。新たに整備する必要性が全く見当たりません。

基本設計業務特記仕様書には、阿見町地域防災計画への位置づけ、想定される災害時の役割、避難所または避難所としての開放、断水した地域の住民に対する温浴施設の一般開放を念頭にとありますが、福祉センター「まほろば」にも温浴施設は既に存在し、東日本大震災で開放した実績もございます。

なぜ、これ高い費用をかけて新たに整備指定する必要があるのか、その理由をお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

福祉センター「まほろば」につきましては、1984年の建築から既に41年経過しております。個別施設計画においては施設の長寿命化改修は行わず、必要な改修を行うものとしてございます。建物自体がもう限界に近づきつつあるというような状況でございます。

小学校の避難所と隣接する位置に整備することによりまして、災害時に避難された方が温浴施設を利用できることが大きなメリットになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 阿見中学校テニスコート南側、こちらには東日本大震災における除染作業で出た汚染土が埋められております。温水プールはその上に建設予定のようなんですが、

埋められている量と、現在の放射性物質の数値、それを教えてください。

それと、この汚染土の上にプールを建てて大丈夫なのか、伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

中学校の敷地に埋設されている除染土の量でございますが、約100立方メートルになります。放射線につきましては、毎年観測をしており令和6年10月に埋設場所の上部2か所で測定をした値でございますが、それぞれ毎時0.056マイクロシーベルト、もう1か所が毎時0.045マイクロシーベルトとなっております。除染の基準である毎時0.23マイクロシーベルトを大きく下回っているような状況です。

それからもう1点、除染土の上にということでございますが、現在の計画の案では、除染土の埋設の場所はこちらでも十分把握をしておりますので、プールの建物、この本体が位置が重ならない形で考えております。数値も基準以下で安定しているので、現時点では、地中に埋設されている除染土は動かさずに対応することを念頭に考えております。

例えは緑地帯、植栽のような形がいいのか、駐車場の舗装の下で安定させる方法があるのかとか、設計上の中でそれは検討をしてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君に申し上げます。

質問時間が残り4分となっております。質問内容をまとめさせていただき、時間内に終了していただきますよう再質問をしてください。

それでは、12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、基本構想35ページに、計画候補地の評価として3候補地の比較表が載っております。通常候補地選定において、この汚染土が埋まっているとなれば、土地としては瑕疵とみなされ、かなりのマイナス要因になるはずだと思います。こんな重要なことが比較表に入ってないんです。候補地選定の会議において、これ知らなかつたのか、それとも隠していたのか、比較表に載せなかつた理由というのをお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

除染土があることにつきましては、もちろん昨年度の構想を作成する段階では十分認識をしておりました。ただし、現場の状況の一部でございますので、先ほど申し上げましたように、設計上の工夫でということもあり、影響は限定的ということで、大きな意味での構想の中の比較には入れてはおりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） もう時間ないので、まだちょっと説明責任とか、いろいろちょっと質問あったんですけど、最後まとめます。

行政による公共事業に関しては、納税者から付託された税金を使うという関係性から、行政は積極的に情報を公開し、情報提供の質と量を向上させる義務がございます。現状、この質と量という部分で、私は情報公開を満たしていないと思っております。この情報公開の質・量によって、町民が事業に対する正当な評価というのを行っていくかと思います。

私としては、温水プールと温浴施設整備事業については、時期尚早と考えております。市制施行を目前にして、今やるべき事業ではないというふうに思っております。今やらなければいけないのは、行政の基盤である財政健全化、それから人材育成、財政基盤の強化となるインターチェンジ周辺開発だったりとか、そういったものをやっていったほうがよろしいんじゃないかと思います。もう一度、説明責任の原点に立ち返って、改めて事業を再考していただければというふうに考えております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで12番高野好央君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は2点について質問をいたします。

選定療養費についてですけども、この選定療養費というのは新しい言葉だと思います。これは令和6年12月2日に茨城県で始まった制度でございます。

まず第1番目に、阿見町内の小中学校・保育所などで救急車を呼んだ事例は、過去5年間、令和2年から6年で、年間何例あったのか、質問いたします。

2点目は、小中学校・保育所などが救急車を呼んだ場合、緊急性なしと大病院が判断した場合、選定療養費を徴収されますが、阿見町ではどうなっているのか、質問をいたします。

水戸市では、選定療養費を2025年度より全額補助を出しております。阿見町でも全額補助を出すべきだと考えますが、どうなのか質問をいたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 細田議員の、選定療養費についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町内の小中学校・保育所等で救急車を呼んだ事例は、過去5年間で年間何例あったかについてであります。

過去に保育所等において救急車を要請した事例は、令和2年度に2件、令和3年度に3件、令和4年度に3件、令和5年度に1件、令和6年度に4件で、5年間で合計13件ありました。救急車を要請した理由として一番多かったものが熱性けいれんで7件、その他、体をぶつけたことによる出血、胃腸炎などが挙げられます。

2点目の、小中学校・保育所等が救急車を呼んだ場合の選定療養費の徴収についてであります。

選定療養費とは、紹介状なしで大病院を初診で受診した場合のほか、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合に患者本人が受診した医療機関に支払う費用であります。

県では、令和6年12月2日から救急搬送における選定療養費の徴収が始まりました。これは救急車の有料化ではなく、緊急性を認められない場合にのみ徴収されるものです。例えば、小児の熱性けいれん、熱中症など、診断時に軽症でも救急車要請時の緊急性が認められる場合には徴収されません。また、町内の保育所等において救急車を要請し、選定療養費を徴収された実績はありません。

現在、町では選定療養費に関する補助は実施しておりませんが、子供を預かる保育所等にとって最も重要なのは、子供たちの命と健康であると認識しておりますので、近隣自治体の動向を注視し、研究してまいります。

小中学校については、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君） 選定療養費についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町内の小中学校・保育所等で救急車を呼んだ事例は、過去5年間で年間何例あったかについてであります。

確認ができた令和5年度以降の状況を申し上げます。小中学校において、令和5年度に7件、令和6年度に9件、そして令和7年度は8月末現在で2件となっております。救急車を要請した主な理由としては、遊具からの転落、体育時における頭部打撲や出血、熱中症の疑いなどがあります。

2点目の、小中学校・保育所等が救急車を呼んだ場合の選定療養費の徴収についてであります。

令和6年12月2日の制度開始以降、町内小中学校において選定療養費を徴収された実績は、現時点ではございません。

県では救急医療体制を維持するため、救急要請時に緊急性が認められない場合等、県内23の対象病院において選定療養費の徴収を行っております。学校現場におきましては、令和7年4月17日付の茨城県保健医療部長通知により、命に関わる緊急時と判断した場合には、ためらわずに救急車を要請するよう周知されております。

また、けがの程度や症状から医療機関受診の判断がつかない場合には、必ず茨城県救急電話相談#8000に相談し、救急車要請を助言された場合は、その旨を搬送先の医師に伝えることで、原則として選定療養費は徴収されないことが、対象病院との申合せ事項として確認されております。

したがいまして、現時点では、教育委員会においても選定療養費に関する補助は実施しておりませんが、制度開始から日が浅く、事例の蓄積も十分でないことから、今後も学校現場において選定療養費の徴収につながる事例が生じないか注視しつつ、児童生徒の生命と身体の安全を最優先に、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 選定療養費についての負担はまだ始まったばかりですけれども、今答弁であったように、令和2年から現在まで救急車を呼んだのは31件で、そのうち選定療養費に該当するものがないということですので、阿見町でも選定療養費にかかわらず子供の命が一番だと思いますので、そういう場合があった場合には、年間の件数も1桁で少ないわけですから、安心して子供たちが救急車を利用できるようにすべきだと。

その場合には、水戸市の例のように父兄負担のないように、阿見町でも既に決めておけば、安心して小中学校・保育所でも、けがとか急病の場合は救急車を呼べるわけですから、周りのことを見ながら考えるんじやなくて、水戸市と同じように、阿見町でも選定療養費、もし取られた場合には町が補助するというように決めておいたほうが私はいいと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

御指摘のとおり、突然の医療費の負担というのは、学校の保護者にとって大きな心配事であるというふうに認識しております。ただいま教育長答弁にもございましたとおり、現段階としては、県の運用であります#8000番などの相談を経て、救急要請を行った場合には、原則として料金のほうは徴収されないということが確認できておりますので、まずはこの仕組みを

徹底してまいりたいというふうに考えております。

一方で、今後町内、また県内でも徴収事例が生じた場合におきましては、その状況や他市町村の対応の状況、こういったことを踏まえながら、補助制度の必要については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

現在、近隣市町村で実施しているところはございませんけれども、つくば市、石岡市、取手市、かすみがうら市等は検討中ということなんで、阿見町としましても近隣市町村の動向を注視しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 阿見町でも近隣市町村を見ながら検討するということですけれども、父兄の負担がかからないようにするために、一番先に阿見町でも選定療養費について大病院からそういうことがあった場合には父兄負担なしでやりますというふうに表明しておくのが、私は子供の命を守るために必要だというふうに思います。

今の答弁の中で、#6000番で聞いて必要性を判断するなんて余計な仕事ですよね。子供のけがとか、そういう緊急性がある場合に、#6000番に電話してからどうかなんていうことはやめて、やはり子供がけがした場合には救急車を呼ぶと。その場合には、父兄の負担をなくすために水戸市と同じように、ほかの市町村の顔色を見てじゃなくて、父兄負担の分は阿見町で負担しますというふうにしとけば……。

私は、小中学校・保育所でも救急車を呼ぶ場合に、ほかへ相談してなんていうことをやっていることは必要ないと思いますけれども、その点どうなんでしょうか。町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（野口雅弘君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） お答えいたします。

まず、#8000番ということで、訂正をしたほうがいいと思いますね。

○18番（細田正幸君） そうか、8000番か。

○町長（千葉繁君） 御質問ですけれども、まず水戸市が最初にやったというのは立派なものだなと思って、敬意を表したいというふうに思います。その中で、ほかのところも検討している……。私は前向きに答弁したらどうだというような話をしたんですけども、今3か年実施計画やっております。その中でしっかりと検討させてもらいたいというふうに思っております。

まずは電話をして、まず救急車を頼むということは、現場にとって大事なことだと思います。それをどっちにするか迷っていたのでは子供の命も守れないと。これはどこでもそうだと思います。ですから、きっと水戸市に右へ倣えというようなことになっていくんだというふうに思います。

先ほどの事例を聞いていましても、年間でそんなに多くないこともありますし。でも、むやみやたらに救急車を使われては困るということもあります。この間も稻敷郡の東京医大の協議会の中でも、その話が出ました。東京医大としましても、一応ちゃんと理由を聞いて納得いただいてお支払いをしていただくというようなことも、今一般の方はしているというようなことありましたけれども、保育所・幼稚園、それから小学校・中学校といったところは、やはりこういうことが、その現場で判断しないような形で進めたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 選定療養費ができたのは令和6年の12月で、まだ1年たっていないわけですけれども、小中学校・保育所などが子供が病気とかけがした場合には、#8000番ですか、そこへ聞いてからなんていうことはやらないで、安心して救急車を呼んで子供たちの病気とか緊急事態にはすぐ対応するというふうに、阿見町も水戸市に倣って、率先してやるべきだというふうに思いますので、町長の答弁で新しい制度で検討していくことですけれども、件数が年間1桁しかないわけですから、1件当たり7,000円ぐらいかかるというような話もありますけれども、そういう点では子供たちの安心のために、阿見町でも水戸市と同様、事故が起きた場合には小中学校・保育所で#8000番に相談するんじゃなくて、救急車を呼ぶというふうにしたらどうかと思います。

そういう点では、町長も前向きで検討するということですので、前向きに検討するならば、安心して救急車を呼べるような制度を阿見町でもつくったらどうかというふうに思います。

その点について、もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長（野口雅弘君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先ほどの答弁どおりです。すぐにというわけにはいきませんけれども、できるだけ早く。検討は今していますから、前向きに検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 子供たちの健康のためにも、町長の答弁、前向きに検討したいということですので、きちんと安心して小中学校・保育所で、ほかに相談することなく救急車が呼べるようにしていただきたいと思います。

以上で私の質問终わります。

○議長（野口雅弘君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時50分散会

第 3 号

[9 月 11 日]

令和7年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月11日（第3日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葉 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	宮 崎 智 彦	君
町 長 公 室 長	小 倉 貴 一	君

総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
防災危機管理課長	安室公一君
生活環境課長	堀越多美男君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
健康づくり課長	鶴田美智子君
学校教育課長	飯塚洋一君
学校給食センター所長	恵美和彦君
生涯学習課長	大橋雅道君
指導室長兼 教育相談センター所長	細田愛君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和 7 年第 3 回阿見町議会定例会

議事日程第 3 号

令和 7 年 9 月 11 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和7年第3回定例会

一般質問2日目（令和7年9月11日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 海野 隆	1. 高齢者世帯及び単身高齢者世帯への終身支援について 2. 犯罪被害者等支援制度の充実及び条例の制定について 3. 町立学校体育館への空調設備の前倒し整備等の熱中症予防対策について 4. 歴史民俗資料館の整備について	町長 町長 町長・教育長 教育長
2. 武藤 次男	1. 民生教育委員会提言に対するその後の動きについて 2. 生徒たちの要望事項を吸い上げる仕組みについて 3. 高齢独居世帯に対するケアについて	教育長 教育長 町長
3. 小川 秀和	1. 小学生児童の登下校の熱中症対策について 2. 防災対策について	教育長 町長
4. 前田 一輝	1. 阿見町の地域医療体制について	町長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、14番海野隆君の一般質問を行います。

14番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

[14番海野隆君登壇]

○14番（海野隆君） どうも皆さん、おはようございます。れいわ新選組の海野隆でございます。

6月から9月ということで3か月経過しましたけれども、その間、参議院選挙があり、そして、つい最近茨城県知事選挙があって、それぞれ国民、県民の審判が下ったということで、特にこの国政与党——自民党・公明党が、衆議院に続いて参議院でも過半数を割り込むということで、衆参両院で少数与党となってしまったわけですね。その結果、自民党は総裁を代えるということで、10月の20日まで、ほぼ1か月以上政治の空白が続くということで、本当に今、国

民の生活、町民の生活、厳しい状況だと思いますよ。そういう中で1か月間、この選挙で争点になった減税の問題も一向に解決しない。それから与党が公約した現金の支給、このことについても何の議論も行われない。政治の停滞はここに極まれりというような状況だと思います。

県政に転じてみれば、大井川知事が再選されて、今後4年間県政の先頭に立って茨城県の発展に尽くすということで、ぜひとも大井川知事には頑張ってもらいたいというふうに思います。

それでは、一般質問の第1の項目、高齢者世帯及び単身高齢者世帯への終身支援について、お伺いしたいと思います。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2050年に65歳以上の独居率は男性26.1%、女性は29.3%に上るというふうに推計しております。未婚化や少子化などにより、近親者の全くいない高齢単身世帯の急増が想定されております。そこで問題になっているのは、高齢者が安心して老後を過ごせる社会的サポート及び看取りと死後手続などの死後への備えであると思われます。

私も最近、独居の高齢者が死亡して、遠い親戚に当たるということだったんですけれども、その方が死後の手続をしたということで、この死後の手続というのは非常に大変だったということをお聞きしまして、その方がもうちょっと、行政に行って、ここに行けばいろんなことを教えてくれるというような窓口をつくってくれたらありがたいと。そういう相談事例があったものですから、今回、阿見町における高齢者世帯及び高齢者単身世帯への終身支援について、以下質問したいと思います。

まず第1なんですけども、これは数字を聞くということで、阿見町内における単身高齢者世帯の推移及び今後の見通しについて。

2番目、阿見町の高齢者世帯及び単身高齢者世帯への具体的なサポートの現状と課題について。

3番、身元保証、入院・介護施設の手続き支援、日常生活の支援、葬儀や死後事務などについての家族や親族の相談受付体制について。

4番、自治体による終活支援優良事業者認定制度について。

最後の5番目ですけれども、終活情報登録・伝達事業について、お伺いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

海野議員の、高齢者世帯及び単身高齢者世帯への終身支援についての質問にお答えいたしま

す。

1点目の、阿見町内における単身高齢者世帯の推移及び今後の見通しについてであります。

当町の単身高齢者世帯数は、国勢調査によると、平成22年は1,081世帯、平成27年は1,519世帯、令和2年は1,994世帯と増加傾向で推移しており、人口の高齢化に伴い、今後も増加していくものと見込んでおります。

2点目の、阿見町の高齢者世帯及び単身高齢者世帯への具体的なサポートの現状と課題についてであります。

当町では、高齢者見守りサポート事業を実施しており、単身高齢者世帯や世帯全員が75歳以上の高齢者世帯等に対して、緊急通報装置及び人感センサーを貸与し、24時間365日体制で、急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応が取れる体制を整備しております。

また、町社会福祉協議会では、経験豊かなボランティアが高齢者の健康状態、生活上の不安などを聞きながら話し相手となる、ふれあい電話訪問事業を行っているほか、調理ボランティアが作ったお弁当を自宅にお届けする安否確認を兼ねた、ひとり暮らし高齢者等給食サービスを行っております。

事業を進める上で、高齢者が情報を得るための効果的な周知方法が課題となっております。引き続き、これらの福祉サービスについて、広報紙及びホームページへの掲載、あみメールの配信、さらには民生委員児童委員やケアマネジャーに対して説明の機会を設けることで広く周知を行うとともに、分かりやすい周知方法について検討してまいります。

3点目の、身元保証、入院・介護施設の手続支援、日常生活の支援、葬儀や死後事務などについての家族や親族の相談受付体制についてであります。

当町では、身元保証に関するサービス提供は行っておりませんが、民間事業者において実施しております。

入院・介護施設の手続支援につきましては、町地域包括支援センターが介護や福祉などの総合的な相談窓口として各種相談に対する継続的な支援を行っておりますが、本人や親族に代わって手続を行うことはできませんので、医療機関や介護施設へ御相談いただくことになります。

日常生活の支援といたしましては、介護保険制度における介護サービスや、当町が実施する高齢者を対象とした福祉サービスを利用することができます。なお、葬儀や死後事務などについての家族や親族からの相談窓口につきましては、当町では現在のところ設置しておりません。

4点目の自治体による終活支援優良事業者認定制度、及び5点目の終活情報登録・伝達事業につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

どちらの事業も先進事例として、静岡市の取組があります。静岡市では、家財の片づけや財産の整理など、いわゆる終活を行おうとする高齢者やその家族と、終活支援をする事業者との

トラブルを未然に防ぐため、基準を満たした事業者を市が認証する、静岡市終活支援優良事業者認証事業を行っております。また、静岡市終活情報登録・伝達事業は、本人等が緊急連絡先やエンディングノートの保管場所、墓の所在地などの情報を事前に登録することにより、本人が意思表示をできなくなった場合やお亡くなりになったときに、預かった情報を本人の指定先へ伝える事業であります。

どちらの事業も当町では実施しておりませんが、先進自治体の事業を調査研究してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

今の答弁の中で、事業を進める上で課題となっているということで、高齢者が情報を得るための効果的な周知方法ということでいろいろ言っておりますけども、コロナが最初に始まったとき、ワクチン接種について町ホームページから申し込みと早いとかということで、町ホームページから申込みを受け付けたんですね。高齢者の人はなかなかワクチンの申込みができなかつた。

そのときに、地域でSNSなどを発信して非常に頼りになるというかな、日常的にその人を知っているし、その人がSNSを発信しているということを知っているし、インターネットなんかにも詳しい人ね。この人が、もう本当に地域の高齢者の求めに応じて相当数代理登録というかな、ワクチンもしたということで感謝されたということを聞いております。

それで、先ほどは広報紙、ホームページ、あみメール配信……。ここから人の話になるけども、民生委員、ケアマネジャーというような形で説明の機会を設けるって言っているんだけれども、私は、インターネットをまだ利用されない、特に高齢者の方でね、スマホもあまり持っていない、あるいは十分に活用できていないという人がたくさんいると思いますので、地域において、SNSあるいはインターネットにも通じた地域の人材というのを積極的に組織化すると。そういうことで、新たな周知方法を構築するのは有意義であり、必要だと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

現状なんですけれども、区長や民生委員児童委員に、地域住民の信頼を得て情報発信をする役割を担っていただいております。議員御提案の新たな周知方法の構築につきましては、有意義であると考えておりますので、今後調査研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） よく検討していただいて。やっぱり地域で日常的にお会いできて、インターネットに通じてないと駄目なんですよね。民生委員の人たちもね。そうすれば、非常にインターネットに通じている人が民生委員をやっていれば、それはできるかもしれないけど、そうじゃないというと、結局教えることもできないということになるので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、葬儀及び死後事務。この手続について、行政に窓口を設置していないというふうにおっしゃっているんですけども、よく転入なんかしたときに、東電が来たり、昔はNTTが来たりして、そこで引っ越しに関わる手続を全てするみたいな、ワンストップでね。そういう形を何か私はイメージしたんだけども、行政に、こういった葬儀及び死後事務手続について窓口を設置するべきだと私は思うんだけども、それはまだ検討にも上ってないのかな。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

現在、町では、役場における各種手続をサポートできるよう、おくやみデスクを設置しております。御質問の葬儀及び死後事務手続の窓口につきましては、今後他自治体の動向を注視しながら検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ここから本番に入りたいと思うんですけども、私が自治体における終活支援優良事業者認定制度、それから終活情報登録・伝達事項についてということで質問しましたね。

静岡市の例を先進事例として挙げていただき御説明いただきましたけども、それは消費者庁が、いわゆる高齢者等終身サポート事業の利用に関する注意点ということで、注意喚起をしているわけですね。何で注意喚起しているかというと、そういうサービスをやる事業者にはいろんな事業者がいると。結局、死後のことなので、契約しても死後のことで本人死んじっているから、それが本当にしっかりと契約が実行されているかどうかもよく分からぬというところがあって、多分、私は静岡市が全国初の認証制度をつくったんじゃないかなと思います。

私もインターネットなんかを見ていると、これアルゴリズムなのでね、何かそういうのを入れると、どんどんどんどんそういう広告が入ってくる。本当にたくさんあるんだなと。もちろん茨城県内にもありますね。

それで、静岡市の場合は、やっぱりあそこは100万都市ではないけど政令指定都市なので、そういう事業所も相当たくさんあるというふうに思うんですね。静岡市内に限って事業所を認

証して、ここなら完全に安心とは言えないけれども、安心ですよということでサービスというか、そういう不安のある方々に紹介しているわけですね。

やっぱりトラブルがあるというのが前提なんですね。トラブルがあるので、こういうのが生まれているわけです。全国でね、何か新聞の報道によると、独居の高齢者3万人全国で死んだというわけです、1年間で。すごい数ですよね。多分阿見町でも計算すれば分かるわけですね。1,200万人の5万人でやってみると何人ぐらいって。

でも、そうすると、こういった状況というのは必ず今後起きてくるし、このことについて、やっぱりあらかじめ、すぐというわけに、明日からというふうにいかないので、1年なり2年なり3年なり……。3年ちょっと遅いかな。十分検討を重ねて、ぜひね、こういう事業を導入してほしいというふうに思っているんですけど、改めてもう1回、この自治体による終活支援優良事業所認定制度及び終活情報登録・伝達事業について御答弁ください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

終活に関わる制度の整備につきましては、静岡市等の先行自治体の実施状況を調査研究するとともに、他自治体の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 本当に来るべきね、団塊の世代が間もなく80歳ぐらいになって、これから……。団塊の世代はそんなに未婚は少ないのかな。でも、片方が死んでしまうと独居になるので、ぜひぜひ備えをしていただきたいと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。

次は、犯罪被害者等支援制度の充実及び条例の制定についてお伺いしたいと思います。

犯罪被害者及び被害者遺族に対する法的な支援として、平成17年、だから2005年ぐらいかな、20年ぐらい前に犯罪被害者等基本法が制定されております。しかし、物心ともに打撃を受けている被害者及び遺族の救済には不十分だったわけです。基本法ですからね、それは理念法みたいな感じで理念を掲げているだけですから。全国の自治体レベルで犯罪被害者等支援条例を制定する動きが進んでおります。茨城県だけちょっと進みが悪いということなんですけども。

突然犯罪に巻き込まれることによって、回復しがたい身体的・心理的・経済的損失を被ることの可能性は誰にでもあります。自治体としては、犯罪被害者等基本法の立法趣旨に照らして必要な支援、サポートを制度化すべきであると考えます。

犯罪被害者等支援制度の充実及び条例の制定について、4点ほど質問いたします。

1番、全国及び茨城県内市町村における犯罪被害者等支援条例制定の状況について。

2番、阿見町における犯罪被害者支援は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を果たしているか。

3番、制定された先進自治体の犯罪被害者等支援条例の内容はどのようなものか。

4番、阿見町でも犯罪被害者等支援条例を制定する必要があると考えるがどうか。

以上、質問をいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　犯罪被害者等支援制度の充実及び条例の制定についての質問にお答えいたします。

1点目の、全国及び茨城県内市町村における犯罪被害者等支援条例制定の状況についてであります。

全国の状況については、令和6年4月1日現在の状況でお答えいたします。都道府県では47都道府県全てが条例を制定しており、市区町村では863市区町村が条例を制定しております。全国の市区町村における条例の制定率は49.6%となっております。県内の状況といたしましては、令和7年4月1日現在で、11市町が条例を制定しており、条例の制定率は25%となっております。

2点目の、阿見町における犯罪被害者支援は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を果たしているかについてであります。

当町における犯罪被害者等への対応といたしましては、関係部署が横断的に連携し、状況に応じた相談やサポートを行うとともに、犯罪被害者等のプライバシー保護や負担軽減を考慮し、各種手続のワンストップ化や個室相談などの対応を図っております。また、牛久警察署管内においては、牛久地区被害者支援連絡協議会を設置しており、犯罪被害者等支援への啓発活動として街頭キャンペーン等を実施しております。

3点目の、制定された先進自治体の犯罪被害者等支援条例の内容はどのようなものかについてであります。

他市町村の条例の主な内容といたしましては、犯罪被害者等の支援に係る体制の充実や、日常生活を円滑に営むための給付金、見舞金の支給、心理的なケアの実施などの支援策が規定されております。

4点目の、阿見町でも犯罪被害者等支援条例を制定する必要があると考えるがどうかについてであります。

近年、犯罪被害者等への支援の必要性が高まっており、地域に応じた施策の策定が急務となっております。現在、当町では、条例の制定に向けて既に作業を進めており、令和8年度からの施行を目指しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 私がこの質問をしようと思ったのは、もちろん最近、県内の市町村で条例を制定するという動きがあったし、それから報道で条例を制定してくれというようなことで要望を出しているというような事例が結構たくさん新聞報道されましたね。これはもう茨城県内、非常に悪いわけですよね、条例の制定率が。これは恥ずかしいことじゃないんだけれども、やっぱり条例を制定して初めて、きっちり犯罪被害者に対する支援ができるということで、こういう流れになっていると思います。

しかし、私はこの相当前、もう20年、30年ぐらい前かな……。だから、犯罪被害者基本法、これ平成17年でしょう、20年前ね。その、もっと10年ぐらい前、それは常盤大学というのが茨城県内にありますけども、この大学の元学長ね、諸澤英道さん。その後は、富田先生という先生が引き受けてやったんですけども。この方は、被害者学の大家というか、国内での有数な被害者学の先生です。

常盤大学が、犯罪被害者支援について市民講座をやらされました。そのときに、私も市民講座に入って、犯罪被害者というのはこんなひどい状況に置かれているということを知って、それ以来心に留めていたんですけども、それから大分時間たっちゃったものですから、あまり具体的にこの阿見町の議会で一般質問することはなかったんですけども、改めてこのことについて、今回質問したということでございます。

それで、犯罪被害者というのはどのぐらいいるかという話なんですけども、最近の一番新しい県内の市町村のランクインをやっている冊子によれば、刑法犯認知件数——交通事故なんか除いた、これは阿見町は全体の44市町村のうち21位、6.88%。茨城県全体では6.99%ですね。これ計算してみると、5万人なので人口が、344件ぐらい年間に刑法犯の認知件数があるということになります。

少し、これ実は落ち着いてきて、2017年、今から何年前だ、8年ぐらい前だというと7.70%で、今6.88%。少し犯罪というか刑法犯の認知件数が少なくなったというような状況でございます。ということで、344件の刑法犯があると被害者があるわけですから、被害者がいるんじゃないかなと。それはもちろん窃盗とかそういうのも含めてですけど、いると思うんですね。

再質問ですけれども、阿見町における相談事例というのは答弁がありましたけども、年度ごとにどの程度あったのか。また、その内容はどういう内容だったのか、内容によって対応する担当課は違うと思うので、どういう課が対応したのかということについて質問します。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えします。

当町で犯罪被害者等の支援として、相談を受けた件数は、把握している令和2年度以降で1件となっております。その内容については、特定につながるおそれがあるため申し上げられないということで、御了解をお願いしたいと存じます。

その際対応した担当課につきましては、生活環境課と町民課で対応をいたしました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ありがとうございました。

それで兵庫県明石市がって、今、民生教育常任委員会で明石市に視察を申入れをしようかと思っているんですね。明石市はどこを切っても非常に先進的な自治体で、この犯罪被害者支援条例についても非常に早いですね。非常に早く、平成23年に制定されています。平成17年に基本法ができて、ほぼ五、六年で条例化したと。多分全国でも早いほうじゃないかなと思います。

何度も何度も改正を重ねて、令和6年3月27日というのは最新の条例と。その内容を見ると、これは多分全国どこでも一緒ですよね、社会的孤立の解消とか——何で私は不幸なんだろうというような感じであると思うんですね、それから経済的な支援とか精神的ケアとか情報提供とか、そういうことが内容だと思うんですけれども、先ほどの答弁では、いつだっけ、8年度か。令和8年度からの施行を目指しているというのは、もうほぼ内容ができているのかな、検討中なのかな。段階としては、どの段階にあるんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えします。

現在、先行市町村の条例の内容等を調べている状況であり、作業を進めています。早ければ12月頃の全員協議会で原案の説明を行いたいと考えております。その後、パブリックコメント等の手続を行った後、できれば3月の定例会に向けて議案上程ができればと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 次の再質問に入りますけれども、もちろん私も30年ぐらい前から犯罪被害者の実態とかについて分かっていたんだけれども、今回質問するに当たってね、そうだと。当然、被害者がいれば加害者がいるわけですよね。344件だっけ……。さっきお話ししましたけれども、加害者もそれだけの件数いるということで。

加害者本人は、やっぱりきちんとした社会的制裁を受けると、社会復帰してもらうと。こういうことが大事なんですけれども、加害者の家族ですね、この加害者の家族の悲惨な状況というかな、これNHKのテレビでも放映されておりまし、このところ結構報道もされる。それ

から、弁護士会が加害者支援についても国に対してしっかりすべきだというようなことがあります。

この加害者の支援というのは、阿見町でね……。今、犯罪被害者支援について言っているんだけれども、加害者の家族ですね、家族。一家離散ですね、多分ね。殺人事件なんか起こすとね、もうほぼ現住所にいられない。ＳＮＳの、今、餌食になっちゃって、ひどい状況にありますね。職場まで追っかけてくると。こういう悲惨な状況があって、これが家族には全く非がないですね。一緒に生活しているから責任あるだろうみたいな形になりますけども。このことをやっぱり、しっかりと憲法に基づいて平穏に暮らす権利であるとか、そういうのを保障してあげないと駄目だと。

これは当然、社会とか世間に対する、そういったことについて、広く知らせるということも大事だし、加害者支援について……。ごめんなさい。加害者支援もいいと思うね、社会復帰のためのね。明石では、加害者支援のための条例ができていますけども、加害者家族への支援というのは、今のところ想定していませんか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

加害者本人については、主に刑務所等を出所後の社会復帰の支援として保護司による更生保護活動等がありますが、御質問の加害者の家族への支援については進んでいないのが実情であります。

いざ犯罪が起きますと、加害者本人だけではなく、その家族も強い影響を受けます。社会的偏見、差別、インターネットによるＳＮＳ・掲示板サイト等での中傷。経済的困窮——失職したり、損害賠償請求への対応。また精神的負担、罪悪感、孤立感、うつ症状など。また、子供は学校や地域でのいじめ・差別を受けやすく、社会的支援が必要であると考えます。

当町では、これまで犯罪加害者家族からの具体的な要望であるとか、相談というのはありませんでしたが、今後、もしそのような事例が生じた場合には、府内の各担当部署が横断的に連携し、対象をサポートしてまいりたいと思っております。なお、公的支援につきましては、今後ですが、県や県警と連携を図りながら、他自治体の動向を注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　ぜひともよろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、次の質問、町立学校体育館への空調設備の前倒し整備等の熱中症予防対策について、お伺いしたいと思います。

今年の夏は、各地で過去最高気温を更新するような暑さでした。熱中症で救急搬送された件

数も昨年と比較して大幅に増加しております。総務省の消防庁によると、6月の熱中症による緊急搬送者は1万7,229人で、昨年同月7,275人の2倍以上となっております。2010年に6月分の調査を開始して以来、最も多い件数であるとしております。多分、阿見町でも同様の傾向であると思われます。

文部科学省では、令和7年3月に令和6年度の補正予算分として、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課から、学校体育館への空調設備の早期実施に向けて説明しております。6月23日の文部科学省の調査結果では、令和7年5月1日現在で全国の公立小中学校の体育館等空調——冷房ですね、設備の設置率は22.7%。前回調査時——昨年9月1日に調査しているんですね、それから3.8%上昇しておりますので、少しづつ設置が進んでいると、こういう状況だと思います。

体育館というのは、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時に避難所として活用されることを踏まえると、さらに設置を進めるべきで、阿見町でも気候変動に対応して緊急に前倒しで整備すべきだと思います。

以下質問いたします。

1番、過去10年間の茨城県内及び阿見町における熱中症による救急搬送者数の推移について。

2番、阿見町における熱中症対策の現状と課題について。

3番、阿見町の行事日程や開催時間等の見直しについて。

4番、これ最後。これが一番の質問の眼目ですけれども、阿見町立学校体育館の空調設備の整備スケジュールについて。

以上お伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　町立学校体育館への空調設備の前倒し整備等の熱中症予防対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、過去10年間の茨城県内及び阿見町における熱中症による救急搬送者数の推移についてであります。

県内においては、総務省消防庁の統計データによると、平成27年度は1,561人、令和4年度には2,080人と2,000人を超える、令和6年度は2,441人と、熱中症による救急搬送者の数は10年間で約1.6倍に増えております。当町においては、稲敷広域消防本部に確認しましたところ、平成27年度は27人、令和4年度には40人に上り、令和6年度は41人と、10年間で約1.5倍に増えている状況であります。

2点目の、阿見町における熱中症対策の現状と課題についてであります。

当町では、熱中症予防の普及啓発活動として、町内施設にポスター・チラシ・のぼり旗を設

置しており、また、広報紙やホームページで熱中症予防方法を周知し、あみメールやLINEで熱中症警戒アラートの発表を周知しております。特に高齢者への対策として、社会福祉協議会のひとり暮らし高齢者等給食サービスの配達時に熱中症予防のチラシを配布しているほか、今年度におきましては、つるかめ教室などの高齢者が集まる場において、熱中症対策についての講話を行いました。

また、自宅に使用可能なエアコンが1台もない、満65歳以上のみで居住する住民税非課税世帯には、1世帯当たり新品購入費用のうち5万円を上限に助成しております。令和6年度実績は6件、令和7年度は現時点で11件となっております。さらには、誰もが利用できる暑さをしのげる場所として、公民館・コミュニティセンターや図書館、役場、総合保健福祉会館等をクーリングシェルターとして開放しております。

今後の課題といたしましては、高齢者や子供、障害者等の熱中症弱者に対し、より一層の対策が必要であると認識しております。町民一人ひとりが熱中症の予防行動を取ることができるよう、取組を強化してまいります。

3点目の、阿見町の行事日程や開催時間等の見直しについてであります。

熱中症の心配される時期に開催される行事といたしましては、運動会等の学校行事、教育委員会の行事、まい・あみ・まつりや行政区の夏祭り等があります。熱中症対策といたしましては、小学校運動会、中学校体育祭、子ども育成会連合会球技大会などにおいて、これまで開催時期の変更や時間短縮に取り組んでまいりました。

また、まい・あみ・まつりは実行委員会主催となります、町公式LINEやホームページ等を活用した啓発、保健師の常駐や救急救命士の配置のほか、暑熱環境を緩和するための設備として、日除けスペースのテントやミスト扇風機の設置が行われました。さらに小まめな水分補給と無理のない行動を取るよう会場内放送での呼びかけ等が実施されました。

このように、それぞれの主催者が、日程の見直しや様々な工夫をしながら対応を行っている状況であり、現時点において行事日程を改めて見直しする動きはありません。

今後につきましても、それぞれの状況に応じ、適宜対応してまいります。

4点目については教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君） 皆さん、おはようございます。

私からは、町立学校体育館への空調設備の前倒し整備等の熱中症予防対策についての質問、4点目についてお答えいたします。

4点目の、町立学校体育館の空調整備スケジュールについてであります。

国では、全国の自治体における学校体育館への空調設備の早期整備を後押しするため、令和6年度補正予算において空調設備整備臨時特例交付金が創設されました。この交付金は、補助率が2分の1であるなど、財政的支援が手厚く、また、対象期間が令和15年度までとされていることから、当町におきましても、この交付金の活用を前提に、早期整備に向けた検討を進めているところでございます。

議員御指摘のとおり、小中学校の体育館は児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難所としても活用される重要な施設であり、空調設備整備の必要性が高いものと認識しております。引き続き、政策・財政担当部局、防災担当部局と緊密に連携しながら、早期整備に向け検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 熱中症警戒アラートというのがございますね。今年はあみメール、LINEで、何度も何度も連絡がありました。それで統計を取ってみると、令和5年度ね、おととしは16回だったそうですね、県内で。令和6年度、去年は26回。それで今年2025年度は、9月8日に——最後ではないかもしないけども出て、合わせて38回出ているわけですね。

それで、いつ出たかというと、6月17日にまず第1回が出て、しばらくなくて7月が15回、8月が18回、9月が4回と、これからまた出るかもしれないんですけどね。こういう状態なので、相当熱中症警戒アラートの内容を見ると、あまり外でうろうろしているなという感じじゃないですか。

それで3点目の御答弁を聞くと、ちょっと今のところ見直しはしないよというような感じなんですけども、このまい・あみ・まつりについて、まつり期間を通じて熱中症あるいは熱中症疑いの患者がいたというふうに聞いているんですけども、これ何人ぐらいいたのかということと、それを踏まえても、行事日程の見直しが必要ではないと。先ほどから聞いていると万全の体制だと、こういう熱中症対策の万全の体制を取ったと。それでも多分出ているのではないかなと思いますが、何件ぐらいあったのか。それから、その上でさらに行事日程の見直しは必要ではないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

今年度の、まい・あみ・まつりの期間中につきましては、熱中症疑いで救護室を利用された方が5名いらっしゃいました。そのうち、体調の回復が見られず、救急車による病院へ搬送された方が2名いらっしゃいました。

また、行事日程の見直しが必要ではないかという点なんですけども、こちらにつきましては、町長からの答弁にもありましたように、まい・あみ・まつりは、実行委員会主催のイベントとなっております。こちら来年度のまい・あみ・まつりの開催につきましては、歴代執行部や商工会による、まい・あみ・まつりの検討会議が行われる予定となっております。こちらの検討会議におきまして、組織体制、企画内容、あとは開催時期、あと熱中症対策をどのようにするかなど総合的に検討が行われるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 先ほど紹介した7月は15回——月半分、8月は18回ですよね。この8月3日から8日まで連續、8月17日から21日まで連續、8月23日から27日まで連續で、こんな状況を考えていると、この時期にね……。それは確かに自己責任かもしれませんよ。しかし、やっぱりあそこの炎天下で、いくら水分補給するとか何とか言っても、これはやっぱり日程の見直しは、私は検討してやるべきではないかなと思います。

学校なんかはもう早いうちから5月の運動会をやっているという、そういう状況にもあるので、前例にとらわれないで、実行委員会とよく相談しながらやっていただきたいと思います。

それでは、次の再質問に入りますけれども、ちょっとこれは昨日、細田議員とやり取りがあって、選定療養費の関係で、質問に対する答弁で、令和5年に7件、令和6年に9件、令和7年に2件、救急搬送したという。これは熱中症あるいは熱中症疑いということでいいんでしょうか。ちょっと確認させてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

確認が取れています令和6年度と令和7年度の状況でお答えいたします。

令和6年度は、救急搬送が小中学校で9件ございました。その中で、熱中症の疑いというものは小学校で1件でございます。また、令和7年度につきましても、現在2件の救急搬送がございまして、そのうちの1件が熱中症の疑いで救急搬送になっていると。いずれも病院のほうに着きまして回復しまして、無事戻ってきてているという報告を受けております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） それでもやっぱり熱中症、まさか外で運動をやっていたわけではないと思いますけど。これ熱中症警戒アラートが出たら学校では外で運動しませんよね。それで、ちょっと調べてみたら、夏休み期間中は、これ学校の責任じゃないのであれですけども、6月の17日に第1回って言いましたけども、大体、学校が開催している……。日曜日ちょっと想定

してなかったんですけども、9回ぐらいあるんですよね。7月7日から10日が4回、6月17日1回、それから9月、多分1日から始まっているんですよね、そうすると4回ということで、9回ぐらいあると。相当やっぱり熱中症警戒アラートが、学校が始まっているという中で出ているんじゃないかなと思います。

それで、先ほど御答弁をいただいて、この学校体育館等への空調設備の加速についてですけども、先ほどの答弁では、早期整備に向け検討を進めてまいりますなどというような曖昧な感じがいたします。これこそまさに喫緊の課題ですよ、喫緊の課題。町民にとって一番喫緊の課題。このことを最優先でやらなかったら、行政は何のためにやるんですか。

昨日のやり取り聞いてると、優先課題、優先課題、優先課題。これほど優先課題ないですよ、これ。ぜひね、これ教育部局はしっかりと町長部局に要求して、1年とは言わないけども、2年間ぐらいで全ての小中学校の体育館、これを空調化、整備すると。そういうふうに私は思いますけれども、これ誰が答弁するのかな。改めて、もう一度答弁お願いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、教育委員会といたしましても、この空調整備につきましては、もう喫緊の課題であるというふうに認識しておりますので、できるだけ早期に事業に着手したいというふうに考えてございます。

現在3か年実施計画の策定期間でございますので、具体的な整備時期等は申し上げられませんけれども、そういった課題を踏まえて、早急に対応できるように財政部局、企画部局とも調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 教育部局のほうでそういう決意なので、こっちのお金のほうを出す町長部局のほうもしっかりと受け止めて、これこそ最優先課題ですよ、喫緊の課題。命に関わるんだから。ぜひ、それを心に刻んでやっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。時間も7分しかなくなっちゃったので。

最後は歴史民俗資料館の整備についてということでお話ししたいと思います。

今年は戦後80年という節目の年でしたので、各地の博物館等施設で特別展が行われていました。戦争に至る経緯、戦争中の暮らし、太平洋・東アジア全体を巻き込んだ戦争と敗戦に至る状況、1945年3月10日の東京大空襲、8月6日広島、9日は長崎に原爆が投下された、すさまじい犠牲の実相についても学ぶことが多かったです。

現在の世界は、日本国憲法が掲げた崇高な理想とは遠いところにあります。憲法前文では、

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」というふうに述べております。全ての公務員は憲法遵守義務を負っております。

私は幾つか施設を訪ねました。近代戦争というのはもう総力戦だよね。地域に及ぶ多大な犠牲と影響を受けるんだなというふうに思いました。もちろん阿見でも6月10日に300人が犠牲になった空襲がありましたけれども、戦争による地域社会の影響を次の世代、次の次の世代に引き継ぐことは非常に大事です。そういう意味からも、この歴史民俗資料館、この存在は欠かせないんですよ。

各施設で保存展示されている現物、いろんな現物があります。昭和初期から大正期の、もうなくなっちゃいますよ、これ。レプリカで作るんですか、作るとして……。作らないなら別かもしれないけども。もはや町内で残っていないのではないかと恐れています。

もう私は議員になってすぐ、平成12年だったかな、そのときから一貫してこれ主張している。その間2人の町長、教育長で4人目、議論をしてきて、途中ではもうやるぞというような形があったのかもしれないけれども、結局、最優先課題じゃないんです。優先課題じゃなくなって、どんどんどんどん後ろに行っちゃう。

そういうことなので、1番、端的ですよ、歴史民俗資料館を整備する考えはありますか。あるとすれば、いつ頃までに整備しますか。

以上です。お願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君。

○教育長（宮崎智彦君） 歴史民俗資料館の整備についての質問にお答えいたします。

1点目の、歴史民俗資料館を整備する考えはあるのかについてであります。

歴史民俗資料館等の整備につきましては、議員御指摘のとおり、生活様式の移り変わりが進む中で、町特有の歴史・文化を示すものを積極的に保存していくことは大切であると考えております。また、町内外への情報発信や児童生徒への郷土教育の観点からも有効であると認識しております。

当町では、令和5年度に町史編さん委員会を立ち上げ、現在、原始・古代・中世などの専門部会に分かれて調査を進めています。町史編さん事業の成果が、将来の歴史民俗資料館等の整備の基盤となるものと考えており、当町といたしましては、現在は町史編さん事業を推進していく段階と捉え、歴史民俗資料館等の整備については、その成果を踏まえた上で検討していくことになると考えております。

2点目の、あるとすれば、いつ頃まで整備するのかについてであります。

1点目の答弁のとおり、現在は町史編さん事業の推進段階であり、歴史民俗資料館等の具体的な整備時期を現段階で申し上げることは難しい状況でございます。しかしながら、町史編さん事業を通じて収集・整理された資料は、今後、歴史民俗資料館等の整備の必要性や方向性を検討する上での基盤となるものであります。まずはこの事業を着実に進め、成果を取りまとめることを優先してまいります。

なお、町史編さん事業の期間中における町の歴史や文化の啓発につきましては、現在ある公民館等を活用し、展示や学習活動を行うことで対応してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君に申し上げます。

質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただきますよう再質問してください。

それでは、14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 先ほど平成12年と言っちゃったけど、平成12年じゃなくて2012年3月に議員に就任したんですけども、2014年9月、2015年12月、2018年9月、2019年3月、2019年9月、それで2020年だな、12月。で、今回。さっきも言いましたけど2人の町長、4人の教育長。もうそろそろ、これはもう整備するというふうに決意して進めていただきたいと。これも教育委員会部局のほうから強力に言わないと、関心ないんだから町長部局は。全く関心ない、文化芸術に。ぜひ、これしっかりと言ってほしいなと思います。

いや、そう思いますよ。そう思う。そうでなければできているはずでしょう、こんなの。10年もやっているのに。ほかのところ全部できていますよ。だから、そういうことで、ぜひよろしくお願ひしたいということで、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） これで14番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番武藤次男君の一般質問を行います。

7番武藤次男君の質問を許します。登壇願います。

[7番武藤次男君登壇]

○7番（武藤次男君） 皆さん、おはようございます。武藤次男でございます。一生懸命質問させていただきます。

私の質問は、民生教育常任委員会の提言に対するその後の動きについて。こちらのほうでございます。

御存じのように、少子化に悩む日本において、夫婦に子供を持たない理由を尋ねた調査で最もも多い回答は、子育てや教育にお金がかかり過ぎること——56.8%でした。若い層では8割前後に達します。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と憲法26条第2項に記載されています。つまり、義務教育の費用——授業料だけでなく教科書代なども含む、を国や地方自治体が負担し、保護者の経済的負担をなくすことを定めています。ですが、その実態は、隠れ教育費として、グループA I、朝日新聞、読売新聞などの調査によりますと、小学校6年間で約50万8,500円、中学校3年間で約42万2,800円もの保護者負担になっているのが現実です。

今、経済的困窮のため、当たり前の学校生活を当たり前にすることができない子供たちの相対的貧困が広がっている中で、この秋9月には、飲食料品を中心に約2万品目もの値上げが予定されています。何とかそのような方々に対して、少しでも支援の手を差し伸べたく思いました。

まずは実態調査を行うべく、私たち民生教育常任委員会ではスクリレを利用し、小中学校児童生徒の保護者2,658世帯に対してアンケートを行いました。そして、1,116世帯——41.9%から返答をいただきました。そのアンケート及び自由記述から見えたのは、高額な隠れ教育費に悩む実態でした。そして、その実態を提言書にまとめ、当町宛て、3月18日定例会後に提出をしております。

そこで、今回私からの一般質問は、1番、提言に対する対応の進捗はどうなっているのか。2番、スクリレ利用によるアンケート返答で要望の高かった制服、ジャージ等の被服費の負担を軽減すべく中学校入学祝い品である補助券を増額してはどうか。

以上2点でございます。お答えをお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君）　民生教育委員会提言に対するその後の動きについての質問にお答えいたします。

1点目の、提言に対する対応の進捗はどうなっているのかについてであります。

令和7年3月に提出された提言書のうち、1つ目の給食費全面無償化につきましては、平成26年度から実施している第3子以降の給食費無料化を今年度より第2子以降に拡充いたしまし

た。一方で、全額無料化を実施した場合には、第2子以降も含め、年間で約2億1,000万円の財源が必要となり、以降も継続的に同規模の財政負担が生じることから、現時点では実施は困難な状況にあります。

次に、提言書に挙げられている2つ目の14項目の無償化につきましては、この14項目を要保護・準要保護の支給額に当てはめ、全児童生徒に拡大すると仮定した場合、令和7年度で約3億5,000万円、令和10年度には約4億5,000万円の財源が必要となります。当町の財政状況を踏まえると、提言書にある14項目を全児童生徒に支給することは困難であります。

2点目の、スクリレ利用によるアンケート返答で要望の高かった制服、ジャージ等の被服費の負担を軽減すべく、中学校入学祝い品である補助券を増額してはどうかについてであります。

中学校新入生入学祝い品事業につきましては、令和4年度から子育て世帯の経済的負担の軽減と生徒の健全な育成を目的として実施しており、新入生1人につき2万円分の購入補助券を配布しており、保護者アンケートでは、回答者の約9割から満足との評価をいただいております。補助金額の増額には、その財源を他事業の縮小や廃止によって捻出する必要があるため、現段階での実施は難しい状況であります。

今後も保護者の皆様の御意見を伺いながら、子育て世代への支援の在り方について調査研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） まず給食費、こちらのほうにつきまして、再質問させていただきます。

再質問1、第1子、第2子、第3子の具体的な人数を教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

令和7年度の7月現在の実績におきまして、全児童生徒3,715人の内訳としまして、第1子が2,081人、第2子が1,319人、第3子以降が315人となってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） それでは、今年度より第2子の給食費を助成していくとのことですが、その財源確保は将来的にも可能ということでよろしいのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

令和7年度につきまして、第2子以降、給食費の無料化の財源は一般財源とともに、その一部につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用してございます。この臨

時交付金は、今年度の交付金でございますので、来年度以降は一般財源で賄うことになりますので、そこは今後の財源調整となってまいります。

また、国の方では、本年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2025—一骨太の方針に基づきまして、給食の無料化の検討が行われているところでございますので、国の方の財源措置につきましても、今後注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 再質問3番、近隣自治体の給食費の助成の現状についてお知らせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

当町の近隣6自治体における給食費無料化の取組につきましては、土浦市、稲敷市、美浦村、河内町では小中学校が無料、牛久市では中学校のみ無料、龍ヶ崎市では中学3年生と第3子以降が無料となってございます。

次年度以降の対応につきましては、龍ヶ崎市、牛久市、河内町では、現在の取組を継続し、それ以外の自治体では、現時点では未定となってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） それでは、当町においては第1子、第2子、第3子と、そのようなスライドで給食費、こちらのほうを対応しておるかと思うんですけども、小学校、中学校、そういうような形で大きくなくくりで対応しなかったのは、そこら辺の理由などを教えていただけますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） 議員御指摘のとおり、小学校、中学校というふうに分けて対応している自治体もございますが、当町の場合、教育長の答弁にもございましたとおり第3子の無償化というのがスタートしております。それを対象範囲を拡大するという形で進めておりますので、阿見町といたしましては、第3子を第2子に拡充するような形で現在に至っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、今度は教育費。そちらのほうの部分につきまして、再質問をさせていただければ

と思います。

14項目のうち、学用品の中で全員がそろえるべきアイテムについて、児童の絵の具セット、習字セット、裁縫セット、算数セットなど、共有できるようなものは学校備品、公費として考えることはできないでしょうか。お願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

ただいま御提案をいただきました、絵の具セットや習字セット、裁縫セット、算数セット等の学用品を学校備品として整備することにつきましては、やはりその財源の捻出というのが難しいことから、現状では困難であると考えてございます。

一方で、学校給食費の無償化につきましては、町の負担額、相当に大きいものの、学用品等の経費と比較した場合、より効果的で望ましい子育て支援策であるというふうに判断をいたしまして、第2子以降に対象を拡充して、今年度より実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 承知いたしました。

アンケート項目で、給食費よりも負担と感じているのが制服や学校ジャージ、体操服、かばんなどです。給食費が総回答数3,348件のうち652件にとどまっているのに対して、何と1,079件、総回答数の32.2%となっております。頂けることには90%が満足なのかもしれません、額が少ないというふうに思えますので、そこら辺の見直しをお願いしたいのですが、いかがでございましょうか。

大体、毎年450人前後が新入学というふうな形で中学校に上がられるとして、1人2万円プラスすると、ざっくりで900万円と。そんなような具体的な金額になると思われますが、そこら辺の部分の捻出などはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

補助金額の見直しにつきましては、教育長答弁でも申し上げましたとおり、今、議員より具体的な数字もお示しをいただきましたが、現段階では、財源の捻出というところがございまして、難しい状況でございます。

なお、学校給食費の無償化につきましては、例えばお子さん1人が小学校6年間、そして中学校3年間にわたり無料化の対象となった場合に、その支援額の総額は42万1,000円となりまして、対象となった子育て世帯における負担軽減効果は非常に大きなものがございます。

町といたしましては、限られた財源の中でより効果的な子育て支援を行うという観点から、

この施策を重点的に実施しているところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 承知いたしました。

牛久市では、制服やジャージのリサイクルを実施すべく、民間企業などが立ち上がったりしていますが、当町ではどうでしょうか。

SDGs未来都市の観点から、行政としてそういったリサイクルを推進、業者ではなくても学校PTA、子ども会、そういったところに対しまして……。一部はやっているけれども、それは全体の波としてはなっていないような気がしますので、そういったところに対しまして、行政のほうから、こういった取組をしていただきたい的なそういう発布のほうをできないものなのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

今、議員から御紹介いただきましたとおり、一部の小学校ではバザー等におきましてジャージなどが出で品されておりまして、安価で販売されているということで、その売上げが各校のPTA活動費になっている学校もございます。今、議員のほうからそれを横展開できないかというような御提案もいただきましたので、そこにつきましては、ちょっと学校のほうにも、今実施しているところの事例を踏まえて、共有を図っていきたいというふうに考えております。

また、町内を拠点として支援を必要とする家庭を支援する団体におきましても、制服やジャージ等のリサイクルというものを数年前から行っておりますので、こうした支援団体の活動につきましても、引き続き、情報共有を図りながら促進をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） よろしくお願ひします。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 続きまして、2番目の質問でございます。

生徒たちの要望事項を吸い上げる仕組みについてでございます。

先日、7月17日に町内3中学校にて実施いたしました放課後議員カフェにおいて、在校生から、学校について話したいこと、そういうテーマの中で、学校に対しての多岐にわたる要望事項が上がりました。

その中で、おやと思ったのが、掃除道具ですか、体育倉庫の中の備品ですか、グラウン

ドのぬかるみですとか、そういった日々において解決できるような、そういうふうに捉えられる、そういう話題が多く出たからです。初めて放課後議員カフェという名前で私たち議員がそれぞれの学校に赴きまして、それで皆さんと直接の対話をした、そのような場において出てくる話題なのかなと、テーマなのかなと、そのように思ったものですから、今回このような質問をさせていただきます。

こういった仕組みが日々から学校の中であるものなのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君。

○教育長（宮崎智彦君）　生徒たちの要望事項を吸い上げる仕組みについての質問にお答えいたします。

備品の破損やグラウンドの不備などは、主管となる教職員が定期的に点検しております。生徒からの要望を学校として吸い上げる仕組みは設けておりませんが、生徒が気づいた場合には、生徒が主体的に教職員へ申し出ることとしております。その際は、教職員が劣化状況を確認し、管理職が必要に応じて予算要望を行い、備品の購入や修繕を行っております。

また、現在、各学校において、翌年度の予算要望に向けた備品等の確認作業を進めております。備品の劣化等については生徒が気づくこともありますので、そうした生徒の意見を改めて確認しながら、現場での維持管理を徹底してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君）　今の教育長のお話の中で、主管となる教職員が定期的とありますが、定期的というその期間、それを教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君）　お答えいたします。

修繕が必要な備品等の確認につきましては、各教科担当や部活動顧問が授業や活動の場面で日常的に行っております。特に緊急を要するものにつきましては、速やかに学校教育課へ連絡が入り、当年度の予算の範囲内で対応する仕組みとなっております。

また、学校では毎月1回、教職員による校内施設設備環境の安全点検を行っております。複数の四、五人の先生方で班をつくって点検しております。校舎内外を幾つかの点検場所に分けて、月ごとに順に違う場所を点検することで、多くの目で様々な観点から安全を確認することしております。

学校によっては、同様に児童生徒が自分たちで安全点検を行うようになるなど、子供の目線で感じたことを先生方に伝えることで、教職員では気づかない部分に目が届くことになります。修繕できるものは、その際に教職員が修繕し、修繕が難しいものは学校教育課へ通して、業者

に依頼することとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 今お伺いしましたけれども、翌年度の予算要望に向けた確認作業は、基本的にはいつ誰がどのように実施するのでしょうか。1の質問とのリンクでどうなんでしょうかというふうな部分の中で、今お話しいただきましたように、児童生徒の子供目線、それからあと、月1で安全点検を実行して、校舎内外、そちらのほうをやられているというふうなことでございましたが、改めまして教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

教育長答弁にもございましたとおり、現在、新年度予算要望に向けまして、各校で確認作業を行っております。学校のほうでは今月中をめどに要望書という形で、学校教育課のほうに提出を依頼しております。要望内容は、日常的な備品の確認や修繕の申出を基に整理をされまして、各校の教頭先生が中心となって取りまとめておりまして、最終的には校長先生の確認を経て、提出をしていただくという仕組みでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） それでは、もう今年度も始まりましてから約半年が過ぎております。以上を踏まえまして、現在の学生たちの一番の要望、それぞれの学校における一番の要望、これは把握されているんでしょうか。令和7年度も折り返しを迎えてます。半年経過している段階での、各学校での児童生徒の要望事項及びその対応準備がどうなっているかを教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

要望書の提出に当たりましては、生徒からの申出を踏まえた上で、各校において取りまとめを行っております。その際には、割り当てられる予算に限りがあるため、各学校で優先順位をつけた上で要望を整理し、学校教育課のほうに提出していただいております。

今年度におきましても、こうした仕組みにより、現時点での児童生徒の要望について各校で把握しながら、当初予算要求に向けた準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） それでは、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） それでは、高齢独居世帯に対するケアについてというふうなことで質問をさせていただきます。

こちらのほうなんですかけれども、先ほど海野議員からも御質問がありましたように、やはり議員の中でも、とても注目度の高い、そういう質問だと思います。

特に私につきましては、なぜこの問題を取り上げたのかと。実は私、区長をやっている時代に、その頃から、私のいろいろなイベントですとか、それから会議ですとか、そういったところにおきまして頻繁に参加をしていただき、そして意見具申、それからいろいろなサポートをしていただいていた方が、今年の6月に亡くなられた形でお子様たちが発見されて、結局家族のグループLINE……。子供たちが巣立っていった後、その方がお一人で住まわれていた中で、家族のグループLINEに対して既読もつかない、返事もない。そういうところで自宅に来たところ、お父さんが居間で倒れていた、亡くなっていたと。そういう悲しいことがありました。

そしてあと、私が普段から声かけを実践させてもらっていました、やはり高齢独居の女性、こちらの方が、ポストに新聞や郵便物がたまっているのを発見した方が、私の丁目の民生委員さんのほうに連絡をして、その民生委員さんが要介護支援者の登録ナンバー——電話番号、そちらのほうに電話しましたところ、現在使われていないと。そんなふうなことで、役場のほうに進言し、役場のほうから連絡を取って、そして鍵を開けて入ったところ、倒れているところを見つけて、その方につきましては入院、そういう状態で推移したと。

そういうふうな事象が今年の夏前に立て続けにありました。そういう部分から、私はこの質問をさせていただこうと思いました。

今現在、孤独や孤立への対策をめぐり内閣府が誰にもみとられることなく亡くなり、生前社会的に孤立していたと見られる人を孤立死した人と位置づけて、初めて推計した結果、過去1年間に2万1,000人余りいたことが分かりました。男女別では男性が1万7,364人、女性は4,466人となっています。これは内閣府のデータです。

孤独や孤立への対策が課題となる中、内閣府は実態を把握する必要があるとして、孤立した状態で亡くなつたと見られる人の数を改めて推計し公表しました。年齢別では、80代以上が4,207人、70代が8,321人、60代が5,409人、50代は2,740人、40代以下1,046人。当町におきましては、1,994世帯が対象というふうなことで先ほど発表ありましたけども、内閣府は単身世帯の急増によって、孤独や孤立のリスクを抱える人が増える可能性があるとして、近くこの推計結果を公表し、自治体とも連携しながら孤立死を防ぐために必要な施策の検討を進めることにしています。

内閣府自体が、これからそれを進めていくというふうな部分の中で、当町として先ほどの発表にもありましたが、いろいろな施策のほうやられていると思います。そちらに対して質問させてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　武藤議員の、高齢者独居世帯に対するケアについての質問にお答えいたします。

1点目の、高齢独居世帯を守る施策や周知については、海野議員への答弁で述べたとおりでございます。

2点目の、高齢独居世帯の死亡や入院により、不在となった住居に対する町の対応についてであります。

現在、死亡や入院により不在となった高齢者住宅への対応は行っておりませんが、このような住宅は今後増加していくことが見込まれるため、他の自治体の事例等を調査研究してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君）　再質問のほうをさせていただきます。

1点目、今現在、当町においての高齢独居世帯に対する施策は十分だと思いますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

現在、単身高齢者世帯に対する町の施策は十分だと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君）　それはなぜですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

海野議員への答弁でもお答えしましたが、現在町は、緊急通報装置及び人感センサーを貸与し、24時間365日、緊急時に迅速かつ適切な対応が取れる体制を整備しております。また、町社会福祉協議会では、ふれあい電話訪問、ひとり暮らし高齢者等給食サービスを行っているためございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） では、先ほど申し上げました私の身近で起こったような事例はなぜ起こったのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君） お答えいたします。

当町の高齢者のサービスについて先ほど御答弁しましたが、見守りサービスということで人感センサーを設置させていただいております。申請があった方に対してではございますけれども。その人感センサーが設置されていなかったと考えておりますので、より一層の周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ますますよろしくお願ひしたい、そのように思います。

それでは、当町では機械による見守りシステムがあると思いますが、女性の高齢単身者の方が、むやみに男性を自宅に上げたくないとおっしゃる方が少なからずいらっしゃる。そのような方への対応はどうしますか。

実際に私、同じ町の中で、自分、こういうポジションにいるものですから、実際に悩みとして高齢お一人様の女性からそのようなことを相談されました。ぜひお答えをお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

これまで、町にはそのような相談はありません。申請者からのそのようなお話をありましたら、システム機器を設置する場合に、親族や知人が立会いできることを説明してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） それは、よろしくお願ひします。

当町として、高齢独居の方の近隣住民とのお付き合いをどのように考えますか。自治会未加入者であった場合、自治会加入が好ましいと思われますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

町としましても、見守りという観点から、単身高齢者の方が近隣住民とのお付き合いをされる、自治会に加入されることは望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） その場合に、自治会加入、こちらのほうをその方に強く勧めますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、自治会への加入は望ましいとは考えますので、本人から相談があれば町からもお話をさせていただきます。強制できるものではありませんので、近隣住民、区長さんからもお話を聞いていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） そちらにつきましては承知いたしました。

続きまして、昨年6月の佐々木議員の質問に対し、当町では、空き家利活用の窓口と管理が悪い空き家の指導を行う窓口が分かれているので、必要な対策が円滑に行えるように窓口体制の整備を検討していくと、そういう答弁がありましたが、その後の進捗はどうでしょうか。

税金面や相続の観点からの持ち主の特定なども含めて、関係各課の連携を推進すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えします。

空き家に関する窓口といたしましては、令和6年度までは、空き家の利活用については都市計画課が行っており、空き家の適正管理に関する指導等につきましては生活環境課が行っておりました。令和7年度からは、空き家に関する業務を統合いたしまして、生活環境課が一括で行っております。また、関連する内容につきましては、府内関係部署と横断的に連携しながら対処しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤議員に申し上げますけども、今の質問に関しても通告外になっていますので、通告外の質問をしないようにお願いいたします。

7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 分かりました。

それでは、皆さん御答弁いただきました。こちらのほう承知させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで7番武藤次男君の質問を終わります。

次に、4番小川秀和君の一般質問を行います。

4番小川秀和君の質問を許します。登壇願います。

[4番小川秀和君登壇]

○4番（小川秀和君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

小学校児童の登下校の熱中症対策についてお伺いいたします。

本年は、7月21日に大子町で38.7度、29日には古河市で38.8度など、複数地点で38度を超える気温を記録し、さらに7月30日には兵庫県などで41.2度の国内歴代最高気温を更新するなど、経験がない暑さが続いております。夏休み明けの9月においても、日本気象協会によると、気温は全国的に平均より高く、関東では警戒ランクになる見込みとのことです。

登下校時、とりわけ日中の最も気温の高い時間帯となる下校時における熱中症のリスクが、かつてないほど高まっており、場合によっては非常に危険な状態であると考えます。下校時の熱中症対策として、冷却グッズを保管できる冷蔵庫の設置を行っているところもありました。調べたところ、茨城県内でも数か所、県外ですと、正確な情報として、兵庫県たつの市、静岡県藤枝市・焼津市、岐阜県美濃加茂市、三重県川越町、愛知県蟹江町などがあり、蟹江町においては、町内5つの小学校で冷凍庫を導入しており、児童や保護者、学校関係者の方々から好評の声が上がっているとのことです。

冷凍庫での保管方法は、自分の名前を書いたビニール袋にネッククーラー等を入れて下校まで保管をする。また、下校時まで冷凍庫は開けない。ネッククーラーには必ず記名をする等のルールを設けているそうです。

これらの事例を踏まえ、通学途上、とりわけ学校の配慮が重要な下校時に、熱中症による不測の事態を生じさせないよう、学校や地域社会全体で、これまで以上の阿見町の通学状況に合った独自の早急な対策が必要かと思われます。

このような状況に関し、以下の質問をさせていただきます。

1つ目、徒歩通学をする児童で通学の最大時間と平均時間をお伺いいたします。

2つ目、現在、徒歩通学をする児童の熱中症対策はどのような状況か、お伺いします。また、学校の対応方針があればお聞かせください。

3つ目、下校時に使用するネッククーラー等を学校で冷却するなどの対応はありますか。

4つ目、今後の対応として、夏場の期間やそのほかの条件を設けたうえで、低学年の遠距離徒歩通学の児童をスクールバスで通学させる等のお考えはありますか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君、登壇願います。

[教育長宮崎智彦君登壇]

○教育長（宮崎智彦君） 小学校児童の登下校の熱中症対策についての質問にお答えいたしま

す。

1点目の、徒歩通学をする児童で通学の最大時間と平均時間についてであります。

当町の小学校に通い、登下校時間が最も長い徒歩通学児童はおよそ40分かかっておりまます。徒歩通学児童全体の平均時間は15分程度となっております。

2点目の、徒歩通学をする児童の熱中症対策の状況と学校の対応方針についてであります。

徒歩通学の熱中症対策といたしましては、ネッククーラーや冷感タオル、日傘などの使用を認め、勧めるようにしているほか、マスクを使用している児童には、熱中症予防のため外すように指導をしております。一部の学校では、校門や昇降口にミストを設置し、児童の登校時には少しでも涼しく迎え入れるよう工夫しております。

最も重要である水分補給につきましては、学校生活全般において、持参の水筒による水分補給を自由に行えるようにしています。9月からは、各校にウォーターサーバーを設置したことにより、さらに水分補給がしやすくなっております。登下校時の水分補給の際は、交通安全に十分気をつけるように指導しております。

さらに、登校班ではお互いの体調に気を配るようにして、高学年児童には下級生への配慮として、歩くスピードに気をつけたり、体調の確認をするよう声をかけております。

学校の対応方針といたしましては、熱中症のリスクや対処法について、養護教諭・保健主事により立案されている学校保健安全計画により計画的に学級で指導するとともに、時季に応じて隨時、指導や声かけを行っております。

保護者に対しましては、主に保健だよりや学校だより等で、児童への対応の在り方や学校の方針について周知しております。御意見や個別の要望があれば、児童の健康や安全を第一と考え、本人・保護者の意向・希望等に沿いながら対応しております。

3点目の、下校時に使用するネッククーラー等を学校で冷却するなどの対応についてであります。

現在は、特に学校で冷却するなどの対応はしておりません。学校に冷凍庫がいくつかあれば、下校時に冷たい状態で利用できますが、給食配膳室にある冷凍庫、冷蔵庫は、給食食材を管理するものとなっております。専用冷蔵庫は場所の確保や衛生面などの問題があることから、今後の検討課題としてまいります。

4点目の、夏場の期間に低学年の遠距離徒歩通学の児童をスクールバスで通学させる等の考えはあるかについてであります。

当町のスクールバスは、阿見町立小中学校スクールバス事業実施要綱に基づき、学校の統廃合に伴う行政区を対象として運行しております。また、通学距離につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令第4条第1項第2号において、小学校はお

おむね4キロメートル以内とされており、当町においては、4キロメートルを超えて通学している児童はありません。仮に4キロメートル以内であっても、低学年の児童を対象に新たなスクールバスを運行することは、対象範囲の線引き、運行ルートの設定、登校班との調整、さらには財源の確保など、多くの課題がございます。そのため、現時点で新たなスクールバスを運行する考えは持っておりません。

今後も、児童及び保護者の皆様に対し、登下校時の熱中症対策を周知徹底するとともに、児童の体調が心配な場合には、学校と相談の上、保護者の送迎等により御対応いただくようお願いしてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時いたします。

午前1時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まず、登下校中に熱中症で、今までに搬送されたとかという事例はありますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

登下校中において、熱中症による町内の児童生徒の緊急搬送は、今年度も昨年度もございませんでした。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、小学生で徒步通学の児童の割合をお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

今年度は約87%の児童が徒步通学をしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは続いて、下校時ですけども、低学年と高学年の下校時間が異なると思われますが、それぞれの下校時間、また下校時間が30分以上かかる児童の人数と、1

人きりで下校する児童、これはどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

まず下校時刻ですが、各校で異なるんですが、低学年は大体2時40分頃、高学年は3時半頃となります。同じ方向で児童が複数で帰るよう下校のほうはしております。その場合、自宅近くになると、やはり1人になる児童はおります。

下校時間が30分以上かかる児童が1人きりで下校しなくてはならないような場合は、学校と相談の上、保護者が迎えに来るようになっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 先ほどの教育長の御答弁の中で、本人や保護者からの意向や要望等に沿いながら対応されているというふうな御意見、お答えをいたしましたけども、今までに児童や保護者からどのような御意見が出されていますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

まず、児童からは、暑いので登校したらすぐに教室に入りたい、早く昇降口を開けてほしいなどの意見が出ていました。各校では、教職員の勤務時間に合わせて登校時刻が決まっており、その時刻までは昇降口が開かないため、このような意見が出たと考えられます。児童や保護者には登校時刻を目安に登校するよう周知しておりますが、昇降口が開く前に登校する児童も実際おり、昇降口前で数分待つことがありました。

現在は、暑い時期や大雨のときなど、状況に応じて早めに昇降口を開け教室へ入れるなど、児童の健康と安全を第一に考えた措置を行っております。

次に、保護者からは、ネッククーラーや日傘を使用したいが使ってよいか、あまりに暑いので下校の際に子供を迎えて行きたいなどの意見がございました。保護者からの要望には、各校で対応できる範囲内で柔軟に対応しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 下校時間帯と思われる、今14時半からというふうなお話がありましたが、大体13時から14時、15時あたりまで、この辺の日中の気温をこの間の9月1日の日に計つてみました。その時点で、気温が36度、体感温度は39度ほどありました。

年々暑さが増していますが、登下校時の取組として新たに考えていること、また、ほかの自治体で参考事例などがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

現在、通学路には、地域の協力を得てこども110番の家を設置しております。これは、児童生徒が登下校中に困ったことが起こった場合に駆け込むことができるお店や事業所となります。児童には、登下校中何か困ったことがあれば、こども110番の家を活用することを周知しております。

今後は、110番の家も含め、通学路に休憩所のような避難場所をつくる、公民館や大型店舗などにも協力していただくななど、地域ぐるみで児童生徒の健康や安全を守る仕組みを構築していきたいと思います。

また、ほかの自治体におきましては、塩分タブレットや塩分チャージの補給を登下校に認める。ランドセルの代替として、通気性のよい素材で両手が自由に使って両肩で背負うリュックサックタイプのかばんの使用を許可する。冷凍庫を設置し保冷剤を配布するといった取組の事例などがございます。

熱中症対策としての取組につきましては、他の自治体の事例を参考にするとともに、今後の研究課題としてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 先ほどもお話しさせていただいて、今も御答弁の中にありましたが、ネッククーラーを冷やす冷凍庫の件なんですけれども、これ、先ほどお話しした兵庫県のたつの市というところでは、市内に16の小学校があるそうですが、全ての小学校——全学校の生徒で合計で3,800人いらっしゃるそうです、そこに、16の小学校に、2023年度ですけど約200万円かけて、全部の小学校に冷凍庫を配備したそうです。下校中の熱中症対策として、ネッククーラーを冷やす、こういうふうな冷凍庫が設置されているんですけども、非常に好評の声も上がっているということです。

先ほどもお話ししましたが、茨城県内でも少数ですが設置があるということで、今後阿見町としても前向きにお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

御提案のネッククーラーを冷やす冷蔵庫の設置につきましては、他自治体の事例も承知しております、熱中症対策の1つとして大変有効であるという声があることも理解しております。一方で、学校現場におきましては、設置また設置後の管理方法、そして児童生徒による使用時の取り違え・盗難等のトラブルが発生しないかといった運用面の課題も懸念されるところでござ

ぎいます。

現時点では、財源確保策も含め具体的な対応方法が明確ではないことから、今後の研究課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、ぜひお願ひしたいと思います。

先日の新聞に、夏休み明けにも熱中症に警戒するよう、文部科学省が8月22日付で各都道府県の教育委員会などに文書で通達しているというような記事が出ておりました。今後も、非常に見通しが分からぬぐらい、ちょっと暑さが見当がつきません。ぜひとも今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、毎日の気温とか、あと児童生徒の体調の変化に気を配り、小まめな水分補給や休憩時間の確保など、熱中症予防に力を尽くしてくださっている先生方と関係者の皆様に深く感謝申し上げ、この質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 続きまして、防災対策についての質問をさせていただきます。

令和8年より防災庁が発足します。これにより、災害発生から復旧・復興までの一連対応が迅速化・効率化し、被災者支援の質と量が大きく向上することが今後期待されています。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について、昨今の災害における取組事例や課題等を踏まえた今後の災害対応の基本方針が打ち出されました。令和6年能登半島地震では、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカー等のいわゆる災害対応車両が、温かい食事や快適なトイレの提供等を通じた避難生活環境の改善、被災者に対する良好な居住環境の提供、ほかの自治体からの対応職員に対する宿泊施設の提供等の観点で有効に活用されたとのことです。

一方、これらの災害対応車両について、その所在情報等を行政側で事前に十分に把握できていなかつたため、その活用に際しては、関係事業者に所在住所等に加え、被災自治体への出動できるかできないかを、その都度調査、確認せざるを得ないといったことがありました。

このため、内閣府では、今後発生する災害時における、より円滑な被災者支援等の実現に向け、災害対応車両、それらを平時から登録し、その内容をデータベース化しておくなど、被災者・被災自治体のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを構築し、本年6月1日より災害対応車両登録制度として運用が開始されました。

また、避難所を運営する上で、先日の新聞に、全国の都道府県知事と市町村長を対象とした共同通信のアンケート結果が掲載されており、避難所運営において、災害関連死滅への優先度

の一番高かったものが、トイレの備蓄・調達強化で61%に上ったとのことです。そのほか、簡易ベッドやパーテイションの調達強化39%、食糧備蓄調達強化31%、生活用水の十分な確保28%となっています。

しかし、全国の市町村に実施した避難所の準備状況に関するアンケートで、トイレの数については、49%——約半分が政府指針で示す基準を満たしていないとの答えだったとのことです。ちなみに茨城県内は44自治体のうち14市町村が政府基準を満たしていない。また、29市町村が備蓄調達強化が必要である。そのような状況であったそうです。

また、町として、行政区への平常時・緊急時においての連絡網・情報網も、これから大変に必要になってくるのではないかと考えます。財源として考えられる総務省の緊急防災・減災事業債の延長については、多くの自治体からの要望もあり、延長にも期待が持てると考えます。

阿見町では、各行政区でも地区防災計画が着々と立てられており、自治体単位でつくる地域防災計画に反映できている県内でも先進の自治体であります。

以上のことと踏まえ、質問させていただきます。

1つ目、国では災害対応車両登録制度がスタートしましたが、町として災害時応援協定企業との対応車両等の連携の状況はどのようになっていますか。

2つ目、災害時の携帯トイレ等の調達や備蓄はどのような状況ですか、また、町として災害時のトイレの確保や管理計画についてお伺いいたします。

3つ目、平常時からの連携を含め、特に災害時の為に各行政区との連絡や、情報網としてタブレットを配備してはどうですか。

以上3問お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　小川議員の、防災対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、災害時応援協定企業との対応車両等の状況についてであります。

議員御指摘の災害対応車両登録制度につきましては、昨年1月に発生した能登半島地震の際に、全国各地からトイレカーやキッチンカー等が被災地に派遣され、避難環境の改善に貢献した経緯があります。しかしながら、被災自治体がこれらの車両を手配する際に、連絡先が分からぬ等の不備があったことから、今年の6月から内閣府において、これらの車両を平時から登録し、有事の際に迅速に提供できる仕組みを構築したものです。

また、災害時応援協定企業との対応車両等の協定締結の状況につきましては、電気自動車の貸与や、トレーラーで移動式住宅を牽引し応急仮設住宅を建設する協定、要配慮者の移送や救

援物資の輸送に関する協定を結んでおります。さらに、今年の4月に株式会社トヨタレンタリース茨城様と、県内で初めて災害時におけるレンタル車両の優先供給に関する協定を結びました。今年8月の時点で、公的機関等1か所、民間企業・団体等8か所と協定を締結しております。

今後、災害対応車両登録制度の推進を図りながら、民間事業者等と応援協定のさらなる拡充を目指して、有事の際の良好な生活環境を整えてまいります。

2点目の、災害時の携帯トイレ等の調達や備蓄の状況、トイレの確保や管理計画についてであります。

災害時用のトイレとして家庭で取り扱える代表的なものは、携帯トイレと簡易トイレがあります。携帯トイレとは、断水や排水不可となった際、洋式の便座等にし尿をためるための便袋を設置し、凝固剤で固めた排出物を処分する使い切りのタイプで、災害時だけでなく旅行やキャンプ等にも活用できます。

一方、簡易トイレとは、小型で持ち運びができる箱形のもので、複数回使用することができ、下水設備等の汚物をきちんと処理できる設備がない場所で、汚物を衛生的に処理する目的で使われております。

それぞれの備蓄状況といたしましては、携帯トイレ2万6,200回分、簡易トイレ143基の備蓄がある状況です。事前に備蓄しているもので、不足する場合の調達方法については、災害時応援協定企業に依頼し、優先的に配備していただくことになります。

また、災害時のトイレの確保や管理計画について、国の基準では、1人当たり1週間に35回分の備蓄が必要とされております。この基準に則り、町内全ての避難所に収容できる人数を約5,100人とした場合、必要数から現有数を差し引いて、携帯トイレ約15万3,000回分、簡易トイレ約120基が不足数として算出されます。

今後の管理計画につきましては、この不足分について、数年をかけて段階的に購入していく計画でおります。

3点目の、平常時からの連携を含め、特に災害時のために各行政区との連絡や、情報網としてタブレットを配布してはどうかについてであります。

現在、行政区と町との間で常時双方で情報をやり取りできる手段はございません。議員御指摘のタブレットを行政区に配布して町との情報連絡手段に活用することについては、平時のみならず災害時にも有効な情報連絡手段として考えられます。

しかしながら、現時点では、その運用方法や費用対効果等について検討する必要がありますので、今後、先進自治体の動向等も踏まえ、調査研究しながら、関係機関とも協議してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、再質問させていただきます。

国の災害対応車両登録制度を利用していくに当たって、自治体でも体制の整備や準備が必要とのことですが、阿見町で、今後この制度を推進していくための目標等についてお聞かせ願います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

この制度は、今年の6月から国が主体となり運用が始まったばかりのものであり、これから実際に相応の災害が発生した際に、本格的に運用がなされていくものと捉えております。その中で、課題と掲げられる部分や検討をする箇所等、少なからずとも出てくると思いますので、現段階では、推進していくために具体的な目標を示すことはできませんが、今後、その運用状況を注視していきながら的確に修正ポイント等を捉えて、国や県との連携を図りながら今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 御答弁の中で、車両含め応援協定のさらなる拡充とありましたが、災害時、阿見町での地域性を考えた上で、どのような種類の車両が必要になってくるとお考えでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えします。

当町の地域性を考えますと、やはり風水害よりも、地震災害による被災の想定が高く、現実性を帯びているものと思われます。その際に、どのような災害対応車両が必要なのかを考えますと、やはり自宅が被災して避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされた場合において、キッチンカーやトレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカーなどの、被災者が生活する上で良好な居住環境を送れるための装備が備わっている車両が必要であると考えます。

その上で、これらの車両を町が平時より管理していくこと、また有事の際に運営していくことは、コストの面や運転手の確保や運営等、実際厳しいものがあることは確かでありますので、事前にこれらの車両を取り扱う企業等と応援協定を結んでおくことが非常に有意義なものであると考えております。

よって、今後も有事を見据えて、様々なジャンルでの応援協定を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 阿見町の地域防災計画に反映されている地区防災計画について、どの程度の地区的策定ができていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えします。

平成28年度から行政区単位での地区防災計画策定が進んでおります。今年の4月現在におきまして、町内67地区のうち45の地区、約7割弱の地区におきまして策定が終了しております。
以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございます。

この地区防災計画については、この間の9月の1日の茨城新聞にも載っておりましたが、県内44自治体のうち、もうそのうちの7つに入るぐらい、阿見町はすごい進んでいて、本当に執行部の皆様、また関係者の皆様、本当に感謝しております。

その地区防災計画なんですが、まだ未策定の地区があります。そちらの防災計画への啓蒙とか、あと策定済みの地区での実際の動きですね、防災訓練等の推進についてのお声かけというのはどのようにされていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えします。

地区防災計画の未策定地区への啓蒙は、区長会の総会や研修会等を通じまして、区長さん方に策定の呼びかけを促している状況でございます。今後もこのような機会を利用して、粘り強くこの計画策定の必要性を説いて、早期の策定につなげていきたいと考えております。

また、この地区防災計画については、つくること自体が目的ではなく、策定した計画に基づいて地区で防災訓練を行い、改善点等を皆で検証して随時見直していくことが重要であります。自助・共助の重要性をこの計画づくりを通して皆さんに学んでいただきたいのと同時に、良好なコミュニティづくりの手段にもつなげていければと考えておりますので、今後とも引き続き、訓練等の呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 先ほどの、携帯トイレ・簡易トイレの数がまだ足りていないというような御答弁でしたが、これから計画、あと目標についてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えします。

答弁でも触れましたとおり、携帯トイレが約15万3,000回分、簡易トイレが約120基不足しているという状況でございます。今後、携帯トイレについては、これは耐用年数が約10年というものですので、そこを踏まえ、今年度より10年をかけて継続的かつ段階的に、年間で約1万5,300回分の購入を計画的に行う予定としております。

一方、簡易トイレにつきましては、簡易トイレ用の目隠しテントとセットで整備しておく考えでおり、簡易トイレは、個別に今年度不足分をまず一括で購入し、目隠し用の簡易テントにつきましても、今年度より3年間で不足分を購入していく計画で考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございます。安心できます。

続きまして、他自治体では、行政区との間でのネット環境の整備を推進しているところもございます。今後、期待できる緊防債の延長とともに視野に入れて、町としても各行政区との防災のために、ネット環境の整備というのを進めていかれてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えします。

答弁でも觸れましたとおり、防災のために各行政区と町との間で情報を取り合うためのネット環境を整備することにつきましては、関係部署と協議の上、今後の検討課題として捉えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、ありがとうございます。

携帯トイレなどでは、最近、使用後に埋めると1年から2年で分解され肥料になるというのも開発されております。そのような何か新商品も出ておりますので、御検討をしていただければなというふうに思います。

また、平時・非常時の町とのやり取りについては、ネット環境の改善等も行政区からの御要望も伺っているんですね。最近では山間部とか海上とか、ネット環境が整っていない場所でも、アンテナと電源さえあれば衛星に直接つながってネットを使用できる。この災害にも非常に強いスターリンクとかというサービスもあるようですので、ぜひ今後御検討いただければと思います。そしてまた、さらに、災害に強い体制をよろしくお願ひしたいと思います。

最後にですけども、災害は、いつどこで、どのような形で発生するか予測が困難であります。平時からの備えと体制の整備、また情報の収集・共有、避難支援体制の強化、またインフラの

強靭化、また住民一人ひとりの意識向上が鍵になるかと思われます。行政、地域、企業、住民が一体となって、自助、共助、公助のバランスを保ちながら、これからも防災対策に共々に取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君） これで4番小川秀和君の質問を終わります。

次に、3番前田一輝君の一般質問を行います。

3番前田一輝君の質問を許します。登壇願います。

〔3番前田一輝君登壇〕

○3番（前田一輝君） 皆さん、お疲れさまです。

通告に従いまして、阿見町の地域医療体制について質問させていただきます。

周知のとおり、阿見町では人口が増加しています。その中でも、特に目立つのが子育て世代の転入の増加であり、県内外から新しい住民が次々と阿見町に移り住んでいます。新しい地域での生活は希望と不安が入り混じりますが、特に大きな不安の1つが「医療体制」です。子供は突然熱を出したり、けがをしたりするものであり、そのときにすぐ診てもらえる体制が整っているかどうかは、子育て世代にとって大きな安心につながります。

阿見町には東京医科大学茨城医療センターや茨城県立医療大学附属病院といった大きな医療機関があり、また複数の小児科クリニックも町内に存在しており、平日日中は安心できる体制があると言えます。一方で、夜間や休日は広域の輪番制に頼っている現状があります。実際に町民からも「どこに行けばいいのか分からぬ」「救急で受け入れてもらえるか不安だ」といった声が、子育て世帯や転入者の間から聞こえています。

こうした背景を踏まえまして、阿見町の地域医療体制について、特に子育て世帯の安心、そして今後の町全体の医療のあり方という観点から、以下の6項目について質問をさせていただきます。

- 1、町として、現在の地域医療体制をどのように評価しているのでしょうか。
- 2、小児科診療の現状と課題について。
- 3、夜間・休日の救急体制の現状について、どのようにお考えでしょうか。
- 4、夜間・休日に受診できる病院や救急相談窓口の周知はできていますでしょうか。
- 5、医療人材確保について現状と課題をお伺いします。
- 6、町民の声は施策に反映されていますでしょうか。

以上6点質問させていただきます。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 前田議員の、阿見町の地域医療体制についての質問にお答えいたします。

1点目の、町として、現在の地域医療体制をどのように評価しているのかについてであります。

町には総合病院である東京医科大学茨城医療センター、リハビリ専門病院である茨城県立医療大学附属病院、朝田病院の3病院、及び診療所21箇所が開業しており、恵まれた医療環境にあります。

比較的症状の軽い患者に対応を行う一次救急医療については、稻敷医師会と連携し、休日当番医制により医療体制を確保しております。また、症状の重い患者に対応を行う二次救急医療については、土浦協同病院、東京医科大学茨城医療センター、霞ヶ浦医療センターの3病院が輪番制方式により医療体制を確保しております。また、小児の休日や夜間の緊急医療といったとしては、東京医科大学茨城医療センター、つくばセントラル病院、牛久愛和総合病院、龍ヶ崎済生会病院の4病院が輪番制方式により実施しております。

輪番制地域の市町村、総合病院、地域の医療関係者等の協力の下に医療機関が分担し、切れ目なく医療を提供する体制が確保されていると認識しております。

2点目の、小児科診療の現状と課題についてであります。

町の現状といったとしては、病院の小児科が2箇所、小児科専門の診療所が1箇所、小児科を標榜している診療所が8箇所あり、平日の日中の医療機関の医療環境は充実していると考えております。

課題につきましては、3点目、4点目の答弁でお答えさせていただきます。

3点目の、夜間・休日の救急体制の現状について及び4点目の夜間・休日に受診できる病院や、救急相談窓口の周知はできているかにつきましては、関連しておりますので、一括してお答えいたします。

医師不足により、夜間・休日の救急体制の維持が課題となっておりますが、当町では、近隣医療機関の協力を得ながら、365日いつでも受診できる医療体制が構築されております。この体制を維持していくためには、救急相談窓口を活用した適正受診による医療機関の負担軽減が重要であります。

救急相談窓口といったとしては、子ども救急電話相談の#8000、おとな救急電話相談の#7119や、医療機関を検索できる「医療情報ネット」、病院への受診の必要性や対処の方法を検索できる、「子どもの救急手引き」の普及啓発を行っております。

医療機関及び相談窓口の周知につきましては、広報紙及び町ホームページで周知しているほか、特に小児につきましては、子育てアプリ「あみLink」や新生児訪問において対面で説

明しております。

5点目の、医療人材確保についての現状と課題についてであります。

医療人材の確保につきましては、県において、医療確保計画に基づき、医師の確保に努めています。町といたしましては、限られた医療資源を適正に利用していただくために、救急医療を受診する前に、救急相談窓口の活用をしていただくよう啓発しております。

6点目の、町民の声は施策に反映されているかについてであります。

町民の声といたしましては、町長と語る会などを通じて、私が直接町民の皆様の御意見を伺うとともに、それぞれの職員が町民と直接接する健診時や訪問時、各教室等で要望をお聞きし、町民に必要な情報提供や支援につなげております。

今後も町民一人ひとりが安心して医療が受けられるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 再質問をさせていただきます。

まず、現在の医療体制について、町としては、今答弁いただきましたように比較的恵まれた医療環境といった評価をされていると思います。実際には、町民から夜間や休日どこへ行けばいいか分からぬといいうような声も聞こえてきており、この町民の実感と町の評価との間にギャップがあるのではないかと思いますが、その点をどのように受け止めていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

切れ目なく医療を提供する体制は確保しておりますけれども、周知不足等が現在考えられております。現在、休日当番医等につきましては、広報紙、町ホームページ等での周知を行っているところでありますが、今後は、あみメールや各教室、健診などでも普及推進を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。

今答弁いただきましたように、周知不足な部分というの少なからずあるのではないかなどというふうに感じます。

広報紙やホームページ、子育てアプリなどで周知しているということでありましたが、冒頭申しましたように、特に転入してきた子育て世帯からは情報を知らなかつた、実際に利用方法が分からぬといいうような声も残っています。周知の届き方や実効性、こういったものは町と

して検証したこと等あるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

子ども救急電話相談#8000の認知度につきましては、4か月児健診時においてアンケートを実施しております。昨年度は、対象者335人に対しまして、310人が知っているという回答をいたしました。また、利用者の声といたしましては、夜間発熱時に相談をしたところ、緊急で受診の必要性はなく、効果的な冷やし方、水分補給の取り方など具体的な対処方法を教えてもらい、安心して翌日に受診できた。受診できる医療機関を教えてもらえた。看護師に直接相談でき、不安が解消できたなどの声を聞いており、有効に活用されていると考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） #8000などの相談窓口について、これはちょっと認知度が上がっていると、周知しているということで、それについては非常によかったですかなというふうに安心します。

では、その場合、親である大人が休日の夜間、急に体調を崩した場合や、具体的にどこを受診すればよい、そういうものは町として推奨する行動フロー、そういうものはあるのか伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

緊急を要する場合には、救急車を要請していただき、判断に迷う場合には#7119の電話相談等を推奨しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。

子供に対しても大人に対しても、まず#8000、#7119といった電話相談を推奨されているということで、ただ、急な体調不良等が起きた際には電話での相談だけでは不安があるというふうにも感じるかと思います。

先ほど輪番制や休日当番医制で365日対応できる体制が維持されていると町長からの答弁がありました。しかし、医療機関の負担が大きいという課題も反面で示されています。この輪番制や休日当番医に協力している病院、診療所に対しましては、町として何らかの費用負担や支援等は行っているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

休日当番医といたしましては在宅当番医制運営委託料、二次救急医療といたしましては病院群輪番制負担金、小児の救急医療といたしましては小児救急輪番制運営費負担金の費用負担を行っています。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 在宅当番医制運営委託料ですかね、こういった負担をしているということで今答弁いただきましたが、具体的に1回当たり、また年間ではどの程度の金額を医療機関には支払っているのか伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

まず、在宅当番医制運営委託料につきましては、稲敷市医師会に阿見町、稲敷市、河内町、美浦村の4市町村が共同で委託しております。医療機関1回当たり5万円、12月30日から1月3日が10万円になっております。年間委託料の30%が4市町村の均等割、残り70%は人口割になっており、令和6年度は158万8,000円をお支払いしております。

次に、病院群輪番制につきましては、土浦市、阿見町、かすみがうら市の3市町村が運営の必要経費を負担しております。1日当たりの補助単価は、7万1,040円になっております。負担金の25%が3市町村の均等割、残り75%は人口割になっており、令和6年度は688万円をお支払いしております。

続きまして、小児救急輪番制につきましては、阿見町、稲敷市、美浦村、河内町、牛久市、龍ヶ崎市の6市町村が運営の必要経費を負担しております。1回当たりの補助単価は1万3,720円になっております。県が2分の1を負担、残り2分の1を6市町村で負担しております。負担金の30%が均等割、残り70%は人口割になっており、令和6年度は50万9,850円をお支払いしております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 広域輪番制の営業制度において900万円弱ですかね、合計で。費用をかけてその制度を整えているということが分かりましたが、平日日中の体制は充足しているということに対して、課題について、夜間休日の救急体制の維持と答弁をされております。

特にインフルエンザや感染症が流行する季節には、小児科の受診が集中しやすく、実際に町内外の医療機関で待ち時間が長くなるなどの不安があるかと思います。こうした繁忙期の小児医療体制について、町としては、どのように把握し、どのような対応策を考えているのか、お

伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

小児診療医療体制につきましては、繁忙期に特化した把握や支援は現在しておりませんが、流行緩和のため感染症予防法についての啓発を行うとともに、小児に対しインフルエンザ予防接種の助成を実施しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 現状、繁忙期に特化した支援は行っていないというようなことでしたが、例えばですが、インフルエンザなどが流行する時期には、先ほどお話がありました在宅当番医制運営委託料などの予算を増額してでも小児科医を確保するといったような——これはあくまでも例え話ですが、そういった取組などはいかがなのでしょうか。現状の体制で十分だというふうにお考えなのか、お伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

地域医療の体制整備に関わることなので、保健所や近隣市町村、東京医科大学茨城医療センターと今後相談していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） はやりの感染症などの対策はぜひ検討していただければと思います。こういった時期はかなり子育て世代にとっては、自分たちの仕事もままならないぐらい大変な時期にもなると思いますので、ぜひ前向きに検討していただければというふうに思います。

次に、休日当番医にて内科以外に眼科などといったクリニックも含まれています。休日診療で対応できる症状や治療には限界はないのか。例えば、内科系の急病に対して十分対応できない場合があるのではないか、こちらについてお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

病院側で対応が困難な場合につきましては、近隣で診療している専門の医療機関や、二次救急の当番医を紹介していただいております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。

今答弁していただいたような形で、ふだん対応はいただいているというふうに思いますが、その場合だと、迅速な対応というところには少しいかないのかなと思ったりもします。夜間に急病になった場合等、電話相談等だけではなく直接診療につなげるような、遠隔医療アプリといったものの導入等は、町として検討していただくというのはどうなんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求める。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

遠隔医療アプリとは、インターネット経由で人と接触することなく自宅で医師の診察を受けられる便利なアプリだと認識しております。町としましても、費用対効果なども見極めつつ、今後、他自治体の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） この遠隔医療アプリというのは、かなり今おっしゃったように高齢者の使用をどうするのかとか、費用対効果などというハードルもあると思いますが、自宅で診察を受けてそのまま処方箋で適切な薬を処方してもらえるなどという便利な面がありまして、近隣の市町村では導入しているところも増えてきているようなので、こちらも検討いただければというふうに思います。

次に、稻敷地域小児救急輪番制についてですけども、東京医大茨城医療センターは、地域住民にとって身近な存在であり最も使いやすい存在かなと思いますが、この稻敷地域小児救急輪番制においては、診療曜日が減少しているような印象であります。実際に診療日数が縮小しているのか、それとも体制上の調整なのかを確認したいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求める。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

令和6年度の運営につきまして、東京医科大学茨城医療センターより龍ヶ崎保健所に相談があり、龍ヶ崎保健所主催で意見交換会が開催されております。

内容といたしましては、現在、東京医科大学茨城医療センターが週4日——月曜日・火曜日・金曜日と日曜日の午前中を担当していますが、小児科医が4名から2名に減員となり、平日週2日までしか対応ができないということだったため、他の医療機関に協力の依頼がありました。つくばセントラル病院、牛久愛和総合病院が火曜日なら協力できるという回答をいただいております。

日曜日の午前中は、どこの病院も対応が困難であるため、診療を行っている周辺診療所で対応いただき、これまでどおり午後からは龍ヶ崎済生会病院で対応することとなっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。そのような意見交換会があったということで、よく分かりました。

阿見町民にとっては、距離的にも立地的にも東京医大は最も頼りにする傾向にあるかと思います。町として東京医大での診療曜日を増やすような働きかけや、協議を行うということは可能なのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

東京医科大学茨城医療センターに御相談させていただくことは可能と考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。そちらもぜひ相談していただいて。

先ほどの意見交換会の話でも出てきましたけども、医療人材の確保という課題が非常に大きいのかなというふうに感じます。町としては、県の計画に従ってこの問題に取り組むということでしたが、町独自の施策というのは難しいのでしょうか。

例えば、子育て世帯が多く転入している阿見町の特性を踏まえて、小児科や救急に強い医師、看護師の確保について、町が主体的にできる取組というのはないのか伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

取組につきましては現在行っておりませんが、今後、東京医科大学茨城医療センターをはじめ、町内医療機関や他市町村の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。そういった独自の施策にも積極的に取り組んでもらえたら、ありがたいと思います。

次に、町民の声が施策に反映されているかというところで、町長と語る会や健診時に声を拾っているといったお話がありましたけども、町民から医療体制の不安が具体的に挙げられた場合、どのように施策へ反映されたか、そういった事例等を示せるもののはありますでしょうか。

また、子供たちや高齢者が集まる地域イベント、特に夏は多かったと思うんですけども、先ほどから一般質問でお話が出ているように、熱中症のリスクというの非常に高まっていると思います。そういったイベントの中で看護師を常駐させている、そういった体制づくりについては検討・実施されているのかお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

町民から相談があった際には、その人が困っていることをよく聞き、症状に合わせた診療所の紹介、医療相談窓口、医療情報ネット等の情報提供を行っております。また、町が実施していない内容につきましては、その都度検討させていただきます。

次に、子供や高齢者が集まる地域イベントにおける看護師の常駐につきましては、主催者の判断により対応しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございました。

ちょっとここまで再質問等させていただきましたが、阿見町の医療体制についてお尋ねしてきましたけども、答弁の中で、現状維持の答弁も少し多かったかなというふうに思います。ただ、阿見町は医療機関がたくさんあり、総合病院も多くあります。この医療機関と十分に連携を図り、他の自治体にない地域医療を目指す、このことが住民の安心安全につながるのではないかと思います。

新たに移住してきた子育て世帯が、これから10年、20年と長く阿見町に住んでもらえるように、地域医療の占める役割は大きいと思いますので、今日質問させていただいたことを精査していただきまして、現状維持ではなく、より一層の努力で向上するように取り組んでいただけたらとお願いして、私からの一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで3番前田一輝君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時59分散会

第 4 号

[9 月 12 日]

令和7年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和7年9月12日（第4日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葉 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	宮 崎 智 彦	君
町 長 公 室 長	小 倉 貴 一	君

総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
行政経営課長	山崎秀之君
管財課長	渡邊修宏君
生活環境課長	堀越多美男君
おやこ支援課長	山崎由紀子君
道路課長	大徳一徳君
農業振興課長	浅野裕治君
上下水道課長	田崎和徳君
学校教育課長	飯塚洋一君
指導室長兼 教育相談センター所長	細田愛君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和 7 年第 3 回阿見町議会定例会

議事日程第 4 号

令和 7 年 9 月 12 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和7年第3回定例会

一般質問3日目（令和7年9月12日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 紙井 和美	1. 道路陥没事故防止に向けた下水道管の老朽化対策について 2. 子どもの多様な学び・不登校児童生徒支援・安心社会づくり	町長 教育長
2. 篠田 聰	1. 小中学校における通信環境について	教育長
3. 石引 大介	1. まちの道路管理（除草）について	町長・教育長
4. 栗原 宜行	1. 児童生徒の学びの環境は整っているか 2. 指定管理者制度とネーミングライツへの対応に不備はないか	町長・教育長 町長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

[5番紙井和美君登壇]

○5番（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして、道路陥没事故防止に向けた下水道管の老朽化対策について質問をいたします。

近年、日本各地で突然の道路陥没事故が相次いでおります。国土交通省の調査によれば、全国の下水道管のうち、築40年以上が占める割合は年々増加し、2030年には半数を超えると予測されています。つまり、私たちの足元には目に見えない危険が多く存在しているということです。

本年1月28日、埼玉県八潮市で発生した大規模道路陥没事故では、直径約5メートル、深さ約10メートルの穴が突然出現し、走行中のトラックが転落、下水道管の破損による漏水が原因と見られ、救助活動が難航し、運転主の方は亡くなられました。この事故を受け、国は、全都道府県に対し同様の大規模下水道管路の緊急点検と路面下空洞調査を要請いたしました。

全国的に道路陥没事故は年間2,600件発生しており、その多くは、地震や豪雨といった自然災害に加え、それに伴う地中に埋設された下水道管や雨水管の老朽化に起因しています。20年後には国内の下水道管の約40%が標準耐用年数を超える見込みとされております。このような状況下で、いつどこででも起こり得る道路陥没事故のリスクを考慮する必要があります。

阿見町でも本年2月に緊急点検を実施し、異常なしとの報告がありましたが、その方法は目視確認が中心で、構造や流況の関係上、目視できない区間が残っていると思われます。有害ガスや機材選定の問題も指摘され、他自治体では既にドローンや最新機器を活用し、安全性、精度、効率を向上させております。阿見町もこの流れを取り入れるべきではないかと考えております。

従来の目視点検では、内部空洞化や硫化水素発生リスク、細かな亀裂など見落としが生じる可能性があります。また、硫化水素は、流速や合流箇所などの条件によって発生しやすく、調査員の安全確保も重要な課題であります。

当町においては、民間業者から、非破壊検査技術であるドローン搭載カメラや超音波検査などを活用した詳細調査が提案されています。

これらを踏まえ、今後は、効率性、安全性、信頼性の向上を目的とした非破壊技術の導入と、官民連携による調査、計画の推進が不可欠となるのではないかでしょうか。この新たな体制を構築することで、長期的な維持管理計画にも反映し、安全で信頼されるインフラ管理が構築される考えます。

そこで以下の点についてお伺いをいたします。

1、調査方法の妥当性について。本年2月の緊急点検で目視調査を採用した理由と、その限界について町はどのように認識しているか。目視不可の路線が残っている現状をどう把握しているか。

2、安全対策について。目視調査時の硫化水素ガス等の有害ガス対策はどのように行われているか。調査員の安全確保のための基準やマニュアルは整備されているか。

3、詳細調査・スクリーニングの導入について。危険度や老朽度に応じた優先順位づけを行う計画はあるか。既存の調査結果を基に詳細な調査が必要な区間の抽出は行っているか。

4、新技術の活用について。管渠内ドローンや遠隔カメラなど、新技術の導入実績や今後の検討状況はどうか。調査機材の選定に当たり、民間事業者の提案を受け入れる仕組みはあるか。

5、官民連携について。下水道管調査において、民間業者との協働体制をどのように構築していくべきか。調査計画段階から民間の専門知見を取り入れる仕組みを作る意思はあるか。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

紙井議員の道路陥没事故防止に向けた下水道管の老朽化対策についての質問にお答えいたします。

1点目の調査方法の妥当性についてであります。

本年2月、国からの下水道管路施設に対する緊急点検依頼では、目視等による緊急点検を行い、10日後には点検結果を提出することが求められていたことから、当町においても、口径40センチ以上、かつ昭和63年度までに整備された延長約3.3キロメートルについて、早期実施可能な目視による点検を緊急に実施したものです。

通常、目視による点検はマンホールから数メートル程度しか確認できないため、マンホールから離れた管内部の詳細な状況を確認することはできません。しかし、目視による点検は、管の内部で重大な問題が発生している場合、マンホール内で下水の詰まりや土砂の流入、異臭等の異常が確認できるケースが多いため、緊急点検の手法としては有効であると考えております。また、目視調査不可の部分については、毎年、ストックマネジメント計画に基づき、テレビカメラによる調査を引き続き実施していく予定となっております。

2点目の安全対策についてであります。

今年8月に埼玉県において下水道管の調査を実施していた作業員4名が死亡した事故を受けて、国から作業における安全確保の徹底と作業者用安全チェックシートの活用について、事務連絡がありました。当町においても、今後、下水道管調査を実施する際には、作業者用安全チェックシートを活用し、酸素濃度、硫化水素濃度の測定、換気設備の運転、安全帯の使用についてなど、安全対策に係る指導を徹底してまいります。

3点目の詳細調査、スクリーニングの導入についてであります。

当町では、令和元年度にストックマネジメント実施方針の策定を行い、管の口径や防災上の重要度、事故時の対応の難しさ、経過年数等の様々な要因を総合的に評価し、点検の優先順位を定めています。

現在は優先順位に基づき調査を実施しておりますが、今年1月の埼玉県八潮市の陥没事故を受けて、経過年数によらず事故が発生する可能性もあることから、優先順位の評価の考え方を

見直す必要があると認識しております。今後は、評価の基準等について、国の動向にも注視しながら、適切な優先順位の見直しを行っていきたいと考えております。

4点目の新技術の活用についてであります。

当町では現在、目視調査以外には、自走式のテレビカメラを使用し、遠隔で操作しながら、道路上でモニターにより管内部の状況を確認する方法を採用しております。

議員御指摘の下水道のドローン調査については、超小型なものでも管の口径が50センチメートルは必要と言われており、当町の下水道管においては全体の約4%で、延長約10.6キロメートルが該当します。ドローン使用のメリットとして、安全性や作業効率が高いことが挙げられており、大口径の管路調査について、ドローン調査を含め、国や他自治体の動向を注視するとともに、実績や経済性等について調査研究してまいります。

また、当町には調査機材の選定についての仕組みはありませんが、調査に際しては、調査が必要な路線の口径、流量、現場状況等から適切な工法により設計発注しております。落札した業者からの提案等により有効性が確認できれば、新技術を採用することは可能であると考えております。

5点目の官民連携についてであります。

当町では現在、下水道管の調査計画は、業務委託契約により民間コンサルタント業者の専門的知見を取り入れたストックマネジメント計画を策定しております。また、調査方法については、これまで目視や自走式テレビカメラを利用した既存の方法等を想定しておりましたが、4点目でも述べたとおり、今後は新技術等の採用についても調査研究してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。

先ほどテレビカメラ調査を計画的に実施するというお答えだったんですが、対象管路のスケジュールはどのように設定されているのかお尋ねします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

当町では令和2年度より、ストックマネジメント実施方針に基づき、年間平均で約500メートル程度のテレビカメラ調査を実施しております。

今年度から来年度にかけましては、国道125号バイパス内の管路や東部工業団地内の管路の調査を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

安全対策について伺いますけれども、安全チェックシートによる測定とおっしゃいました。硫化水素の発生リスクは、先ほど申し上げたように流速や、また管構造によって変化をいたします。リスクの高い区間の特定とか、あと事前の危険度評価はどのように行われているでしょうか、お尋ねします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

先ほど御説明させていただいたストックマネジメントにおきまして、管路等のリスク評価を行っており、マンホールポンプや圧送管吐き出し口など、硫化水素による腐食性環境が高い路線について区間の特定をしております。

また、議員から御指摘がありましたとおり、硫化水素の発生リスクは流速や管構造により変化いたしますので、下水施設の調査・修繕に際しましては、こちらの特定場所に限らず、引き続き安全確保の徹底に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

詳細調査とスクリーニングについてですけれども、ストックマネジメントによる優先順位づけということですけれども、評価基準の見直しはいつどのような方法で行う予定でしょうか、お尋ねします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

令和2年度に策定しましたストックマネジメント実施方針につきましては、国土交通省の下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン、こちらを参考に策定しております。国におきましても、今年度発生しました埼玉県の2つの事故を受けまして、今後、管路のリスク評価や点検方法について見直す動きがございます。そのため、今後、国や県の動向を注視しながら方針が決定次第、速やかに見直しを実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

住民への情報公開、うちの前はどうなのか、この道路はどうなのかとよく問合せがあるんですけども、その説明の機会は設けられているのでしょうか。

また、特に通学路や交通量の多い箇所、そういうところは優先的な調査対象として情報共有

されることを要望されることがあると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

現在、優先的な調査対象についての詳細な位置などにつきましては、住民への情報公開や説明会等は行っておりません。しかし、今後は、国において優先順位に係る基準等を見直す動きがございますことから、当町においても見直しを行った際には、優先的な調査箇所が分かる図面等をホームページや窓口などで速やかに周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 分かりました。よろしくお願いします。

新技術の活用についてですけれども、これは事前にお話ししましたが、道路課の所管になるんですけれども、NHKでも特集された中野区や、また大阪府池田市など、様々なところで導入しているジオ・サーチという民間企業の技術を御紹介させていただきたいと思います。

この会社は、専用車両に地中レーダーを搭載して、道路を走行しながら深さ約3メートルまでの空洞を面的に検知することができます。1日で市街地なら15キロ、郊外なら20キロの調査が可能でありまして、AI解析によりまして、より危険度を判定し、発生原因や対策案まで提示をすることが可能となっております。

中野区では年間約100キロメートルを調査して、陥没事故ゼロを継続しているようあります。池田市でも導入初年度に複数の危険箇所を事前に補修をして、事故を未然に防ぐことができたと言われております。

ジオ・サーチのような地中レーダー探査は面的かつ非破壊でありまして、広範囲で短期間に調査ができます、陥没事故の予防に直結をすることができます。阿見町でも、管路内カメラでは把握できない管路外の空洞や道路直下の空洞を面的に把握するため、こうした技術の導入を検討してはどうかと考えております。

道路課や上下水道課など担当各課が連携して優先度の高い路線から順次調査する、そういう計画を検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

現在当町では、5年に1度の道路ストック総点検による舗装の劣化・損傷の調査を基に、計画的な舗装修繕を行っております。また、週3回の道路パトロールによりまして、軽微な損傷の発見、早期修繕により、健全な道路環境の維持に努めているところでございます。

しかし、昨今、目視では把握できない地下埋設物の老朽化等による破損に伴い道路が陥没す

る事故が全国的に増加する状況であると認識しております。御提案いただきました新技術につきましては、道路の安全性を確保する上で大変有効的な方法だと認識しております。同技術の導入によりまして、道路陥没の危険性がある箇所を早期に発見し修繕できるというメリットはあると認識しておりますが、一方で、地下埋設物の埋設深が浅い場合は陥没の影響が少ないことから、地中レーダー探査を行わない自治体も多いと伺っております。

そうしたことから当町といたしましては、費用対効果などを見極めつつ、近隣自治体などの事例を参考に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。1つの例として出させていただきました。

次に、官民連携についてお尋ねしたいんですけども、民間コンサルタント業者との連携は進んでいるということなんですが、技術提案型の公募制度、また民間からの提案を受け入れる枠組みはどうなんでしょうか。

あと、専門知見の活用は非常に心強いものでありますけれども、調査計画段階から民間の技術提案を受け入れる仕組みがあることで、より柔軟で革新的な対応が可能になるのではないかでしょうか。町として提案型公募や対話型プロセスの導入について検討されてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

町長答弁にもございましたが、管路の調査を発注する際には、その現場状況に合った調査方法を採択し設計を行っております。現在、提案型公募や対話型プロセスの導入については近隣自治体でも事例がないことから、先進地の事例を参考にするなど調査研究を進めてまいりたいと考えております。

なお、提案公募や対話型プロセスに近い方法としまして、業者から見積りを徴収する際に現場で立会いなどを行いまして、現場の条件に合った有効な新技術の提案を受けることが考えられます。

今後、新技術の普及がこれまで以上に見込まれますことから、提案を受けた新技術については、有効性などを確認するとともに、採用するかどうかを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） また、自走式カメラの活用が進んでいるということだったんですけれ

ども、町内の仕事を担っている調査の専門業者から、もっと民間の技術をどんどん活用してほしいという要望が寄せられておりました。

A I 解析や3 D マッピング、画像処理技術の高度化、また、高性能カメラや管内ドローンなどの技術を活用することで、目視確認できない箇所の詳細な調査が可能となってまいります。これらの技術は、調査の精度向上だけではなく、調査員、従業員の安全確保やコストの効率の面でも大きな効果が期待できると考えられます。官民連携の在り方を含めて検討すべきではないかと思いますが、お考えについて伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

他自治体では、A I 技術で下水道管の劣化判断を自動化し、業務の効率化を検証するための共同研究を行うなど、官民連携を図っている事例もございます。また、国土交通省におきましても、下水道管内でドローンによる調査を2028年度から普及段階に入るという工程案を示されたところでございます。

当町におきましても、新しい調査技術の導入につきましては、調査方法の信頼性や実績、また費用対効果について検証していくとともに、調査業務における官民連携につきましては他自治体の動向を踏まえつつ、今後の研究課題としたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。

最後になりますが、今回この質問をするに当たって、専門家の方からいろいろ御教授いただいたりですとか、また、町の執行部の方とお話しする中で、いろいろ考えあぐねながら一番大事な方法は何かなどということを考えいらっしゃるということをよく実感をいたしました。ありがとうございました。

それで、道路陥没事故というのは一度発生すれば人命や生活に甚大な影響を及ぼして、信頼回復には長い時間と大きな費用を要します。だからこそ、事後対応ではなく事前予防こそが最も重要となってまいります。阿見町が最新技術と民間の知見を積極的に取り入れ、効率性、安全性、信頼性を兼ね備えた調査体制を構築することは将来世代への責任でもあります。ぜひ先進事例を参考にしながら、いろいろ出させていただきましたけれども、町独自の創意工夫によりまして先取りの施策を進めていただくことを強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） それでは、2項目の子どもの多様な学び・不登校児童生徒支援・安心

社会づくりについて質問をいたします。

文部科学省の調査によりますと、最新の令和5年度の不登校児童生徒は全国で約34万人に上り、過去最多を更新しております。その背景には、無気力や不安、いじめ、発達特性、家庭環境など複雑かつ多様な要因が存在をしております。

保護者の方からは、学校に行けない日が増えると学習の遅れが発生し、子どもは自己肯定感を失うのではないか。親は心配を抱え込んで孤立してしまう。本人の居場所がないか、温かいつながりがないか、それが必要なんだというお一人お一人から切実な声が寄せられております。

私は、不登校を行動問題として捉えるのではなく、学びの多様性の形として受け止める視点が必要だと考えております。学校のみならず、学校以外にも安心して学べる環境が地域に存在することは、子どもたちの未来を守ることにつながります。そこで、以下の点についてお伺いします。

- 1、阿見町における不登校児童生徒の現状、人数傾向と主な要因について。
- 2、不登校児童生徒や保護者への支援体制、教育相談、居場所づくり、カウンセリングなどの状況について。
- 3、学校外の学び、フリースクール、オンライン学習、地域学習拠点等の連携状況について。
- 4、民間フリースクールへ通う家庭への補助について。
- 5、家庭・地域との双方向連携について。特に地域ボランティアや民間企業、民間施設などの連携に関する今後の方針について。
- 6、国の方針である「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を踏まえた今後の町の基本姿勢について。

以上、町の現状と今後の方向性を示すための具体的な答弁をお願いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求める。教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君）　皆さん、おはようございます。

子どもの多様な学び・不登校児童生徒支援・安心社会づくりについての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町における不登校児童生徒の現状と主な要因についてであります。

当町の不登校児童生徒数は、令和5年度が約140名、令和6年度が約120名、令和7年度は7月末現在で約50名となります。年々減少傾向ではありますが、複雑化する社会状況の中で様々な悩みや不安を抱える児童生徒の状況は変わらず、予断を許さない状況にあることは変わりはありません。

特に不登校においては、何か1つのことが要因となっているケースは少なく、家庭や学校で置かれている状況や思春期特有の症状として現れるものなど、様々な要因がございます。主に挙げられるものといたしましては、体調面に関するものや、やる気などの心理面に関するもの、また人間関係に起因するものなどがございます。

引き続き、学校や家庭、関係機関との連携も図りながら、児童生徒一人ひとりの抱える問題に寄り添い、健全な心身の育成に尽力していきたいと考えております。

2点目の、不登校児童生徒や保護者への支援体制の現状についてであります。

1点目の答弁のとおり、児童生徒一人ひとりが直面する問題は多種多様であり、個に応じた対応が求められます。そこで学校では、随時の確認はもちろん、児童生徒一人ひとりの成長に寄り添い、どんなささいなことでも相談できるよう、定期的に教育相談機関を設置したり、オンラインを活用してSOSが発信できる体制を整えるなどしております。

また、保護者に対しても面談期間を設け、学校や家庭での様子を情報共有し、児童生徒のよりよい成長に向けて連携を図っております。特に不登校児童生徒の保護者とは、日々の電話連絡をはじめ、家庭訪問を定期的に行うことで、不登校児童生徒に対する接し方や今後の見通しなどを共に考え、最適解を導き出すよう尽力しているところでございます。

さらに学校だけではなく、町任用のスクールカウンセラーを活用し、専門的な助言をいただきながら、保護者の不安を取り除き、前向きに子供の成長に向き合えるようにしております。

また、教育相談センターでも居場所づくりや相談体制を整えております。居場所づくりに関しては、不登校児童生徒に限らず、子どもにとって自分が安心して過ごせるような場所があることは最も重要なことであると捉えております。そのため、学級における安心安全の風土の醸成を図り、校内フリースクールや1人1台タブレットを活用した学習の展開といったハーフ面のさらなる整備を図ることで、不登校児童生徒の居場所づくりに努めてまいりたいと考えております。

3点目の、学校外での学びとの連携状況についてであります。

現在、少数ではありますがフリースクールに通っている児童生徒やオンライン学習を進めている児童生徒がおります。フリースクールに関しては、学校が対象となる施設を確認し、担当者との連携を図りながら、どのような活動を行っているのか情報の共有を図っております。また、オンライン学習では、本人の意思や保護者の意向を踏まえながら無理なく取り組めるよう、個々に応じた対応を行っております。

4点目の、民間フリースクールへ通う家庭への補助についてであります。

現在、当町においては、民間フリースクールに通う方への補助制度はございません。しかし、今後、町内に民間フリースクールの設置が検討されているとの情報もありますので、近隣市町

村の動向を注視し、調査を進めてまいります。

5点目の、家庭・地域との双方向の連携についてであります。

当町では、不登校児童生徒をはじめ、様々な事情を抱える子どもを対象とし、地域コミュニティが主体となって、家庭・地域との双方向の連携を図っております。例えば、その中の1つに子ども食堂があり、お弁当の配布を行っているほか、学習支援を行っている団体もございます。この地域コミュニティでは関係各課との連携も図り、気になる児童生徒がいた場合は情報の提供をいただいており、実際にそれをきっかけに個別の支援に動き出すケースもございます。そのため、今後も児童生徒や保護者を対象とした関係機関との連携を図るために、情報交換を行う機会をつくっていけるよう調整を図っていきたいと考えております。

6点目の、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策という国の方針を踏まえた今後の町の基本姿勢についてであります。

COCOLOプランは、令和5年3月に文部科学省より不登校対策について示されたものであります。現在もこの方針に則り、当町では各学校の生徒指導主事が一堂に会し、情報交換や不登校対策のための手だてなどについて毎月協議を重ねているところであります。この生徒指導主事会では、各学校の生徒指導主事をはじめ、教育相談センター、町スクールソーシャルワーカー、そして協議内容に応じて社会福祉課や基幹相談員、医師などにも参加していただき、専門的見地から御助言をいただきながら、児童生徒の不登校対策を講じているところでございます。

今後も、この生徒指導主事会を中心に様々な角度から児童生徒の安心・安全を確保し、同時に不登校対策に一層邁進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。

データの詳細についてですけれども、小中学校それぞれの人数と不登校率についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

令和6年度3月末において、小学校不登校児童数は41名、中学校不登校生徒数は79名です。町内小中学校において全体の不登校率は月ごとに算出しております。令和6年度は、年度末の3月で、小学校は1.59%、中学校は6.67%でした。

以上となります。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 令和6年度は120名、令和7年7月末で50名という答弁がありましたけれども、月ごとのカウントの仕方はどのように出しているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

不登校児童生徒数は各学校から毎月報告を受けております。その報告を基に、町全体としての不登校児童生徒数の割合を出しております。令和6年度3月末における不登校児童生徒数は総数で出しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

不登校となる背景要因の割合と、また、その傾向を数値化して把握しているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

不登校の背景としては様々あり、背景要因の割合は出しておりません。不登校の主な要因として重要項目を設け、学校ごとに分類・把握を行っております。

小中学校どちらにおいても、やる気、それから不安を理由にしている児童生徒数が多い傾向と見られます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

ちょっとここで紹介したいんですけども、先ほどお聞きした内容は、なぜお聞きしたかということなんですが、全国の最新データで小中学校の不登校児童生徒数34万9,000人なんですが、全国では小学校約10万5,000人、中学校では24万4,000人という内訳になっております。前年度から比べまして、全体で2万5,000人、7.8%の増となっております。不登校率に関しましても、小学校は1.7%、中学校は6%ということになりました。

主な背景要因としましては、無気力・不安というのが50%超え、友人関係の不和というのが20%前後、家庭環境の要因が10%前後、発達特性や健康面の課題も増加の傾向であるということでした。

ちなみに茨城県内はどうかといいますと、不登校児童生徒数が7,000人、中学校での不登校率は全国平均と同程度ということと、小学校はやや低めになっている。背景要因は、全国傾向とほぼ同じですけれども、家庭環境や進路不安に関する割合がやや高いというふうにされてい

ます。

当町でもいろんな項目に分けているということをお聞きしたんですけれども、14項目ですか、いじめや友人関係、教職員、学業、決まり、不適応、家庭生活、親子、あとは生活関係、遊び、やる気と不安、特別支援、個別配慮ということを教えていただきましたけれども、このような形で当町でも細かく調べてくださっていると思うんですが、どの傾向が多いかというのは、その都度出していくということが大事かなと思っています。

当町では割合は出していないということなんですけれども、どの項目が多いかを検証することによって、阿見町の傾向性というのを知る手がかりになるのではないかと考えます。それによって対処の仕方がより具体的になると考えております。今後はそのようにお願いをしたいと思っております。

次に、支援の成果と評価についてお尋ねしたいんですけども、支援体制の取組成果をどのように評価をしているのか。例えば、学びの継続率や自己肯定感の変化、効果を測る指標を設定しているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） 各学校において、定期的に学校生活アンケートを実施しており、その項目の中に自己肯定感に関する質問が設けられています。

児童生徒の自己肯定感が低いと感じている学校が多いため、朝の会や帰りの会により行動を発表したり、感謝の木のような誰かに感謝をするカードを掲示するような掲示物を作ったりと、授業やふだんの生活の中で自己肯定感が高められるように努力しています。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。いろいろ努力なさっていることに感謝しております。

あと、オンラインを活用して体制を整えているとお答えがありましたけれども、具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

オンラインの活用につきましては、まなびポケットという学習アプリの中に、心の健康観察を備えており、こちらを活用しております。また、グーグルホームにおいて、児童生徒が不安や悩みを発信できるようにしております。これらは、児童生徒一人ひとりが所有しているタブレットから個別にいつでも発信できるようになっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

これもまた1つの例なんですけれども、調布市が行っているSOSを発信しやすいチャット相談窓口、ひとりで悩まないで、24時間365日いつでもチャット相談できますというものなんですけれども、これをやって好評を得ているということをお聞きしています。また、宇都宮市が行っている仮想空間で、メタバースでアバターを通して交流するとかということがあります。

他の自治体に参考になる案件が多くあると思うんですけれども、いろいろ調べていらっしゃると思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

まずは、現在導入しているオンラインによる活用状況を見ながら、他の自治体の好事例も参考にして、さらに児童生徒が不安や悩みを発信しやすい仕組みを学校と共に考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。いろんな例があるので、いいところを参考にしながら少しずつ向上すればいいかなと思っています。今の状況の中でしっかりとお願いをしたいと思っております。

次に、校内フリースクールを全小学校に配置してほしいということに関してなんですが、現在、全中学校と一部の小学校に配置されていますけれども、さらに拡大ができるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

現在、校内フリースクールの拡大に向けて検討中であります。教室や人員、財政の確保などの課題はありますが、全校に配置できるように計画的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 校内フリースクールに関してはすごく好評で、行っていらっしゃる方の御本人、また家族、行っている方を見ている方からも、すごくいい取組であって、学校の門をまずくぐるということができると、すごく感謝されておりましたので、ぜひ充実させていただければありがたいなというふうに思います。

それとまた、校内のフリースクールですけれども、学校外での学びの拠点の拡充もまた1つ

必要かなと思います。町として常設の学び、また交流拠点を設けるような考えはあるでしょうか、お尋ねします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

民間によるフリースクールなど、学校外の学びの場の設置につきましては、多様な学びの機会を提供するという点で一定の意義があるものと認識してございます。

一方で、行政が直接関与する場合には、費用負担や運営方法など解決すべき課題もございます。現時点では町として誘致や設置の計画をしているものではありません。

今後につきましては、国や他の自治体の動向、それから民間の取組の状況などを注視して、本町の教育環境における必要性や可能性について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

これも不登校親の会の方からの相談だったんですけども、放課後や休日も利用できるような形での検討を何とかしていただけないかという声があります。それに関してはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

放課後や休日も利用できる形での民間フリースクールの設置は、学校内で対応が難しい部分に柔軟に応えることができる、民間ならではの特色ある取組と受け止めてございます。こうした事例につきましても調査を進めながら、子供たちが安心して学びや交流に取り組める環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

民間フリースクールの利用の支援についてですけれども、近隣市町村の調査をするということがありましたけれども、それはいつまでに行い、また、どのような条件で制度化として判断するのかお尋ねしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

近隣市町村の状況調査につきましては、年度内をめどに調査を進めてまいります。

また、制度化に当たっての条件につきましては、当町としての費用負担の在り方、教育的効

果など、多くの点を慎重に検討する必要がございますので、現段階で明確な基準をお示しすることは難しい状況でございます。まずは情報収集に努めまして、国の方針、他自治体の取組状況、そういうものが整理されてきた段階で、本町の教育環境に照らしまして、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

COCOLOプランの町独自の展開についてもまたお尋ねしたいんですけれども、阿見町独自の数値目標とか、あと、重点施策は設定しているのでしょうか。例えば、不登校児童生徒の学び継続率、また、居場所利用者の数、そういう具体的な目標を掲げるような検討はあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

数値目標は特に設定しておりませんが、当町としての重点施策としては、関係機関との連携であります。近年、児童生徒の抱える悩みや不安は多種多様化し、学校や1つの機関で対応できるものではなくなっています。そのため、今後も生徒指導主事会を中心に、関係機関との連携を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

生徒指導主事会ですけれども、当事者の保護者のメンバーの代表の方なんかも参加することはできないでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

生徒指導主事会への保護者の参加についてですが、現在は考えておりません。会議内の中によっては個別の対応に検討することもございますため、個人情報漏えいの観点からも保護者の参加は難しいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 分かりました。

では、より現場の生の声が届きやすいように、生徒指導主事会を開くに当たっての前段階でそういう会議を設けることはできないでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えいたします。

各学校において、年間を通して数回の学級懇談の場や個別の面談の時間を設定しております。また、いつでも学校は相談を受け付けております。そのため、会合の場を新たに設定することは考えておりませんが、保護者の方が今以上に相談しやすい環境や体制をつくるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。

より一層、本当に細かいところまで意見が届けるように、そしてそれを専門家の人にいろいろ検討していただけるように、そういうた施策も考えていただければと思っております。

最後になりますけれども、町としての現状や取組の方向性というのは、その実態はよく理解いたしました。本当に前向きに真摯に取り組んで頑張っていらっしゃるということを実感いたしました。

不登校は一人ひとりの背景も状況も異なりまして、支援は早期継続、多様性の確保が鍵になると考えております。早急な対応が必要となってまいります。全国的には増加傾向が続く中で、阿見町は減少傾向にあるということは大変評価すべきことではないかというふうに考えております。しかし、数字の裏に潜む子ども、また保護者の不安は依然として存在しております。

したがって、学校外の学びの場の充実、また、民間との連携強化、そして町独自の数値目標設定によって、支援の質と成果を見る化していくことが重要かと思います。数字が全てを語るわけではありませんが、一つ一つ、1、2、3と丁寧に見ていくことによって、より深く具体的に話が進めていけるのではないかと考えています。

国のCOCOLOプランを踏まえつつも、阿見町ならではのきめ細やかな施策を展開して、どの子どもも安心して学び続けられる町であるということを町内外に示していただけることを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで、5番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番窓田聰君の一般質問を行います。

2番箕田聰君の質問を許します。登壇願います。

[2番箕田聰君登壇]

○2番（箕田聰君） 皆さん、おはようございます。

今回の一般質問では、G I G Aスクール構想によって整備された1人1台の通信端末活用をさらに進め、子供たちの学びをより豊かにするため、学校の通信環境の改善について質問します。

町内の小中学校では、児童生徒が1人1台のタブレットを持って授業を受けています。しかし、授業中にインターネットの動きが遅くなったり、接続が切れたりして、学習がスムーズに進まないことがあると聞いています。今年度末にはこのタブレットが新しくいいものになります。子供たちがもっと快適に学べるよう、この機会に学校の通信環境を改善すべきではないでしょうか。そこで、学校の通信環境について質問します。

1、現在、町内小中学校の授業中に生じている通信面での課題を、町としてどのように認識しているか。また、これまでの対応状況について。

2、各学校の通信速度や契約内容、回線種別、通信容量、費用等の現状、ならびに通信が不安定になる主な要因をどのように分析しているか。

3、今後、通信環境の改善に向けて、どのような計画やスケジュールを考えているか。併せて、必要な予算措置について、町の見解は。

これら3点について答弁をお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君、登壇願います。

[教育長宮崎智彦君登壇]

○教育長（宮崎智彦君） 小中学校における通信環境についての質問にお答えいたします。

1点目の、町内小中学校の授業中に生じている通信面での課題と対応状況についてであります。

当町では、コロナ禍であった令和2年度末に全児童生徒へタブレット端末を配付し、リモート授業を可能といたしました。当時は、児童生徒が自宅の通信環境を活用して授業を受ける形であったため、学校内の通信負荷は大きくなく、主に教職員用パソコンが利用される状況がありました。しかし、令和4年度に感染状況が落ち着き、学校での授業が本格的に再開されると、一部の授業で児童生徒が一斉にインターネットへ接続する場面において、特に児童生徒数の多い学校で通信遅延が発生する状況が確認されるようになりました。

このため、令和4年9月には、阿見小学校、あさひ小学校、本郷小学校及び朝日中学校の通信機器を高規格のIP v 6対応機器へと更新し、改善を図ってきたところであります、依然

として一部の学校では遅延が発生している状況であります。

2点目の、各学校の通信速度や契約内容の現状並びに通信が不安定になる主な要因をどのように分析しているかについてであります。

各学校は、光回線による1ギガ回線を契約しており、1校当たりのプロバイダー契約料は年間約6万円から10万円となっております。通信が不安定になる主な要因は、この1ギガ回線の容量が少ないとから回線が混雑し、インターネットへの接続に遅延が生じる点にあると分析しております。

3点目の、通信環境の改善に向けてどのような計画やスケジュールを考えているか、併せて必要な予算措置についてであります。

通信環境を抜本的に改善するためには、回線を10ギガに拡張することが最も効果的であると考えております。その際には、プロバイダー契約変更に加え、校内通信設備の更新も必要となることから、必要な予算確保に向け、政策・財政部局と連携しながら検討を進め、児童生徒の学習環境の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 御答弁ありがとうございます。

宮崎教育長は町立あさひ小学校の校長先生もされていたので、現場の状況をよく御存じのことと思います。子供たちの学びをよりよくしたいという同じ思いを持って、何点か質問をいたします。

初めに、現状の認識について伺います。

現在の通信教育環境について、改善が遅れている現状をどう認識しているか、お答えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

現在の通信環境は、令和3年度にGIGAスクール構想が開始された際に導入したものでございます。当時は国の推奨基準を上回っておりまして、学校としては必要な環境を確保してございました。しかしながら、現在では児童生徒1人1台端末の活用が、整備当初のまでは使ってみる段階から、活用効果を追求する段階と進んでおりまして、さらにデジタル教科書の導入が始まったことで使用頻度が高まっております。そのため、現状に見合った通信環境を整備することが喫緊の課題であるというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 噫緊の課題であるという御認識、ありがとうございます。

では、より具体的な現場の状況について伺います。

答弁でもありました、現場のICT支援員や先生からは、2クラス、約50から60名が同時にタブレット端末を使うと通信が遅くなるなど支障が出ていたと聞いております。授業をスムーズに進めるため、クラスごとに使う時間をずらすなど工夫をされているようです。

町ではこのような現場の困り事をこれまでどのように把握し、対応してきたのか伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

御指摘のとおり、阿見小学校、あさひ小学校、本郷小学校、朝日中学校におきましては、先ほど教育長答弁にもございましたとおり、令和4年度にプロバイダーと学校ルーターの設定を、従来のIPv4から、より高速通信が可能なIPv6へ変更して改善を図ったところでございますが、現状は、先ほど議員からもお話があったとおり通信環境が十分ではないというような状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 4つの学校については改善が図られたとのこと、承知しました。

それでは、具体的にどのような問題が報告されているのか伺います。

ICT支援員や教員から上がった通信環境に関する問題報告や通信障害について伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

これまでICT支援員や学校から報告があった主な事案といたしましては、電子黒板とタブレットの接続ができない。また、学年単位で一斉にログインをするような状況で長期間のロード状態になってしまふ。そして、まれに、クラスにあります電子黒板がネットワークに接続できない、こういった状況が発生しているということを聞いております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 承知いたしました。

それでは次に、これらの課題や原因について伺います。

本年5月に通信速度の実態調査が行われたと聞きました。誰が、どのように調査をしたのでしょうか。また、いつ、どんな時間帯、どんな使用状況で実施されたか伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

ネットワーク構築業者でありますニューライフが、通信量監視アプリケーションを使用しまして、授業時間を含みます各校1週間分の同時接続数、通信量、そして通信速度のデータを平均化しまして、実態調査を実施いたしました。その結果、通信状況やトラブルの有無というのを確認してございます。結果的に、各小中学校におきまして、同時利用時にネットワーク回線が混雑するというような状況が確認できてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番寃田聰君。

○2番（寃田聰君） 各校で同時利用時に回線の混雑が確認されたということかと思います。

それでは、改善に当たっての具体的な目標値について伺いたいと思います。

改善・整備の基準となる具体的な目標値は設定されていますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

国の学校のネットワーク改善ガイドブックにおいて公表されております推奨帯域を満たすことが目標となってございます。本郷小学校を例に挙げて申し上げますと、児童数が595人以上630人未満でございますので、確保すべき帯域としましては、538メガ以上が推奨されている状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番寃田聰君。

○2番（寃田聰君） 国のガイドブックが基準ということで承知しました。

それでは、特に児童生徒数が多い学校の状況について伺います。

多い学校としては、例えば、あさひ小学校、本郷小学校、阿見小学校、各中学校が挙げられると思いますが、児童生徒数の多い学校ほど通信状況が厳しいのではないか、学校の状況や分析結果を伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

同時アクセスによるネットワークの遅延やつながりにくさは、今お話しいただきました小中学校以外も含めまして、全ての小中学校において発生している現状でございます。

特に児童生徒数が多い学校につきましては発生頻度が高くなるために、アクセスが集中しないようにＩＣＴ授業時間を分散するなどの運用面でトラブルを回避していただいております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番寃田聰君。

○2番（寃田聰君） 先ほどからの話でもありましたけれども、先生方の工夫による運用で何

とかしのいでいる状況があるというのも事実かと思います。

それでは次に、根本的な解決に向けた更新計画について伺います。

教育長答弁で、10ギガ b p s 回線への更新が最も効果的とのことでしたが、複数回線契約や帯域保証型サービスなど、ほかの手法との費用対効果を比較した上で最適と判断されたのか、その経緯を伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました事業者によりますネットワークアセスメントの結果、回線を10ギガ回線へ変更することが費用対効果の面で最も改善効果が高いということが確認できましたため、今回この方法で検討を進めてございます。したがいまして、ほかのシステムの再構築等は現時点では検討してはございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 費用対効果が最も高いと確認できたとのことで承知いたしました。

ほかの自治体の事例も調査されたのでしょうか。ほかの自治体では複数回線の契約や帯域保証サービスで改善した事例があります。町として、ほかの自治体事例の調査、比較は行いましたか、計画で参考にしている事例を伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

改善の検討に当たりましては、近隣自治体に事例調査のアンケートを実施してございます。その結果、速度改善が図られた自治体は、いずれも回線を1ギガ回線から10ギガ回線に変更するという対応を行ってございましたので、本町の改善に向けた参考としてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 近隣の自治体も同様に10ギガで改善しているということですね。

それでは、当町の計画の進捗について伺います。

当町では今年3月から公開されているネットワーク整備計画について、現在の進捗状況を確認させてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

阿見町ネットワーク整備計画に基づきまして、令和7年8月までにネットワークアセスメントを実施し、課題特定、ここまで完了してございます。

今後、その結果を踏まえまして、予算を確保しまして、計画では令和8年9月までには改善策を完了させる計画でございます。現在は予算要求に向けて準備をしているところでございますが、少しでも前倒しして実施できるように内部調整を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番箕田聰君。

○2番（箕田聰君） 少しでも前倒しの調整をしていただけているということで、ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

それでは、必要な費用について伺います。

今回の10ギガ回線への拡張に必要な費用について、総額でどの程度見込んでおりますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

概算額となりますが、改修工事費につきましては総額でおよそ1,200万円程度になるのではないかと見込んでおります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番箕田聰君。

○2番（箕田聰君） 概算1,200万円程度ということで承知いたしました。

それでは次に、教育格差とDX対応という観点から伺います。

通信環境の差が学習機会の差につながることは、デジタルデバイド、情報格差の観点から避けるべきであり、自治体として、快適な教育環境を保障する責務には通信環境の確保も含まれていると考えています。町内やほかの自治体との通信環境の差が教育格差につながる懸念について、町の見解を伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、通信環境の差が学習機会の差につながることは避けなければならず、町としても快適な教育環境の保障に努めていく必要があると考えてございます。先ほども御答弁申し上げましたが、現在、児童生徒1人1台端末環境と高速情報通信ネットワークが整備され、各学校や地域においての端末の活用というのは、整備当初のまでは使ってみるステップから、活用効果を追求するステップへと移行してきてございます。

このような変化を見据えまして、教育活動に支障を来すことのないよう通信環境を適切に維持・改善するとともに、端末を活用した学びの充実に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番箕田聰君。

○2番（筧田聰君） 改善と学びの充実に取り組んでいるということで承知いたしました。

それでは、デジタル教科書や生成AIの活用など、将来の教育現場を見据えた環境整備に対する検討、研さんは日頃から行われているのでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

既に一部の教科につきましてはデジタル教科書が導入済みとなってございます。生成AIにつきましては、具体的なスケジュールというのは未定ではございますが、活用を進めていく方向で検討をしてございます。また、Canvaという、テンプレート、写真、イラスト、フォント素材などを利用してプレゼン資料やポスターなどを簡易に制作できますAIアプリの利用は、今月から順次開始する予定でございます。

教育委員会といたしましては、今後も不断に研さんを重ねまして、教育現場にふさわしいICT環境整備を計画的に進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） Canvaのような新しいアプリを授業で使えるようにするということで、とてもすばらしいことだと思います。

私もCanvaは使っておりますが、ただこれ、安定して早いインターネットに接続があるって、初めてストレスなく使えるものだと思います。新しい教育を進めていくためにも、まず、その土台となる通信環境を急いで整えるべきという考え方でよろしいでしょうか、確認させてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、通信環境を整えることで、Canvaを含めたアプリケーションが安定して使用できるというふうな状態になると考えてございますので、通信環境の改善を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 日に日に便利なサービスが出てきておりますので、教育にもそれらは寄与すると思っています。ぜひ必要な通信環境の整備をよろしくお願ひします。

それでは次に、学校内だけでなく、家庭における通信環境についても伺います。

学校内の通信環境整備が進む一方で、家庭における通信環境も児童生徒の学習に大きく影響します。特に不登校や家庭の事情により自宅での学習を余儀なくされる場合、学校と家庭の通

信環境格差が学習機会の格差につながりかねません。

町として、家庭の通信環境への支援を教育政策の中でどのように位置づけ、今後どのように取り組んでいくか、お考えを伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

家庭内における通信環境については、まずは御家庭において整備していただくことが基本であると考えてございます。児童生徒が学校だけでなく家庭においても学習に取り組むことに通信環境が一定の役割を果たしているということは十分に認識しており、特に不登校ややむを得ない事情により自宅での学習を行う場合には、その重要性が一層高まるものと考えております。

一方で、経済的な事情によりまして通信環境の整備が難しい御家庭があることも承知しております、こうした状況に配慮するために、準要保護世帯の御家庭に対しましては、通信費としまして1万5,000円を上限に支給を行ってございます。

今後につきましても、社会全体の通信環境の変化、それから学習ニーズの多様化を踏まえまして、必要に応じて支援の在り方を検討し、児童生徒が安心して学びに向き合える環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 準要保護世帯への支援をしているということで承知いたしました。

それでは次に、今回の整備計画の財源について伺います。

町単独での負担を減らすために、学校の通信環境整備に活用できる国や県のＩＣＴ整備の補助金や交付金はございますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

通信環境整備に活用できる国庫補助金としましては、現時点では公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金がございます。また、自治体のＤＸ、ＩＣＴ環境の整備に要する経費につきましては、地方財政計画に計上されまして、地方交付税によりまして措置されているという状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 活用できる国庫補助金と地方交付税があるということで承知いたしました。

それでは最後の質問として、町長に伺います。

来年度から全国学力テストのオンライン化を控え、また、ここまで質問のやり取りからも通信環境の整備は喫緊の課題です。昨年度は予算不採択となった経緯があることですが、子供たちの学びを保障するため、町長のリーダーシップによる確実な予算確保と実行計画を期待します。

教育のデジタル基盤の整備は将来世代への投資であり、現代の教育政策の柱として優先すべき課題と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（野口雅弘君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） お答えいたします。

まずは、今回の質問、学校の現場からお話をありますて、補助金の在り方まで大変ありがとうございます。

私の記憶では、タブレット配付は令和3年3月でしたか、国の補助金も頂きながら学校へ配付したところでありますけれども、その後コロナ禍になりました、リモート授業というようなことで使用が始まったところでありますて、学校が再開したのは令和4年の2月頃から学校がまた再開しまして、その後に学校での授業でタブレットを使っていくと。その中で通信環境が悪いんだというようなことで、先ほど教育長の答弁もありましたように、令和4年9月頃に改善をするというようなことで行いまして、私はそのまま通常どおり、いい環境で学習しているのかと思っておりました。しかし、先ほど来からのやり取りを聞いていますと、そうではないと。現状では不公平があるというようなことでございます。

先ほど昨年度の予算が不採択というようなことありましたけれども、ここまで内容のある予算かということではなかったと担当にも聞いておりますし、今回3か年実施計画でしっかりと予算が上がっております。その中で、今のやり取りを聞いていまして必要性を感じていますので、前向きに検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 町長、前向きな答弁ありがとうございます。

3か年実施計画にも上がってきているということで、教育のデジタル基盤整備を重要な投資と捉えていただけだと。リーダーシップを發揮して計画を着実に実行していただけたこと、大変心強く思っております。ありがとうございます。

近年、主権者教育の重要性が叫ばれており、自分たちの学習環境がどう整えられていくのか、子供たちはその過程をしっかりと感じ取っているはずです。町の迅速な対応は、未来を担う子供たちへの何より生きたメッセージになると信じております。子供たちの学びは待ったなしで

す。計画が一日も早く実現されるよう、スピード感を持った対応を重ねてお願ひ申し上げます。引き続き本計画の進捗を注視してまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで2番対応の質問を終わります。

次に、11番石引大介君の一般質問を行います。

11番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔11番石引大介君登壇〕

○11番（石引大介君） 皆さん、お疲れさまでございます。一般質問を行わせていただきま
す石引大介です。よろしくお願ひをいたします。

早速でございますが、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、まちの道路管理（除草管理）についてでございます。

阿見町では、道路の迅速な補修工事や街路樹等の植栽管理、交通安全施設など多岐にわたる道路管理業務が行われ、町民が安全、安心で快適に道路を利用できるよう日頃から道路整備や維持管理が行われております。

多岐にわたる管理の中で、今回は植栽管理（草木の除草）について伺います。

この時期、夏季は路肩の草木が繁茂し、道路幅を狭め、交通に支障が出る道路があつたり、歩道に繁茂したところでは歩行者が安全に通行できなかつたりするような場所も出てきております。

今後、町民が安全、安心で快適に道路を利用できるように、もっと除草作業を強化すべきではないでしょうか。阿見町では今後どのように計画し管理していくお考えなのか、所見をお伺いいたします。

1、道路の除草管理（計画など）はどのように行われているか。

2、町で除草する以外では、どのような対応方法があるか。

3、町には国道や県道もあり、その管理はどのように行われているか、状況の把握など情報共有はされているか。

4、通学路の安全対策としての除草は現状をどのように把握し、どのように行われているか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 石引議員のまちの道路管理についての質問にお答えいたします。

1点目の、道路の除草管理についてであります。

町道の除草につきましては、道路の路肩を中心に、延長約50キロメートルを実施しております。

交通量などを目安に、主要な道路、主要な道路に準ずる道路、その他の道路の3種類に分類し、それぞれ年間に3回、2回、1回の除草を実施しております。

なお、毎年、前年度の状況を踏まえ、除草回数の増減や除草箇所の追加などの見直しを行っております。また、歩道の植え込みの除草につきましては、主に抜根除草により、年間に2回実施しております。

2点目の、町で除草する以外の対応方法についてであります。

当町におきましては、町が実施する除草に加え、町民の皆様によるボランティア活動での除草等の美化活動を積極的に支援しております。

町道につきましては、道路里親制度を活用し、現在11の団体に、延長約12キロメートルの除草や清掃等の美化活動に御尽力いただいております。

また、農地、水路、農道などにつきましては、農業者と地域住民の皆様によって構成される13の活動組織が設立されており、農道等の保全及び維持管理に取り組んでいただいております。

3点目の、国道や県道の管理はどのように行われているのかについてであります。

町内の国道、県道につきましては、県において定期的な除草を行っております。除草の要望は町に寄せられる場合も多くありますが、その際は、町職員が現地を確認の上、現場の写真等を添えて状況を伝え、県に要望しております。

また、定期的に県と情報を共有し、適切な場所や時期に除草作業を実施していただけるよう、働きかけを行っております。

4点目については教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君） まちの道路管理についての質問にお答えいたします。

4点目の、通学路の安全対策として除草は、現状はどのように把握し、どのように行われているかについてであります。

当町における通学路の安全対策につきましては、毎年、阿見町通学路安全対策推進会議を開催し、関係機関との情報共有や対応策の検討を行っております。この会議は学校教育課が主管し、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、阿見町学校長会の会長、町の生活環境課、道路課、都市整備課で構成され、年1回開催しております。

会議では、児童生徒が安全に通学できる環境を確保することを目的として、阿見町通学路交

通安全プログラムに基づき、地域や保護者からの要望を各学校で取りまとめた上で、合同点検を行い、その結果を踏まえて必要な対策を協議、検討しております。

また、除草等の要望が寄せられた場合には、随時担当課等へつなぎ、速やかな対応を依頼しております。

引き続き、関係機関や学校と連携しながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 御答弁どうもありがとうございました。

それでは早速、再質問に移らせていただきたいと思います。

まず、御答弁の中に、主要な道路、主要な道路に準ずる道路、その他の道路とございましたが、どのような道路なのか具体的に御説明をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

まず、主要な道路につきましては、荒川沖寺子線など広域的な交通を担う道路網の骨格を形成する交通量の多い道路となります。また、小中学校周辺の通学に利用される道路も含めます。

次に、主要な道路に準ずる道路、こちらにつきましては、上長地区から福田工業団地までの道路など、主要な道路より交通量の少ない道路になります。

最後に、その他道路につきましては、幅員4メートル程度の交通量の少ない生活道路となります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

そうすると、それぞれ大体何路線ぐらいあるのかお聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

主要な道路につきましては12路線、主要な道路に準ずる道路、こちらにつきましては100路線、その他道路につきましては40路線、合計いたしまして152路線について除草を実施しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） そうすると、今の御説明をいただいた152路線、こちらを阿見町では計画に入れて除草作業を行われていると理解をするんですが、そうすると、こういった計画

に入っていない、この152路線以外の道路というのは除草作業は行われないのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

除草計画に入っていない路線につきましては、職員において現地を確認した上で、必要に応じて予算の範囲内で草刈りを実施させていただいております。また、施工業者の手配ができない場合には、職員による除草対応等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

そうすると、そういった道路のほかにも、やはり町民から除草をしてもらいたいというような要望とかもあるのではないかなど十分に想定されるんですけども、そういった町民からの要望などはあるのか、あるのであれば大体どれくらいあるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

毎年、道路に関する要望や相談等につきましては、行政区長や町民個人から寄せられております。

そのうち道路除草に関する要望につきましては、令和5年度で63件、令和6年度は67件、今年度、令和7年度につきましては8月までに56件が寄せられているところでございます。要望があった路線につきましては、適切に対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 今お話を聞かせていただいて、令和5年度は63件、令和6年度は67件、今年度はもう8月までで56件というお話を伺いましたが、これから季節的にはこういった除草の要望というのは減っていくとはもちろん思うんですけども、今年度に関しては例年よりも要望がちょっと多いんじゃないかなと感じるんですが、そういった部分をどのようにお感じになられているのか、もしあればお聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路課長大徳一徳君。

○道路課長（大徳一徳君） お答えいたします。

例年夏の気温が高くて草の伸びも激しくなっていますので、今年度におきましても例年以上に要望が寄せられていますので、予算の範囲内で対応してまいります。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） ありがとうございます。

今年は非常に暑かったんで、結構私も外で草刈りするときとか、本当にしんどいなと思いながら草を刈っていた季節でございました。やはり町民の方とかも、普段はやっていただけるようなところも今年のこの暑さではちょっとしんどいなというような、そういう理由からそういう町への要望も増えたんじゃないかななんて、ちょっと私は感じた次第でございます。

次に、道路によってなんですかれども、縁石のところに土が堆積をしてしまっている道路って結構見受けられると思うんです。その土が堆積することによって草が繁茂しやすい場所があると思うんですが、除草されたときに一緒に土を除去するなどの対応というのをされていらっしゃるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

現在進めています除草作業につきましては、造園業者が業務を行っていますことから、縁石等に堆積している土砂を撤去することはできません。しかしながら、町において堆積している土砂の現場を確認した上で、必要な箇所につきましては、除草業務とは別の工事として発注する形を取っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） やはりそういった土が残っていると、どうしても草って生えやすいと思いますので、その辺りも含めて今後管理をしっかりと行っていただければなと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次ですが、この除草作業、そもそもなんですかれども、年間予算の推移というのはどういうふうになっているのか、お聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

決算額ベースでの回答になってしまいますが、町の除草作業に関する過去3年間の金額の推移といたしましては、令和4年度は約6,500万円、令和5年度は約7,300万円、令和6年度は約7,500万円となっております。特に、令和4年度と6年度を比較しますと、約1,000万円の増となっております。

増の主な理由としましては、近年の人工費や物価高騰が挙げられますが、そのほかに既存路線における追加の除草要望や新たに整備された路線及び県道から町道への管理移管など、管理する路線の増も増加の一因となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

人件費の高騰ですか物価高騰など、今後も増加が予想されると思うんですけれども、その辺りを鑑みて町は今後どのように対応していくのか、もし検討されていることがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

道路の除草につきましては、歩行者や車両の安全確保のために必要不可欠な業務であると認識しております。一方、昨今の社会情勢によりまして、年々除草に要する費用は上昇傾向にございます。今後の物価などの高騰によっては、町の財政負担も大きなものになってくると考えております。

そのため、町といたしましては、より効果的な除草を進めるために、真に必要とする路線の抽出や適切な除草回数について、逐次見直しを行いながら経費の削減に努めているところでございます。また、現場の状況によりましては、防草コンクリートや防草シート、こちらを設置することによりまして、雑草が繁茂しないような対策を検討してまいります。さらに、町民の皆様が道路里親制度を活用することによりまして、除草を含めた道路美化活動に積極的に参加できる仕組みについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

それでは、2点目に移らせていただきたいと思います。

町で除草する以外の対策方法についてなんですかけれども、今も御答弁の中から出てきたんですけれども、この道路里親制度を活用した団体、こちらの推移というのはどういうふうになっているのか聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

道路里親制度は平成26年から運用が開始され、4団体の活動からスタートいたしました。直近の3か年の推移ということになりますが、令和5年度は6団体、令和6年度は8団体、令和7年度は11団体が活動していただいており、近年増加傾向ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） そうすると、その団体の活動回数であったりとか活動内容というの

はどういうふうになっているのか、お聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

道路里親団体の活動回数につきましては、制度上、町が主催する清掃事業等を除き、年4回以上活動すると定められております。おおむねの団体は年4回から6回程度活動されておりますが、一番多い団体だと年20回活動していただいている団体もございます。

活動内容につきましては、町道の除草、ごみ拾い、歩車道ブロックにたまつた土砂の撤去等を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

そうすると、その活動をされている団体なんですが、今年度に関しては53万円の予算が計上されていると思うんです。そういった補助金はどのように活用されているのか、また、その活動というのはどのように町へ報告をされているのか、こちらをお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） まず、補助金がどのように活用されていくかという点につきましては、こちらの補助金につきましては、活動延長区分に応じた金額を補助することとなっております。内容としましては、活動時の帽子やビブス等の備品、また、ごみ袋等の消耗品等の費用に充てられるということになっております。

次に、活動報告をどのように町にされているかという点についてですが、活動報告は、制度要綱に則って年度末に書面により報告をいただいております。活動内容を記載した年間事業報告書と補助金の使用用途を記載した実績報告書を提出していただき、町で内容を確認させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） そうすると、今後なんですが、道路里親制度というのは今、登録団体も徐々に増えていっているかと思うんですが、町としてこの制度をどのように展開していくのか、その辺りをお聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

こちらの道路里親制度につきましては、道路環境の美化、維持を目的としていますが、その活動を通して、地域住民によるコミュニティの形成という側面もあると考えております。

阿見町道路里親制度要綱では平成9年度末で制度廃止となる予定でおりますが、町としましては、道路里親団体が増加傾向にあること、地域コミュニティの活性化につながっていることなどを踏まえまして、引き続き事業の継続について検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

この道路里親制度ですけれども、平成26年に策定された阿見町道路里親補助金交付要綱の中に、100メーターから300メーターで1万円、300から500メーターで2万円、500から1,000メーターで3万円、1,000メーター以上で5万円というふうに団体に補助金が交付されるとあったかと思うんですけれども、この要綱の中に、構成するのは5人以上でという条件も入っていると思うんです。

この金額なんですが、除草してくれる団体に対して、例えば刈刃を買わなきゃいけないとか、あとはもちろん刈り払い機の燃料とかも用意しなければいけないということで、ここら辺の価格というのも非常に上がってきていると思うんです。なので、今度見直しとかされるのかなとは思うんですが、そこら辺のタイミングでこの金額もしっかりと現状に合ったものに検討をしていく必要性ってあると思うんですが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

先ほど議員から御質問がありました草刈り機の刈刃ですとか燃料というのも、補助金の支援対象にはなっておりません。

それで、補助金の額についての見直しということでございますが、昨今の物価等の高騰もございます。一方で、町の財政状況というところもございますが、令和9年度に予定しております補助金適正化委員会、こちらに諮りまして、こちらの補助金の額についても見直しの検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時いたします。

午前1時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番石引大介君。

○1 1番（石引大介君） それでは、午前中に引き続きまして、よろしくお願ひいたします。では、2点目の、町で除草する以外の対応方法についての続きをお願いしたいと思います。御答弁の中に、農地、水路、農道などにつきましては農業者と地域住民の皆様によって構成される13の活動組織が設立されているというような御答弁があったかと思うんですが、こちらは具体的にどのような組織なのか、御説明をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） 申し訳ございません、答弁に入らせていただく前に、1点訂正をさせていただきたいんですけれども、午前中の一番最後に、町道の里親補助金の見直しについて答えをさせていただく際に、令和9年度に予定しております補助金適正化委員会に諮り検討してまいりますとお答えすべきところだったんですけれども、こちらを平成9年度に予定しておりますということで、誤って発言をしてしまっておりましたので、こちらを訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

続きまして、先ほど御質問をいただきました13の活動組織についての御質問の件について、お答えをさせていただきます。

こちらは、農地、水路、農道などの地域資源を地域住民が共同で主体的に保全、維持管理をすることを目的として設立された団体ということになります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○1 1番（石引大介君） 分かりました。

そうすると、そちらの団体の活動回数ですか、内容というのはどのようなものになるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

活動回数につきましては組織の実情によりましてそれぞれ差異がございますけれども、主に内容としましては、農道の草刈りや水路の泥上げ等の作業をしていただいております。作業回数としましては、平均しますと大体年4、5回程度ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○1 1番（石引大介君） 分かりました。

では、その団体さんたちが活動された場合、町へはどのように活動報告というのがされるのか、具体的に聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

こちらの農道等の活動の支援に対しましては、国の多面的機能支払交付金、こちらを利用しておられますので、活動実績を取りまとめて国に報告する必要がございます。そのため、実施状況報告書に加え、作業日報、活動写真帳、金銭出納簿、活動に要した金額の領収書等を報告いただくことになっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） そうすると、今御答弁いただいたように、今年度予算に関しては多面的機能支払交付金1,989万3,000円が計上されているかと思うんですが、こちらはどのようにものに団体では使われているのか、お聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

多面的機能支払交付金につきましては、農業、農村が持つ環境保全や景観維持、災害防止などの多面的機能を守るために地域住民や農業者が行う共同活動に対して国が支援する制度となります。主な内容としましては、草刈りや用水路の管理など、農地維持のほか、施設の軽微な補修など、農業資源向上を図る取組に対して支援を行っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

では、先ほど13の団体があるということなんですが、こちらのものを使って活動されている団体、組織の登録数の推移というのはどのようにになっているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

当町における多面的機能活動組織につきましては、平成19年度に2組織からの活動が始まりまして、年々活動組織が拡大し、令和元年度には12組織となりました。その後、令和2年度に2組織、令和4年度に1組織が加入し、15組織となりましたが、同じ令和4年度におきまして、2組織が脱退したことから、令和7年度の現時点では13組織が活動しているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 2つの団体がやめられたというお話なんですけれども、私もこちらの活動の中で、先ほど御説明をしていただいた活動報告が非常に複雑で活動をやめた地域があ

るというようなお話を聞いております。町としてこの点をどのように捉えているのか、また、そのようなことに対する支援というのはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

議員から御指摘いただきましたとおり、当該事業の提出書類につきましては、複雑で書類量が多いのは事実でございます。ただ、こちらは国の制度により運用されておりすることから、制度に従って必要な書類の作成をお願いしているところでございます。

また、あくまで地域主体の活動となるため、各組織の継続、脱退についての判断は組織に一任しておりますが、町といたしましては活動組織の事務負担の軽減が図られるよう、作成書類の審査やヒアリングなどを通して、円滑な事務手續が図れるよう支援しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　分かりました。

そうすると、こちらに登録して活動している団体の地域とかを見てみると、やはり農村地域が非常に多いかと思います。これから高齢化も進みまして、活動が持続できるかの問題なども起きてくるのではないかなど私は考えております。

この点、町として今後どのような対応、また支援をしていくお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えをさせていただきます。

現在、町では農業経営基盤強化法に基づきまして、地域農業の中長期的な維持発展等について話し合う地域計画の座談会を進めているところでございます。この話合いでは、地域の担い手や地権者などが中心になっていることから、多面的活動組織における後継者の発掘、育成についても話合いができるように積極的に誘導を図ってまいりたいと考えております。

また、こちらの多面的交付金の制度の周知につきましても、これまでどおり、広報あみに掲載するほか、町ホームページでのPRの強化を図ってまいりたいと考えております。

また、取り組み組織が農地等の維持保全活動が継続できるように、先ほども御説明させていただきましたとおり、町としましても事務的な支援、そういった面を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君） ありがとうございます。

阿見町は人口が増加して市制を目指しているところなんすけれども、一方で農村部に関しては、そういう事情とは異なるのではないかなと私は見ております。なので、これからも美しい農村がしっかりと守られるまちとして、いろいろな方面から支援を検討していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら次、3点目に移らせていただきたいと思います。

今度は国道や県道の管理についてなんすけれども、まず初めに県の除草計画というのは、しっかりと阿見町に示されているのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

県によりますと、毎年年度初めに町内全域の国道、県道を対象として除草作業工事を発注しており、適切な時期に1回から2回程度を実施していると伺っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 国道、県道など、草が繁茂してしまって通行に支障を来すところで結構あるかと思うんですが、除草の要望が寄せられたら県へ情報提供をしたりして、県で除草を行っていただくというようなことをされているかと思うんですが、こちらを例えれば職員の方が町内を行って、いろんなところを走り回っていらっしゃるかと思うんですが、そういう職員の方が町内を確認して、事前に県へ要望されることとかというのはあるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

町では週3回の道路パトロールを行っておりますほか、工事現場等、外出した際に、県道において雑草の繁茂があり、通行上支障となっている状況が確認された場合には、現場の状況が分かる写真や位置図を添付して、県への要望ということを行っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） ありがとうございます。安心しました。

国道、県道においてなんすけれども、例えば去年、こういった場所で草が繁茂しているんで草刈りを行っていただきたいよというような要望がいろいろあったかと思います。

なので、以前にあった状況を踏まえて、草木が繁茂しやすい場所などを町では国道、県道において把握をされているのか。また、把握をされているなら、その対応というのはどのようにしているのか、お聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

除草要望が多い場所として町が把握している路線としましては、主なところといたしましては、例えば東京医科大学茨城医療センター前の国道125号バイパス、また、香澄の里工業団地から国道125号バイパスを横断し、竹来中学校方面へ向かう県道稻敷阿見線、ほかに霞ヶ浦からあみプレミアム・アウトレットまでにかけての県道竜ヶ崎阿見線バイパスなどがあります。

こうしたところについて、雑草の繁茂を確認した段階で、県へ適宜情報提供して草刈り等の働きかけを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 今、部長から御答弁いただいたように県道231号線香澄の里工業団地から国道125号バイパスを横断して竹来中学校方面へ向かう道、こちらは非常に草木が繁茂していまして、道幅が極端に狭くなっている状況でございます。町はこの状況を把握して、もう既に県へ町村の要望などは出しているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

御指摘のありました県道稻敷阿見線につきましては、竹来中学校の通学路にもなっていることから、職員においても雑草の繁茂状況を確認の上、位置図と写真とともに県への要望を行つてているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） ありがとうございます。

この道なんですけれども、出勤時間帯などは交通量も非常に多く、今、部長からもお話をましたが、竹来中学校へのスクールバスの運行ですとか、あとは雨の日などは保護者による竹来中学校への送迎に使われている道でもございます。ほかにも高等学校のスクールバスもこちらを通っているのを私は確認をさせていただいております。

接触事故などが起きてしまう前に早急な対応が必要であると思うんですが、先ほど要望は出していただいているというようなお話をなんですが、この緊急性に関してどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

特に通学路になっている路線につきましては、交通量が多い一方で、雑草の繁茂により道路

幅を狭めている状況ですと、通行上の支障となり、自動車との接触事故につながるリスクは高まることになると考えております。

そのため、町としましても、国道、県道における定期的な除草により道路環境を維持してもらえるように、県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） ぜひよろしくお願ひいたします。

こちら、先ほどもお話ししたように、竹来中学校のスクールバスも運行されている道かと思います。子供たち、通学には徒歩ですとか自転車もあるかと思うんですが、スクールバスで通われている子供たちもいると思います。

スクールバスが万が一その事故を起こしたら大変子供たちの危険かなと私は考えるんですが、同じように教育委員会としては、この辺りをどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） 教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

竹来中学校から香澄の里工業団地入り口までの県道231号線につきましては、その沿線にお住まいの御家庭以外は、極力この道路は使用せずに、竹来中学校から竹来地区を抜けまして、竹来の入り口、信号があるところですが、あそこの歩道に出ていただいて国道125号バイパスを通るように生徒には指導しているところでございます。

しかしながら、全く通学として使ってないというわけではございませんので、雑草の繁茂によりまして道路状況が狭まっているような状態は、安全性を損なう要因となってまいりますことから、教育委員会といたしましても、現地を確認の上、道路管理者等と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 9月から新学期も始まりまして、もう子供たちは毎日学校に通っているかと思います。緊急性のあるものとしっかりと認識をしていただいて、対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、今度は県道34号線、先ほどもありましたあみプレミアム・アウトレットから霞ヶ浦に通っている道なんですけれども、こちらも人丈を上回る草木が生い茂っているような状態でございます。国におきましては、霞ヶ浦導水事業も稼働する予定となっており、観光資源として霞ヶ浦は期待されております、あみプレミアム・アウトレットから霞ヶ浦へ観光客が周遊をして、阿見町を周遊する。その始点となるこの道の今の現状では、阿見町として魅力もがた

落ちじゃないかなと私は感じます。

阿見町として、この阿見町の魅力を上げていくために、この道を今後どのようにしていきたいか、どのようなお考えがあるか、お聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えをさせていただきます。

県道竜ヶ崎阿見線バイパスにつきましては、霞ヶ浦からあみプレミアム・アウトレットまでの南北をつなぐアクセス道路であり、特に圏央道の阿見東インターチェンジがあることから、今後も県外や海外からの観光客が町へ来訪する際の玄関口としての利用増加が見込まれると考えております。

そのため、町といたしましても、雑草の繁茂等により景観が損なわれることで地域経済の損失につながるおそれもあることから、県に対して定期的な維持管理を行うよう強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） ぜひ強く要望していただくように、引き続きよろしくお願ひいたします。

では次、4点目に移らせていただきたいと思います。通学路の安全対策。

まず、お伺いいたします。教育委員会では中学生の通学路に関しまして把握はされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

まず、小学生につきましては、集団登校を行っておりますことから、学校において登校班ごとに登校ルートというものを把握しております。さらに、登校班の集合場所から学校までのルートを図示した資料を学校から教育委員会へ提出をしていただいておりますので、教育委員会としても把握しております。

一方、中学生につきましては、集団登校等はございませんので、個々に登校しているという状況であり、通学ルートの詳細は各中学校においてのみ把握している状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 中学校に関しては教育委員会では把握をされていないというようなお話なんですか？ 小学校は集団登校だから把握します、中学校は個人それぞれだから把握しませんというのでは、それはどういった理由からなんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

中学生につきましては、先ほど申し上げましたとおり小学生のような集団登校の仕組みがなく、生徒それぞれが自宅から自由に登校する形態となっております。このため登校ルートは個々の生徒によって異なりまして、教育委員会として一律に把握はしておりませんので、必要に応じて学校に確認するような形を取ってございます。

ただし、通学路の安全確保というのは重要だと考えておりますので、学校から報告があった危険箇所、それから保護者、地域からの情報を踏まえまして、道路管理者や警察等、関係機関と連携しながら対応しているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

そうしましたら、御答弁の中に阿見町通学路安全対策推進会議というのが年に1回開催をされていらっしゃるとお伺いいたしました。

こちらの推進会議なんですが、いつ開かれていらっしゃるんでしょうか。また、合同点検などもいつ行われているのか御説明をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

阿見町通学路安全対策推進会議は毎年8月に開催しております。今年度は8月21日の午後に開催をいたしました。

また、合同点検につきましては、同日の朝から午前中を通しまして行っております。合同点検を行った後に、この対策会議を開いて検討するというような流れとなってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

次にお聞きしたいのが、この通学路なんですけれども、教育委員会として定期的に現状の確認とかというのを行われていたりするんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

危険箇所につきましては、毎年開催しておりますこの推進会議交通安全プログラムの中で確認を行っております。ただし、教育委員会が定期的に全ての通学路を巡回・点検するというような仕組みは設けてございません。

そのため、学校からの報告や地域の皆様からの情報提供が極めて重要であると考えております。いただいた情報につきましては、関係機関と連携しながら現地を確認し、必要な対応を検討しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

先ほども私、お話をさせていただいたんですが、もう新学期が始まっているかと思います。こういった子供たちが使う通学路に関して、夏休みに入る前にはもう繁茂し出してくるようなイメージがあるかと思うんです。夏休みが終わって新学期が始まる前に除草を行うような調整、通学路の状況を調査して新学期が始まる前に除草を行うなどのそういった対策というのを取ることはできないんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

通学路の雑草対策につきましては、毎年一律に全ての通学路を調査して実施するということは現実的には難しい状況でございます。しかしながら、これまでに対応してきた状況などから、特に雑草が繁茂しやすい箇所については一定程度絞り込むことが可能であると考えられますので、そうした場所を重点箇所と位置づけて計画的な除草ができないか、今後、関係各課と協議してまいります。

なお、緊急の危険箇所を発見した場合には、これまでどおり教育委員会でも現地を確認しまして、担当課と共に速やかに対応してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） ぜひよろしくお願ひいたします。

先ほど道路課にもお聞きさせていただいたんですけども、例えば県道とか、草木が繁茂しやすい場所というのをしっかりと把握されていらっしゃったかと思います。同じように中学生が通っている道になるんですけども、県道25号線、上長区にある県道なんですが、ほかにも県道48号線、実穀交差点から寺子交差点に通っている道でございます。

こちらは例年、繁茂による通行がしづらいというような状況となっていまして、毎年のように要望が挙げられております。こちらは教育委員会は把握されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

そういった草が繁茂している箇所については、その都度御連絡をいただいて、それで道路管

理者におつなぎするというような対応を取っておりまして、教育委員会として、そこを例えればデータベース化するとか、そういった形で把握しているというような現状ではございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 私が今回お話をさせていただきたかったのが、中学生の通学路をまず教育委員会は把握していない状態、こういった通学路、中学生が通っている道が毎年のように除草の要望が上がっていること、こちらが共有されていない。この状況では毎年同じようなことの繰り返しになってしまふのではないかと思ってお聞きさせていただいています。

子供たちが通る道って、もちろん細い道は中学生もそれれかもしれないんですが、ある程度中学校からは安全な大きい道を通るようにという指導をされていらっしゃるかと思うんです。なので、それが町道でなく県道の場合であったとしても、しっかりと町がそれを把握して、関係機関と連携を取って、繁茂して通りづらくなってしまう前にしっかりと町で県に対応を求めていくという姿勢が必要であるんじゃないかなと思うんですが、その辺りはどのようにお感じになりますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、これまで情報をいただいてから対応するということで、事後的な対応であったと今回の御質問を通して感じております。

通報いただいた場所というのは、しっかりと教育委員会でも場所を把握して、毎年繁茂する時期というのはある程度決まっておりますので、予防保全的に除草が対応できて安全な通学環境が整えられるように、道路管理者と対応できるように、今後協議をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今回、道路の除草管理について質問をさせていただきました。この除草というものは、地域の道路によって状況は様々であると思います。町内には国道、県道もたくさんあります。私は、町道に関しては本当によく管理をしていただいていると感じておりますし、心から敬意を表しております。ただ、町民の方にとって、国道も県道も町道も全て同じ道と思っていると思います。安全・安心な道路は町民の快適な生活には欠かせません。そして、安全・安心な通学路は、子供たちにとっても、子を育てる私たち親にとっても、欠かすことができないんです。

国において、霞ヶ浦導水事業も稼働が予定されており、霞ヶ浦は水質浄化によりさらなる観

光資源として注目を集めています。町外からの観光客に阿見町の魅力を感じていただき、町内を周遊してもらうことは、まちのにぎわいづくりに欠かせないものではないでしょうか。それら全てが笑顔あふれる阿見町として未来へ向かって進む道であると私は考えております。

今まで以上に県と町がしっかりと連携をしていただき、阿見町の安全・安心な道路環境の構築と美しい景観を守り、安全・安心、美しいまちづくりを推し進めていただきますことを切にお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで、11番石引大介君の質問を終わります。

次に、13番栗原宜行君の一般質問を行います。

13番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔13番栗原宜行君登壇〕

○13番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。栗原宜行です。

今回私は、児童生徒の学びの環境は整っているかについて質問いたします。

7月17日、町内3中学校において、全議員が参加して、放課後議員カフェを開催しました。当日、放課後議員カフェに参加していただいた生徒の皆さんには、以前、議会を傍聴していただいた生徒会を中心ですけれども、そのほかにも多くの皆さんに出席をしていただきました。放課後の短い時間でしたが、生徒の皆さんと打ち解けたフリートークができ、いろいろ貴重な御意見をいただきました。改めまして、教育委員会並びに校長先生をはじめ教職員の皆様、そして生徒の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

当日、たくさんの御意見をいただきましたので、その中から3点について質問いたします。

1、通学路の整備について。雑草、危険箇所、信号機、横断歩道などの整備についてお伺いいたします。

2、学校施設の改善について。阿見中学校では体育館と弓道場のトイレ、朝日中学校はテニスコート、竹来中学校は弓道場の改修と弓道場に向かう通路について伺います。

3、学校の備品について。清掃用具や体育倉庫の備品について伺います。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 栗原議員の、児童生徒の学びの環境は整っているのかについての質問にお答えいたします。

1点目の、通学路の整備についてであります。

通学路において、雑草繁茂の通報や危険箇所の改善要望があった場合は、所管の担当課でで

きる限り速やかに対応しております。また、信号機や横断歩道につきましては、茨城県警の所管となりますので、要望があった場合は牛久警察署と協議を実施しながら対応してまいります。

2点目、3点目については教育長より答弁いたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君） 児童生徒の学びの環境が整っているかについての質問にお答えいたします。

2点目の、学校施設の改善についてであります。

阿見中学校体育館は昭和44年に建設され、築56年が経過していることから、各所で老朽化が進んでおります。このため、これまで計画的に改修を進めてまいりました。具体的には、平成22年度には耐震補強、平成28年度には非構造部材改修を、令和4年度にはトイレ改修を実施いたしました。今年度は、懸案となっていた屋根の雨漏りを解消するため、屋根全面改修工事を予定しております。

次に、阿見中学校弓道場にトイレが設置されていない件については、御不便をおかけしておりますが、他校と同様に、弓道場に近接する屋外トイレを利用していただいている状況であります。今後も利用実態を注視しながら、改善の必要性について検討してまいります。

次に、朝日中学校のテニスコートの不足につきましては、学校敷地全体の利用計画に関わる課題であることから、今後、課題解決に向けて学校と協議してまいります。また、休日の部活動については、生涯学習課が地域移行を進めており、十分な練習ができる場の選定についても検討していく予定でございます。

次に、竹来中学校の弓道場につきましては、昭和61年に建設され、築39年が経過し、老朽化が進んでおります。必要な修繕を計画的に行うとともに、雨天時に弓道場までのグラウンドがぬかるみ、移動に支障が生じている状況についても改善に向けた方策を学校と協議してまいります。

3点目の、学校の備品についてであります。

学校の備品につきましては、備品台帳に基づき管理を行い、劣化状況を精査した上で、翌年度の予算要望として各学校で取りまとめております。清掃用具や体育倉庫の備品についても原則として同様の取扱いとしております。

なお、年度途中において緊急に備品の購入が必要となった場合には、学校教育課と協議の上、対応することとしております。備品管理は学校における現状把握が第一でありますので、現場での管理を徹底してまいります。

さらに、町内の学校施設全般についても老朽化が進んでいることから、限られた予算の中で

安全面を最優先に、優先順位の高いものから改修を進めております。そのため、いただいた御要望に直ちに対応できない場合もございますが、今後も各学校の実情を踏まえつつ、備品管理と合わせて計画的な整備・改修に努め、児童生徒が安心して学べる学校環境の確保に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

阿見中学校の体育館は、私が中学生のときに建設されましたので、その間ずっと雨漏りするという形で、いろいろ利用者に苦情があったんですけども、今回、英断をしていただいて屋根の全面改修ということをしていただきまして、ありがとうございます。

また、竹来中学校につきましても、弓道場のところ、本当に排水が3中学の中では一番よくないのかと思うぐらい通路がぬかっているんですね。そこも今回していただけすると、前向きな御検討いただきましたので、ありがとうございました。

生徒の皆さんのお意見にしっかりと向き合った内容でしたので、生徒の皆さんにも喜んでいただけるものと思っております。御答弁いただいた内容で早急に進めていただきたいと思っております。

今回、初めて放課後議員カフェをいたしまして、そのときに生徒の皆さんのお意見をいただきました。その中で、もっと議員と話したいということで感想をいただきました。とてもうれしいです。私たちも皆さんともっともっと話したいです。これからも議員と話したいと言っていただけるように、全員で頑張ってまいります。

以上、1問目についてはこれで終わります。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 続きまして、2問目です。

指定管理者制度とネーミングライツへの対応に不備はないかについてお伺いいたします。

先月の8月23日、長野県上伊那郡中川村が所有する四徳オートキャンプ場、四徳温泉キャンプ場と、四徳森林体験館が、村の手続の不備で本年度からの指定管理者を決められず、法に照らし村に瑕疵があることから今期の営業を断念したと報道がありました。

令和7年3月末に指定管理者との管理協定期間満了を迎えることから、令和7年4月からの指定管理者の公募を行っていたそうですけれども、候補者選定に先ほどの村の手続の不備があったことが外部からの指摘もあって判明したと。また、老朽化した施設ですので点検整備等が必要なことから、今年度についての公募を取りやめ、令和7年度の営業開始を延期したということでございます。

阿見町も今回新規に指定管理者制度と同じタイミングでネーミングライツを導入することが決まりました。そのため、以下の7点について質問をいたします。

1、指定管理者制度やネーミングライツを新規に導入するに当たり、対応に不備はありますか。

2、昨年度の3か年実施計画で指定管理料を年間7,110万9,000円とした根拠は何ですか。

3、最低賃金の上昇により、指定管理料上限額はどのように影響しますか。

4番、ネーミングライツ導入の目的は何ですか。

5番、ネーミングライツを導入することに町民の皆さんの中のメリットはどのようなものがあるか伺います。

6、ネーミングライツを導入するに当たり、景観への配慮についてはどのように規定していますか。

7、ネーミングライツ導入対策施設が指定管理者制度導入施設の場合は、何か特別に定めがあるのですか。

以上7点、よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めてます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 指定管理者制度とネーミングライツの対応に不備はないかについての質問にお答えいたします。

1点目の、指定管理者制度やネーミングライツを新規に導入するに当たり、対応に不備はないかについてであります。

議員御指摘の長野県上伊那郡中川村の指定管理者選定手続の不備につきましては、審査委員に利害関係者が含まれており、公正性を欠く審査が行われたため、審査が無効と判断されたものであります。

今回、（仮称）阿見町子育て支援総合センター指定管理者選定において設置した阿見町指定管理者選定委員会は全て内部の職員で組織されているため、利害関係者が委員に含まれることはありません。なお、委員本人または親族等が理事その他の役員を務める法人等が応募に参加する場合には、当該職員は選定から外れることとしております。

ネーミングライツにつきましては、阿見町ネーミングライツ事業実施に係る契約事務運用の手引を基本に、対象事業の内容に応じて要綱等を加除修正できる柔軟な運用が可能となっていることから、実情に合わせ対応を図っております。

2点目の、3か年実施計画で指定管理料を年間7,110万9,000円とした根拠は何かについてであります。

（仮称）阿見町子育て支援総合センターの指定管理料の算定におきましては、まず業者から

提出された見積書を基に人件費及び事業費を積算いたしました。あわせて、施設の維持管理費につきましては、他施設における予算実績等を参考にしながら必要経費を積み上げ、全体として施設運営に必要と見込まれる費用を概算したものであります。

3点目の、最低賃金の上昇により、指定管理料上限額はどのくらい影響があるかについてであります。

(仮称) 阿見町子育て支援総合センターの指定管理料の年間上限額の算出におきましては、人件費については、あらかじめ5%程度のベースアップを見込んで積算しております。加えて、初年度における人件費の設定に当たりましては、最低賃金額を上回る実情に即した水準で算出しております。

4点目の、ネーミングライツ導入の目的は何かについてであります。

法人に町が所有する施設の愛称を決定する権利を付与し、当該法人からその対価を得ることにより、町の新たな財源を確保することを目的としております。この対価につきましては、新たに財源確保として、当該対象施設等の運営経費等に資するとともに、その一定程度を活用して、住民サービスの向上、地域活性化等の事業の拡大に活用することとなります。

5点目の、ネーミングライツを導入することによる町民のメリットはどのようなものがあるかについてであります。

法人からの対価によって、施設の維持管理費や改修費用が賄われ、町の財政負担が軽減されることにより税金の有効活用が期待でき、町民の負担も減少すると考えられます。また、地元企業や当町を応援する企業、有名企業がネーミングライツを取得することで、町への注目度が高まり、地元の誇りや施設への愛着が高まるものと考えております。

6点目の、ネーミングライツを導入するに当たり、景観への配慮についてどのように規定しているのかについてであります。

ネーミングライツ導入に当たり、事務運用の手引に具体的な規定はしておりませんが、法人がネーミングライツを取得した後、看板を設置する際には、対象施設を所管する課とデザインや色なども含め、景観等に配慮した看板の設置に関する協議を行いながら進めてまいります。

7点目の、ネーミングライツ導入対象施設等が指定管理者制度導入施設の場合は何か特別に定めるのかについてであります。

今回のネーミングライツ導入に際しまして、阿見町ネーミングライツ事業実施に係る契約事務運用の手引には、指定管理者制度導入施設の場合の特別な定めは記載されておりませんが、指定管理者制度とネーミングライツの円滑な共存と効果的な運用する上で課題が生じた場合には適宜対応してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

今回、指定管理者制度とネーミングライツについては、議会も私も財政面の件で、ネーミングライツ、早く実施してもらいたいということで要望しておりますし、指定管理についても、図書館とか公園等の部分で先行している自治体もありましたので、これについては何ら、方向性としては一致していると思います。

今回、2問目に質問する内容については、来年の4月に（仮称）阿見町子育て支援総合センターの運営が始まる、指定管理者制度も始まる、ネーミングライツも始まる、3つは新規に始まるわけです。内容をよくよく整理していかないと非常に混乱をしてしまうので、9月に確認をさせていただき、12月の議案提案のときに異論がないように進めたいということが今回の趣旨で質問させていただいております。

まず、1問目のところなんですけれども、中川村の今回延期になった理由の中に、選定委員会のことがありましたので、その内容で御答弁をいただいたわけですけれども、今申し上げたとおり、一連の手続、それからスケジュールの部分で導入するに当たって不備はないのか、そこについて再度お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えいたします。

まず、ネーミングライツにつきましてお答えいたします。

大変、難しい御質問でございますけれども、町は今回初めての取組となりますので、運用上の実績、あるいは実務の課題に応じて適宜見直しを行い、より適切な対応を図っていくことが望ましいと考えておりますので御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 今、部長が言われましたように、ネーミングライツと指定管理者制度というのが2つ始まるわけです。ネーミングライツは今、部長が言われたように、柔軟に対応していただけるということなので、今回、私が質問した内容の中で、ちょっとこれは不備があったよねと思うことを12月までに、または12月過ぎてからも、来年の4月以降も不備があれば、そこについては柔軟に対応していくということなんですね。ネーミングライツについては、非常にそういう柔軟性を持って対応していただけるということで、これは比較的安心しているんです。

ただ、指定管理者制度については、例規に關することなので、不備があったでは済まないわけです。ですので、しつこく一連の手続、スケジュールに不備はないですかということを伺っ

ているので、それは難しい問題だとなるんですけど、難しい問題でもこなしていかないと、来年4月に運用ができないということなので、そこをお伺いしたということでございます。

中身について、今回の選定委員会のことが、中川村についてはあったわけですけども、阿見町の条例で見てみると、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めるとなつてゐるんです、条例で。どのような規則になつてゐるのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。行政経営課長山崎秀之君。

○行政経営課長（山崎秀之君） こちらの条例に規定されています規則で選定委員会を定めるとなつておりますが、こちらの内容が専門的な意見を聞く必要があるときにはということになっておりまして、そちらの規則では定めておらず、今回内部の委員で構成されているものですから、内規で定めさせていただいて、委員は内部の委員ということで設定しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） その条例は第7条ですよね。第7条第2項で必要事項を定めるとなつてゐるのと、今回の部分については全て職員さんでやる選定委員会だから、そういう形は利害関係がないから大丈夫だよということですね。

そうすると、第7条を見てみると、町長等が管理候補者の選定に関し、専門的な意見を聞くことが必要であると認めたときは選定委員会を設置することができるとなつてゐるわけです。選定委員会を設置することができるというのは、選定委員会を設置しなければならないんじゃないんですね。設定することができるということは、設定しないこともあるということですね。それが、これから指定管理者制度をやっていく上で、そういうことで網羅されているのか、不備がないのかということなんです。この点についてはどうですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。行政経営課長山崎秀之君。

○行政経営課長（山崎秀之君） お答えいたします。

今の阿見町の条例では、選定委員会を設置することができるとさせていただいておりますが、他市町村の状況も確認したところ、こちらを設置することということで規定している市町村もありますし、そういうものを、今回第1弾ということですので、今後また研究をいたしまして、改善するところがあればまた変更等も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） そこで、先ほど申し上げたように、つまりネーミングライツのような規則だったら、それを変えられるわけです。ここが不備だなと思えば府内で決めていけばいいわけですよね。ここを変えることに別に議会の承認も要らないし、変えちゃえばいいんだよ

ということは、逆にいい面もあるわけですよね、あとは報告すればいいだけの話なんで、承認は要らないよということですから。

ただ、条例なんですよ。条例だから不備があつたら変えればいいでしょうって、じゃあ条例を出すときにどのぐらいかかるんですかになるわけです。全員協議会を開いて、ここの部分が不備だったから、議会に報告をしてえていかなきやいけないわけです。

ただ、先ほど言ったようにネーミングライツと指定管理者制度は同時に始まるんだけど、質が違うんだということなんです。どこをちゃんと確認していかなきやいけないかということをこの9月から始めて12月の第4回定例会までの間に仕上げていかなきやいけないわけです。それを確認したいわけですよ。

そうすると、例えば指定管理者制度だけ考えてみると、これを導入するに当たって、必要な例規類は整っているのかということについて伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

まず、設置管理条例ですけれども、こちらにつきましては、今回、指定管理者の募集の中で、この（仮称）阿見町子育て支援総合センターの仕様書の中では、応募者の提案というのを求めておりまして、開館時間については週42時間以上ですとか、人員配置については円滑な運営や安全確保ができる人数とするなどというところですけれども、その他につきましても、仕様書に比べて利用者に資する運営方法が提案される可能性があるということで、それらについては候補者と町の協議を経て、設置管理条例に反映する必要があるため、指定管理者選定後に柔軟な提案をいただいた後に、管理の基準ですとか業務の範囲を定めた設置管理条例案を上程させていただく、そのような予定をしてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 設置管理条例については、今後のスケジュールの中で12月に出しますということになっていますよね。私も質問したときに設置管理条例が先に出さないと駄目なんじやないですか、つまり指定管理の施設を例えれば10か所あるとすると、10か所の設置管理条例をつくるということですね。本来はそうじゃなくて、手続の条例があり、施行規則条例があり、それで大枠を決めといて、例えはその別表の中に例えは10の施設はこうだよといいのはいいと私は思うんです。それは設置管理条例をやるから、設置管理条例をつくるから議会にもかかるので承認してください、審査してくださいとなるわけです。

でもそれって、公募をかけて、その業者さんとやり取りしながらそこで決めていくとなると、10の施設は10の施設なりに設置管理条例が変わっていくということですね。ちゃんとし

たものが本当あるのかとなっちゃいますよね。

そうすると、そこが例規が整っているか、例えば、要綱があつたり規則があつたりとか、そういうしたものも含めた中で全部あるのかということです。そのときに、何を聞きたいかというと、この採点方法は設置管理条例にも入れていく、つまり要綱に記載ということですね。選定するに当たって、どういう基準で採点をしているんだよって、評価についてはどうするんだよって。

それとあとは、選定委員会については、今言ったように、本来でいけばこれは7,000万円もかかるところなので、それを決めていく選定に当たって、町内の、例えばこれはネーミングライツには書いてあるんです、まだちゃんと書いてないけども、案としてネーミングライツはこの委員はこの人たちだと書いてあるんです。だけど、それって指定管理のほうにあるのかなと見てみると、なかなかないので、そういったところちゃんと網羅されているものがあるんですかということなんですよ。例えば審査方法、終わった後の評価、それって記載されていますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　少しうまんせん、お待ちください。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　先ほど申し上げたように、今回は、これはできてないよということを問い合わせたいわけじゃないんです。そこは後で確認したりとか、今分かっている部分であれば答弁していただければいいんですけども、もうそれが不備であつたら、あそこの部分については12月までに直していきますということで全然いいんです。そういうことを1個1個潰していくかなかなか問題だなと思うので、そういう観点で御答弁いただければいいんです。

ですから、今の部分については、そういうことを指摘されたということで御理解いただければいいです。

続いてですね……。

○議長（野口雅弘君）　ここで暫時休憩といたします、そのまま行くようなので。会議の再開は午後2時10分といたします。

午後　2時02分休憩

午後　2時10分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

町長公室長、小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

手続につきましては、阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例において基本的なルールを定めております。しかし、施設によって形状や施設内容が異なるため、その都度、施設によって設置管理条例を定めているということでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

先ほどの選定基準なんですけれども、こちらは（仮称）阿見町子育て支援総合センター指定管理者募集要項の中で定めております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） センターについては採点方法ですよね。例えばここの企業を選定したというときの採点方法、点数、それからその評価についても全部そこに書いているということですね。分かりました。

そうすると、今の例規類については、12月前までに議会に御案内がいただけるということ、ほぼそんなイメージでよろしいですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長、山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

12月の議会で、議案に上げる前に全員協議会で説明をさせていただく予定でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今、伺いました。実際に私たちも内容がよく分からないので、全員協議会を1週間、2週間前にいただいて、そこを確認するという作業が出てくるわけですけども、今回、先ほども言いましたけども、指定管理料を今回7,000万円以上支払うわけです。そのときに、7,000万円以上支払う指定管理者の選定で、公平公正、透明性が確保できなければ問題になってしまふので、そこについては頂いた資料をよく読み込みながら見ていきたいと思います。

それから2問目なんんですけども、7,000万円ですけども、管理料については以前も質問させていただきました。なかなかそのとき御答弁いただけなかつたわけですけども、他の自治体に対する管理料の調査についてはどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長、山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

まず、県内の施設から調べ始めましたけれども、なかなか子育て支援センターで指定管理をやっているというところが少なかったものですから、議員さんから御提示いただいたような東村山市ですとか、あと千葉県の千葉市の施設などを調べさせていただいております。

その中で、それぞれの施設の規模ですとか職員の人数、それから施設の内容などによって管理料なども大きく変わってしまうので、なかなか一概に比較するということは難しい状況ではあるんですけども、例えばつくば市などと比較いたしますと、面積的には阿見町の半分程度ということになりますけれども、その面積の大きさからいって阿見町が7,000万円になるというのは妥当なところかなと見ております。

また、千葉県の施設は阿見町よりも大きな規模の施設でありながら、若干阿見町の指定管理料よりも少ない管理料であったわけなんですけれども、こちらをよく調べましたところ、設置されている場所が単体の施設ではなく、広域施設と民間施設との複合施設に造られているというところで、そういうことで施設管理料が抑えられているのかということと、また、併せてファミリーサポートの事業もやられているというところで、収入が見込める事業をやっているといったことで、指定管理料が抑えられているかなというところは調べているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 調査が進んでいるということですので、それを確認いたしました。

2回目の全員協議会で、すぐ指定管理の説明を2回目いただいたわけですよね。そのときに、今、課長の御指摘のとおり、県内の各自治体のところでも10とか11か所御案内があったわけです。一番上がつくば市になっているわけです。このつくば市の子育て総合支援センター、ここ指定管理料は幾らですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長、山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） 実績といたしまして、令和5年度が3,999万4,000円、令和6年度が少し金額が上がっておりまして、4,344万6,000円。これは上がった理由は、令和6年度から日曜日も開館するということになりました、市と協議の結果上限額よりも高い金額で設定がされたということで調査をしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 実際に今、課長が言われるように、指定管理料については3,999万4,585円が収支決算ですよね。令和6年度については今御案内のとおり上がったと。日曜日も

りますよ。これについては当初の計画の内々で済んでいるということですね。

では、当然向こうは、施設は阿見町より狭いんだよ、だけど人口が多いので、令和5年度の実績とすると何人の方が利用されたのか、それは把握されていますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長、山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。

令和5年度は3万7,481人と表示されておりましたので、確認いたしました。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　合計で3万7,000人になっているわけですね。ですから、施設としては阿見町より狭いんだけども、人口が多い分、利用者数が多い。ここは一時預かりで、阿見町はやらないんだけど、一時預かりをしているので、その分収入が増えるということになるわけですね。実質収支とすると200万円のマイナスになるので、つくば市としても持ち出しになっているわけです。

そこで、どういうことを選定した業者に業務を振るのかという形になっているわけすけども、実は頂いたその前の資料からすると、支援センターの10ある中で、4つについては指定管理なんですね。それ以外については直営なわけです。そうすると、全体としては、数としてはそうだけれども、どこが内容的にいいのかとなるわけです。

阿見町の指定管理のときの業務を行ってもらう中に、一番先に来るのが相談等の業務も入るわけですね。これ、問題はないんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長、山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。

配置する人員ということで、募集要項の中で専門職として保育士などを設置していただくように定めております。もちろん、保育士さんだけで対応が難しいような御相談も受ける可能性がありますので、そのためにもさわやかセンターの近くに造っていただいて、うちのこども家庭センター、あと母子保健と連携しながら業務を進めていただけるというのがいいかなと思っておりますので、指定管理の方たちとは、業務は任せていきますけれども、一緒に協力をしながら、連携をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　問題はないですかというのは、相談ですよね。保護者の方からのそういういた各種相談を、指定管理者の方に相談をする業務を付け加えるということですね。つくば市はそれはしてないんですね。つくば市は一般管理と自主事業についての管理、あとは

許可云々とかありますけど、そういう内容につくば市はなってないんです。それを何で阿見町は業務の中に一般管理だけじゃなくて、相談内容も付け加えたのか。

そうすると、今、課長が言われるように、保育士さんだけではなくて、例えば看護師さんとか、診療報酬だとか、いろんな形の部分をここに入れ込んでおかないと、つまり募集の中に入れ込んでおかないとまずいんだろうと思うわけです。つくば市は事務職が1名、それから保育士さんが8名、9名のうち8人の保育士さんを入れるわけです。つまり専門職を入れているんです。その専門職を入れてくれということで募集をかけているわけですよ。

そういうところが、まず阿見町が指定管理をお願いする業務内容がそれでいいのか、そして、それであるならば、もっとそれなりの専門職を入れなければいけないんじゃないのか、阿見町の職員配置はどうなっているのかというのが心配になってくるわけですよ。だって実際につくば市は、8人が普通の人でもいいのに、1人以上でもいいわけですよ、阿見町の場合は1人以上と書いていますよ。でも全員なんですよ、つくば市は。それで7,100万円じゃなくて3,994万円、令和6年度の中で4,344万円できちやっているわけです。

だからそこって本当に正しいのかというの、ずっと聞いていたわけですけれども、金額については今回、予算行為で出てくるので、それについてはもう云々は言いませんけれども、その内容についてどうなのかというのすごく心配なんです。それについて、今回の募集については入れ込んでいるんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長、山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

今回造る子育て支援総合センターは、まず今ある子育て支援センターの機能は必ず入れるということでお考えしております。今の子育て支援センターでも相談業務をやっていただいているんですので、そこは必須ということで、保育士による相談業務というものは位置づけをさせていただいております。

ただ、今の子育て支援センターも、保育士の先生が育児の御相談とか乗られていますけれども、その中でも発達の相談ですとか、もっと難しい経済的な心配ですとか、付随するいろいろな問題が出てきた場合には、関係機関と連携をしてつないでいただいているという状況でありますので、新しいセンターができた後も、保育士さんで解決が難しいということになりましたら、必要機関で連携しながら支援をしていきたいと考えております。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 今回、指定管理者制度を導入するんだということですね。もともと町がやっていたわけですよ。だから、私が前に伺ったように、さわやかセンターがあるんだ

から、そこと連携すればそこの部分は要らないでしょうって。だけど、今、指定管理者制度で導入するからって、そこにその業務が入っちゃうから、保育士が、看護師さんが、心理療法さんがいるんじゃないのって形になって付加されちゃうから、だから、そこはセンターに任せて、通常の、つくば市と同じように一般管理と許可とかそういう形で、自主運営の部分について特化してもらったほうがいいんじゃないですかって言っているわけです。それをやるならば、ちゃんと要綱にきっちり、例えばつくば市と同じように全員が有資格者じゃなきや駄目よということを書いているのかということなんです。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長、山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。

まず、指定管理者の職員に対する研修ですとか人材育成というのもきちんととしていただくように募集要項で定めております。管理者には、施設の運営に必要な人材の育成と研修の実施を義務づけておりまして、報告書によって実施状況を確認していくこととしております。

また、必要に応じては町からも指導というものを行っていくと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　そうすると、先ほど御案内したとおり、自己評価の部分はどうなっているんですかって、裁定についてはどうなっているんですかということが分からないと、選定された企業が正しいかどうかも分からぬわけです。しかも今御案内したとおり、どういうすみ分けにしているのかということもないから、だから早く下さいということなんですね。それがもし12月に分かっちゃったら、これは間に合わないよねという話になっちゃうので。そこはとにかくスピードアップで、漏れがないように、瑕疵のないような契約を結ばなきやいけないので、心配してそれをお尋ねしているわけです。そういう趣旨なので。

あと、指定管理については今回は支援センターですけども、そのほかに想定している施設があるのかどうか伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

町民生活や公共性の極めて高い施設などは指定管理者制度の適用外ということになりますけれども、それ以外の施設については対象としております。例えば予定をしております温水プールなどについては、指定管理者制度を含めて様々な手法を検討してまいりたいと思いますし、それから運動公園をはじめ、その他の既存施設、こちらについても指定管理者制度の導入の是非について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） センターを機に、いいものができていくんですから、積極的に展開をされたら私はいいと思います。

それからちょっと飛ばしまして、ネーミングライツの導入の目的について、伺いましたけれども、結局これが財源の確保がメインになってくると、それ以降のものについてなかなか条例の中に入れられないんですよね。例えば、財源プラス2つぐらいネーミングライツの目的があるから、だから、その内容をこの中に盛り込んでいくという形になっていくわけですけども、財源確保だけで、取りあえずは先にも御案内したとおり、今回はこれからはネーミングライツなので、いかようにも柔軟にできるということなので、今の目的は1つしかないんですけども、2つ3つ、つまり要綱に入れておきたいから、目的を増やすというお考えはありませんか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおりなんですけども、阿見町として初めてのネーミングライツ導入となりますので、栗原議員も御承知と思いますが、まずは特定型の要領となっておりまして命名権のみを対象としてございまして、今回1つの目的としているところでございます。

今後、実績を積み重ねていく中で、将来的には他自治体でもありますように、施設の魅力向上につながる提案等をいただく企業提案型等を検討するなど、目的をさらに付け加えて、より適切な対応を図っていくことが望ましいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） あと両方ともなんんですけど、ネーミングライツと指定管理なんですけども、ほかの自治体でやっているパブリック・コメントのところがスケジュールにないんだけど、実際やっていくよということなのか、抜けちゃったよということなのか、やらないということなのか、その辺はどうなっているのか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

まず、ネーミングライツにつきましては、他市町村にも幾つか聞いてみたんですが、そこまでネーミングライツについて、パブリック・コメント、そういったことを実施している市町村は近くにはなかったということでございまして、一応今のところはそういったことは考えてございません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

指定管理者制度につきましても、他市町村の事例を見ると、やっていないというところが多いようとして、今のところは阿見町でも検討していないというところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） パブリック・コメントは、例えばネーミングライツにしても指定管理者についても、町民が分からぬうちに名前が変わっちゃったということもあるんですよね。

これは後で聞こうと思ったことなんんですけど、いろいろ費用負担の割合を見たわけですよ。ウェブ上の地図なんかの場合の名称変更も当然あるわけですね。そうすると、例えば地図にはどこどこ企業の名前が入っていると言われて、そこどこだみたいな話になっちゃうので、当然それは広報だとかホームページで周知をさせていくんでしょうけど、でも始まりから町民の関心を持ってもらわなければ広がりも進まないし、そういう部分でほかはやらないんだけど、阿見は市になって、どうやってこれを成功させるかと考えれば、ほかがやってないからじゃないんですよ、どう阿見町として成功させるんだということを考えれば、パブリック・コメントがないっちゃうのは、ほかのところがやってないからやらないんだっちゃうことにはならないと思うので、そこをよく検討していただきたいと思います。

それから、ネーミングライツのパートナーには、愛称付与以外に当該施設の利用における利用料の減免だとか製品等の設置ブースの確保などの特典を与えるお考えはありますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えいたします。

まず、ネーミングライツでございますけども、パートナーの募集におきましては、愛称の命名権以外の権利、これは設定してございません。そういうことで、仮にネーミングライツパートナーが指定管理者の施設で商品の販売を行いたい場合には、指定管理者等に申し出ていただきまして、指定管理者が自主事業として計画していく、こういったことの判断になるかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 結局、同時に始まるので、ネーミングライツパートナーが、例えば30万円から、なぜ30万円と安い金額を設定しているのか分かりませんけど、鹿島市は30万円といって80万円で落ちたわけですよね。つまり30万円でいいと言っているのに80万円出すからといって、ネーミングライツが企業を取ったわけですよ。だから、もっとネーミングライツの価

値を、命名料を上げる、価値を高めるためには、いろんなことをやっていかなければいけないわけです。

ネーミングライツパートナーが指定管理者だった場合には、自分で調整できるから、執行部に、つまり阿見町にいろいろ調整を頼むことはないんです。でも違った場合なんです。指定管理者とネーミングライツが変わったとき、特に指定管理者が例えば30万円と言っているけど、200万円出すよと、200万円出して、センターの名前を自分の企業の名前に変えたといったときに、名前だけで3か所しか広告が打てませんと。それが駄目だから、ほかの自治体では物販もいいでしょうと、商品説明もPRもいいでしょうという形で、そういうことをオプションで出しているわけです。だから、応募してねって言っているわけです。

そのときに、今、指定管理者が管理するって言っているけど、指定管理者は7,000万円しかもらっていないんです。阿見町が7,000万円しか何も出してないわけでしょう、阿見町に。出してもらっているパートナーが物販をしたいだとか展示をしたいといって、それは指定管理者が決めるんじゃなくて、それは3者なんです。自治体と指定管理者とネーミングライツのパートナーと3者で協議するんです。だからみんなイーブンなんです。しかも出すほうからするとお金出すほうから出しているんですから、その出している部分をより優遇しなかつたら駄目なので、ほかの自治体は命名権プラスアルファを出しているんです。

そういう項目が、さっきの例規類なんかに載っていますかということなんです。載っていないですよね。だから、そういうことを言っているので、そこを検討していただきたいと思います。

それから今、言っているのは例えば広告だとかという形になっていますけども、ほかの自治体は、イベントなんかのソフト事業でもネーミングライツを設定しているわけです。売れるものもう売っちゃうということなんです。そういう形でやっていかなければ、阿見町の場合、例えば、横断歩道橋なんかないので、そこを大角豆交差点どこどこ不動産会社なんていう形にはならないわけなので、売れるものをとにかく探して、命名権を買っていただくところを探していこうということで、ソフト事業については、どういうふうに想定されますか。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行議員に申し上げます。質問時間が残り4分となっております。質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただきますよう、再質問してください。

それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えいたします。

何度も繰り返しのお話になって申し訳ございませんが、今回は命名権のみの設定ということをございます。これをさらにほかの施設に延ばしていく、さらにノウハウを蓄積した上で、そういった複雑なソフト事業、そういったことに展開していくということで、まず考えてござ

いますので、まずは内輪固めというか、足元をまず一歩前に進みだす、こういうことが大切だ
と思いますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） もう時間も3分になってしまったので、先ほどお話ししたウェブ上
の地図の費用負担、それから手続の主体となっているのはどこがやるのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

ウェブ上ということで、具体的になりますと特にグーグルマップさんとか、そういう話にな
ってくるんだと思うんですけども、グーグルさんでは、ビジネスオーナーとしてアカウントを
取得して、無料で町が修正できるということでございますので、各担当がそういったことで進
めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 最近は無料でやってもらえるので、それも加点なわけですよね。で
すから、そういう形でどんどんアピールしていっていただいて、この2つの事業が成功してい
ただくように、みんなで考えていきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで、13番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月13日から9月29日までを休会にしたいと思いま
す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2 時 3 9 分 散 会

第 5 号

[9 月 30 日]

令和7年第3回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和7年9月30日（第5日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葉 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	宮 崎 智 彦	君
町 長 公 室 長	小 倉 貴 一	君

総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	浅野奉子君
管財課長	渡邊修宏君
生活環境課長	堀越多美男君
社会福祉課長兼 福祉事務所準備室長	湯原将克君
道路課長	大徳一徳君
上下水道課長	田崎和徳君
学校教育課長	飯塚洋一君
中央公民館長	福岡秀昭君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和7年第3回阿見町議会定例会

議事日程第5号

令和7年9月30日 午前10時開議

- 日程第1 議案第90号 阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第91号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第92号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第93号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第94号 阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について
- 日程第3 議案第95号 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第96号 令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第97号 令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第98号 令和6年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第99号 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第100号 令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第101号 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第102号 令和6年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 議案第103号 令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第5 議案第104号 阿見中学校屋内運動場屋根改修工事請負契約について
- 議案第105号 かすみ公民館大規模改修工事請負契約について
- 日程第6 議案第106号 町道路線の廃止について
- 議案第107号 町道路線の認定について
- 日程第7 請願第1号 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願
- 日程第8 意見書案第1号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書（案）

- 日程第9 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第10 意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）
- 日程第11 請願第3号 日本航空株式会社（J A L）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第90号 阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、議案第90号、阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年9月16日、午前10時に開会し、10時58分まで慎重審議を行いました。出席議員は6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は3名でした。

まず、議案第90号、阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について、質疑を許しましたところ、委員から、条例施行前に設置された既存の施設設備に対して、維持管理義務等の規定等をどのように適用し指導していくことになるのかという質疑があり、執行部からは、本条例で制定した内容で、まず既存の太陽光発電設備も維持管理の該当になることになります。これらの適用は、様々な住民の方からの苦情とか情報に基づいて適宜確認をしながら対応していきたいという答弁がありました。

続いて、委員から、当事業終了後にそういった設備が放置された場合、町で代執行により撤去することも想定しているのか、またその費用を事業者に担保させる仕組みなどは検討されているのかという質疑があり、執行部からは、事業終了後の代執行等は現時点では考えておりま

せんと答弁がありました。

続いて、委員から、これまで県のガイドラインの中で対応してきたが、具体的にどのような問題、トラブルが発生していたのかという質疑があり、執行部からは、主なものは、太陽光周辺の住民の方、土地のお持ちの方が太陽光のことをよく御存じではなく、整備のほうが発生、進んでしまったといったトラブルが一番多かった。今回の条例で説明のほうを明確にしておりますので、こういったトラブルの解消につながると考えておりますという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第90号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案どおり可決することに決しました。

議案第91号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第92号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第93号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第94号 阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、議案第91号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第92号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第93号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第94号、阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について、以上4件を一括議題とします。

本案4件については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは引き続きまして、議案第91号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、施行日前の実施を可能とする経過措置が設定されていますが、具体的に前倒しで実施する計画はありますかという質疑があり、執行部からは、施行日が10月1日からと定められており、10月1日からの施行ですという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第92号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第92号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第93号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、この条例改正の対象となる企業職員の人数と、これまでの部分休業の取得実績はどの程度かという質疑があり、執行部からは、企業職員数は令和7年度の上下水道課職員数16名となります。部分休業制度の利用者、町一般職全体数は、令和7年度現時点12名です。過去の人数は、令和6年度10名、令和5年度10名ですという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第93号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって、総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年9月16日、午後2時に開会し、午後3時48分まで慎重審議を行いました。出席議員は6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ22名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者が2名、請願参考人1名でした。

まず、議案第94号、阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について、質疑を許したところ、委員から、新たに対象となったケースはどのようなものか、確認作業はどのように進められるのかという質疑があり、執行部から、学生でその家族が契約した賃貸住宅、仕事の都合で賃貸住宅と契約を交わし住民票を移さずに生活の拠点として生活をしているケースを指しており、その確認としては賃貸契約、公共料金の契約名義、使用実績、住民票を移さない理由等の確認をして生活の拠点として認められるか判断するという答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第94号、阿見町災害見舞金支給条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第91号から議案第94号までの4件についての委員長報告は原案可決であります。本案4件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号から議案第94号までの4件は原案どおり可決することに決しました。

議案第95号 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第96号 令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第97号 令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、議案第95号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第96号、令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第97号、令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上3件を一括議題とします。

本案3件については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは引き続いて、議案第95号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会所管事項について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、1121さわやかフェア事業の補正は、商工会まつりを開催しないということが理由と説明があったが、いつぐらいにそういった申出があって、どのような協議をされたのかという質疑があり、執行部からは、商工会から7月に文書にて申入れがあり、商工会の会長、事務局、秘書広聴課、商工観光課の方と内容を伺い、理事会において今後の見直しのために今年度は中止するという意向を受けて対応したと答弁がありました。

また、委員から、令和8年度の予算編成はどのような協議が行われているのかという質疑があり、執行部から、来年度の協議に関しては、町の商工観光課と商工業に関する懇談会での協

議事項となっておりますので、そこで協議を進めていくということになりますという答弁がありました。

続いて、委員から、1126市制施行推進事業の中の物品等作成委託と業務委託料を計上した理由と緊急性の部分についてはという質疑があり、執行部から、町村合併70周年記念式典以降、記者会見用のバナーでPRしていくことが必要であると内部検討委員会で判断し、緊急という形で補正をしました。デザイン委託料も内部検討委員会で、来年の7月にパンフレットの作成を予定しており、早い段階から十分なデザインなどを委託して検討する必要があるということで判断をいたしましたという答弁がありました。

続きまして、委員から、1111戸籍事務費の電算システム委託料347万3,000円の委託した内容はという質疑があり、執行部からは、法改正により、令和8年5月26日に戸籍に振り仮名が正式に振られることになり、戸籍システム改修費用として補正予算を計上した。費用については10分の10の国の補助があり、当初予算編成時にはまだ国の補助が確定していなかったため今回の申請時期となりましたという答弁がありました。

続いて、委員から、1221空き家対策事業の印刷製本費はPR版か何かの印刷でしょうかという質疑があり、執行部からは、空き家の予防化、適正管理、利活用などを促進することを目的に、対策の内容を記したチラシを作成する費用ですという答弁がありました。

続いて、委員から、1111清掃事務費の負担金、ごみ処理広域化ブロック会議負担金の具体的な使途と本町の負担割合はという質疑があり、執行部からは、ごみ処理広域化ブロック会議の負担金は、ごみ処理広域化支援業務としてコンサルタントに委託する費用となっています。主な仕様の内容は、マテリアルリサイクルの推進、広域化・集約化の検討、昨年度にごみ処理広域化に向けた基礎調査業務報告書が完成し、その中で出てきた課題等の検討、構成自治体の決定を踏まえた検討すべき項目の整理、会議等の開催支援、議員への説明支援というような内容となっています。負担割合は、均等割が50%、人口割が50%となっており、阿見町の負担割合は、人口割が17.7%となっていますという答弁でした。

続いて、委員から、1211動物愛護事業79万5,000円の内容はという質疑があり、執行部からは、阿見町動物愛護協議会が実施しているボランティア活動等の事業に対する補助金で、今年度は猫の保護件数が例年より増加しており、新たな飼い主を見つけるための譲渡会の前に病気の検査、予防接種、一時的にその猫を預かっていただくための餌代などの費用が不足する見込みとなり、補助金を増額するため補正予算を計上したと答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第95号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し原案どおり可決した。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは続きまして、議案第95号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち民生教育常任委員会所管事項について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、委員から、15ページ、子ども食堂事業について、報償費の内容は何かという質疑があり、執行部から、新たな交付対象団体が生じたため補正した。具体的には当初交付要件を満たしていなかった1団体が開催回数を増やすことで要件を満たすことになったものだという答弁がありました。

また、委員から、15ページ、重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業の補正金額について質疑があり、執行部からは、当初予算では年間2件分の金額を計上したが、令和7年度で既に1件を支給決定及び現在3件の相談を受けている状況を踏まえ、年間の助成見込みを5件に見直し、新たに3件分を補正したという答弁がありました。

また、委員から、20ページ教育相談センター改修工事内容と計画的改修の予定について質疑があり、執行部からは、多目的室に新しい出入口を設置する工事で、防犯や災害時における避難面から安心できる環境を整えました。改修工事の計画はないが必要に応じて修繕や改修を行うという答弁がありました。

また、委員から、21ページ小学校及び中学校施設整備事業の備品修繕費の内容について質疑があり、執行部からは、それぞれ学校で使用しているタブレットの修理費用で、落下によるキーボードの故障、破損、画面のひび割れが多いという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第95号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第96号、令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許したところ、委員から、7ページ、償還金の県支出金返還が増額しているが要因は何

かという質疑があり、執行部からは、保険者の保健事業等への評価に応じて支給される保険者努力支援金については、令和6年度から始めた事業もあり、補助金申請時より実績が大きく下回ったもので、返還金が大幅に増額となったという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第96号、令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第97号、令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許したところ、委員から、6ページ、歳入の制度関係業務事業費補助金、同額の歳出、7ページ、徴収事務費電算システム委託料が計上されている。補正の委託業務の内容と国庫補助対応となった理由は何かという質疑があり、執行部からは、令和8年度より、各医療保険者が医療保険料と合わせて子ども子育て支援金を賦課徴収し、国に納付することになっている。システム改修が必要となり、10分の10で国の補助対象となったものという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第97号、令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。
以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年9月17日午前10時に開会し、午前10時37分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部から千葉町長をはじめ10名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第95号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、観光振興事業の地域おこし協力隊業務委託料が480万6,000円減額となっている内容について質疑があり、執行部からは、地域おこし協力隊1名が、本人より体調不良の申出があり5月末で解職したため、6月以降の委託経費を削減したとの答弁がありました。

また、地域おこし協力隊業務委託料の当初予算は495万円、今回480万6,000円を減額すると、差引き14万4,000円、4月から14万4,000円を使ったことになるが、この内容について質疑があり、執行部から地域おこし協力隊の経費は年間550万円で、そのうち4月分と5月分の地域おこし協力隊の活動にかかった経費66万3,218円を差し引いた金額が480万6,000円でそれを減額したとの答弁がありました。

また、地域おこし協力隊の業務委託料は特別交付税だと思うが減額分は国庫に返納するのかとの質疑があり、執行部からは、この制度は、半年以上派遣先で従事することが国交付金の交付条件になっており、今回2か月余りの雇用で解職しているので一般財源の対応になるとの答弁がありました。

また、4月に採用し5月に辞めたとのことだが、採用時どのような形で採用したのかとの質疑があり、執行部から、体調面は面接時自己申告で公募しており、その際、本人から体調については問題ないということだったとの答弁がありました。

また、地域おこし協力隊は他の自治体や名古屋市のはうでも非常に活発にやっているが、今後どのように考えているのかとの質疑があり、執行部からは、今回解職した地域おこし協力隊の補填は、地域活性化起業人の活用を考えている。地域おこし協力隊、地域活性化起業人どちらも国の交付金措置を活用した地域活性化制度には変わりはないが、地域おこし協力隊は定住促進を目的に、地域に必要なものを自分で探しながら活動するフリーミッション的な働き方にたけており、今回、観光協会のように、あらかじめ定まった事業方針を推進するために従事させるのは大変不向きであり、補填は、企業に所属する社員が持つ専門的知識やノウハウを自治体の事業推進に活用できる地域活性化起業人を要望したい旨観光協会から要望があったので、そのようにしたいと考えているとの答弁でした。

また、減額ではなく、追加募集や、募集時の次点の方を追加認定する、当初予算をそのまま活用する等、そういう選択肢はなかったのかとの質疑があり、執行部からは、前回公募したときは1名のみの応募で、次点者はいなかったとの答弁がありました。

また、地域活性化起業人活用負担金295万円の増額内容について質疑があり、執行部からは、起業人の役割は観光事業の情報発信やイベント事業の構築で今回公募をした。補正費用は、年間経費590万円の6か月分で295万円を計上したとの答弁がありました。

また、企業と締結する協定書は追加なのか、変更なのか、その内容について質疑があり、執行部からは、10月以降雇用を予定している起業人については、今週、会社との面談を予定しており、それで採用になれば町との協定を締結して、10月1日から観光協会で従事するとの答弁がありました。

また、地域おこし協力隊ではなく、これからは起業人活用制度のほうで進めることだが、地域おこし協力隊制度と起業人活用制度の目的が違う、整合性は取れているのかとの質疑があり、執行部からは、今回の観光協会のように、あらかじめ事業計画が定まってきた段階では、企業側も職員が持つ専門知識やノウハウを活用できる起業人制度の方がふさわしいということで、今後、旅行表の構築や観光情報の発信等、その分野に長けている起業人を活用していくことが事業の推進につながるという観光協会の要望に対応していくとの答弁がありました。

また、今後さらに増額を予想し計上を予定しているのかとの質疑があり、執行部からは、次年度以降の事業計画では、旅行業の推進のため観光協会で旅行免許を取って、ツアービジネスの構築を今予定している。その分野に長けた起業人を10年度以降雇用していくとの答弁がありました。

次に、道路橋梁維持補修事業の委託料の清掃委託料と草刈委託料の内容について質疑があり、執行部からは、清掃委託料は道路側溝や集水溝に堆積した土砂や汚泥を清掃する費用で、草刈委託料は町道敷で繁茂する除草及び街路樹や低木の剪定を行う費用であると答弁がありました。

また、清掃委託料の当初予算が1,300万円で今回半分が追加補正になった理由について質疑があり、執行部からは、清掃委託料は単価契約で1社と年間契約している。過去3年の落札率は約50%だが、今年度は70%以上となり、単価にして約1.5倍となった。以上の理由から予算が不足するため補正としたとの答弁がありました。

また、単価上昇の内容について質疑があり、執行部からは、人件費、機械経費、廃棄物処理費等の単価上昇により落札率が上がったとの答弁がありました。

また、草刈委託料700万円の補正内容について質疑があり、執行部からは、地区からの要望数の増加によるもので、今後の要望の追加や台風による倒木等の緊急対応費用も見込んでいるとの答弁がありました。

また、町道の草刈についての町の管理状況や今後の対応について質疑があり、執行部からは、町道の路肩除草は計画的に実施しているが、追加分は3か年実施計画や予算時に計上していくとの答弁がありました。

次に、公園維持管理費の維持補修工事費341万7,000円の内容について質疑があり、執行部からは、公園維持管理費は3か年実施計画による遊具の更新や前年度の保守点検、遊具の補修費、緊急対応に要する費用、それと地域予算で要望の上がった公園施設の設置に要する費用だが、

今回の補正は緊急対応に要する費用との答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第95号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第95号から議案第97号までの3件についての委員長報告は原案可決であります。本案3件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号から議案第97号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第98号 令和6年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第99号 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第100号 令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第101号 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第102号 令和6年度阿見町水道事業会計決算認定について

議案第103号 令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第98号、令和6年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第99号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号、令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号、令和6年度阿見町水道事業会計決算認定について、議案第103号、令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、以上6件を一括議題とします。

本案6件については、去る9月9日の本会議において予算決算特別委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長落合剛君、登壇願います。

〔予算決算特別委員会委員長落合剛君登壇〕

○予算決算特別委員会委員長（落合剛君） それでは、命によりまして、予算決算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年9月18日、19日、22日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より千葉町長はじめ関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第98号、令和6年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第99号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第100号、令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第101号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第102号、令和6年度阿見町水道事業会計決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第103号、令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

当委員会では、当初予算、決算及び事務事業を一体的に審査・調査しております。決算の審査は終了しましたが、閉会中の委員会において、今回の決算審議の内容に基づき事務事業調査

に関する協議を行い、当初予算の審議に活かしてまいります。

当委員会の決定に対して議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第98号から議案第103号までの6件についての委員長報告は原案認定であります。本案6件は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第98号から議案第103号までの6件は原案どおり認定することに決しました。

議案第104号 阿見中学校屋内運動場屋根改修工事請負契約について

議案第105号 かすみ公民館大規模改修工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第104号、阿見中学校屋内運動場屋根改修工事請負契約について、議案第105号、かすみ公民館大規模改修工事請負契約について、以上2件を一括議題とします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは続いて、議案第104号、阿見中学校屋内運動場屋根改修工事請負契約について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、委員より、屋根の高さは地上から11.1メートルあり、高所作業となる。作業員の転落防止対策、学校生活に支障がないような安全対策についてという質疑があり、執行部からは、体育館の周りを仮囲いし、関係者以外が立ち入らないように注意喚起する。学校としても指導を徹底したい。スケジュール管理を調整して授業や行事への影響を最小限に抑えしていくという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第104号、阿見中学校屋内運動場屋根改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第105号、かすみ公民館大規模改修工事請負契約について、質疑を許したところ、委員から、非常用自家発電装置はどのくらいの期間電力を供給できるのか、避難所としての機能を考慮した設計になっているのかという質疑があり、執行部からは、災害発生時、最初の72時間、初動対応が最も重要。この期間、燃料やインフラが復旧しにくいため、施設を自立て稼働できる設計となっている。避難所としては、機能維持が求められる優先の高い1階の会議室、2階和室、アトリエについては、エアコンを含めた電源を供給するという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第105号、かすみ公民館大規模改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。
以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第104号から議案第105号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第104号から議案第105号までの2件は原案どおり可決することに決しました。

議案第106号 町道路線の廃止について

議案第107号 町道路線の認定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議案第106号、町道路線の廃止について、議案第107号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題とします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第106号、町道路線の廃止について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、7193号線、4068号線、8104号線に関して、廃止の理由について質疑があり、執行部からは、町民の方や県の建築指導課、住宅メーカーから問合せがあり、確認したところ、民地や私道路であったことから、過去の誤った認定であると判断し、町道の認定廃止をすることとしたとの答弁がありました。

また、7193号線と8104号線の幅員が最大・最小とも1メートルになっているが、これも誤っていた認定で町道認定を受けていたかとの質疑があり、執行部からは、認定したのは昭和で、道路を認定する際、現況の道路幅員で認定したと考えられるとの答弁がありました。

また、町道8104号線は宅地や私有地を通っているようだが、これを廃止する理由について質疑があり、執行部から、県の建築指導課から、建築確認の申請が提出されているが敷地内に町道が含まれているとの相談があり、町で確認したところ、道路の分筆もなく個人所有となっていたので、誤認定が判明したため廃止との答弁がありました。

また、路線廃止後の事務処理について、町道認定により非課税になっているなどあると思うが、廃止後の事務処理や地権者に返すのかなど、どのようにするのかとの質疑があり、執行部からは、もともと分筆されていないので、その後の事務処理はないとの答弁がありました。

また、8000番台の町道は国からの交付金対象になっていない道路で、まだ町に結構あるかと思うがどれくらいあるのかとの質疑があり、執行部からは、8000番台は未供用道路で、約428

路線あるとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第106号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第107号、町道路線の認定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、認定の理由について質疑があり、執行部から、民間の開発行為により建設された道路で、県の開発基準を満たし、かつ不特定多数の一般の通行に寄与される道路であるため、帰属を受け、町道として認定したとの答弁がありました。

また、2556号線以外の路線が認定されたことにより、どれぐらい道路維持管理費がかかるのかとの質疑があり、執行部から、2556号線以外の認定予定の道路は、県の開発基準を満たした道路であるため、今後20年程度は維持管理費がかからないものと思われるとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第107号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第106号から議案第107号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第106号から議案第107号までの2件は原案どおり可決することに決しました。

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第7、請願第1号、ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願を議題とします。

この請願については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より、審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、請願第1号、ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願についての委員会審議について報告いたします。

請願第1号、ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願について、はじめに紹介議員より説明がありました。

質疑を許したところ、委員から、ひきこもり状態の方の把握はどのようにされているのですかという質疑があり、紹介議員からは、阿見町では、ひきこもり支援や専門に扱う担当部署、相談の窓口が定まっていないのが実情で、町として有効な支援策を打ち出せていないのが現状だということだ。茨城県には年間5,000件以上の相談が来ているようですが、個別の自治体で支援を必要とする方がどこに相談してよいか分からず孤立している状況だと聞いている。

さらに委員から、請願事項の3番目、当面、厚労省ひきこもり支援推進事業を全国の自治体が義務として受け止め、取り組めるようにすることについて、法律に基づかない義務づけを求めるというのは地方分権に逆行する表現で矛盾があるのではないかという質疑があり、紹介議員からは、この言葉に込めた思いは命や暮らしに係る支援に地域格差があつてはならないということですという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第1号、ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願については、全委員が賛成し、採択することに決しました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって、民生教育常任委員会委員長報告

に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

請願第1号についての委員長報告は採択であります。この請願を委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第1号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書（案）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第8、意見書案第1号、ひきこもり基本法の制定を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第1号ひきこもり基本法の制定を求める意見書（案）

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月30日、提出者、阿見町議会議員、海野隆。賛成者、同、細田正幸、佐々木芳江、武藤次男、武井浩、小川秀和。

提案理由として、別紙意見書案を朗読します。

内閣府が2023年3月に公表した、「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められています。

また、K H J 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる

「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっています。

ひきこもり支援に関係した法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状があります。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したもの、実施は一部の市町村にとどまっています。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にある全ての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望します。

下記にその要望の基本を提示します。

記

1. ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた寄り添い型の支援体制を整えること
2. 「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること
3. 当面、厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年9月30日、茨城県阿見町議会議長、野口雅弘。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（共生・共助担当）、財務大臣。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第3項の規定に

より、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、原案どおり可決することに決しました。案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付とします。「案」の文字の削除を願います。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

この請願については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、請願についての委員会審議について報告いたします。

請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、まずはじめに参考人より説明がありました。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、全委員が賛成し、採択することに決しました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

請願第2号についての委員長報告は採択であります。この請願を委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第10、意見書案第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月30日、提出者、阿見町議会議員、海野隆。賛成者、同、細田正幸、佐々木芳江、

武藤次男、武井浩、小川秀和。

提案理由として、別紙意見書案を朗読いたします。

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかられるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年9月30日、茨城県阿見町議会議長、野口雅弘。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、原案どおり可決することに決しました。案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付とします。「案」の文字の削除を願います。

請願第3号 日本航空株式会社（JAL）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第11、請願第3号、日本航空株式会社（JAL）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願を議題とします。

この請願については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、請願第3号、日本航空株式会社（JAL）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

 初めに、紹介議員から請願の趣旨について説明があり、次に、参考人として請願者より説明がありました。

 質疑を許したところ、委員から、今回、日本航空の元従業員の件を当議会が取り上げて意見書を提出することの意義や公共性についてどのようにお考えかという質疑があり、参考人からは、公共性という立場から見た場合、そして公平性、それは様々な職種もございますけども、この方はもう皆さん既にベテランの方だったわけです。なかなかマンパワーが必要な時代にもなっていますから、やはり一日も早く職場に戻してあげて、職場の中で航空の安全に寄与することが目的の1つかというふうに思っておりますと答弁がありました。

 続いて、委員から、超党派国會議員からの公開質問状があると思いますが、その回答があつた以降、国会としてどのような動きがあったのかという質疑があり、参考人からは、この窓口をやっている福田議員さんを中心に、これからどういう動きをしていくかということを今考えている途中だというふうに私は聞いておりますという答弁がありました。

 続いて、委員から、JAL側の回答では、整理解雇は最高裁の決定で法的に決着している。被解雇者、労働組合との間に存する争議を早期に解決したい。会社が提案している解決案で引き続き協議をしていくという回答が出ているかと思いますが、JAL側の提案と組合の求めているものの相違というのはどのような部分にあるのでしょうかという質疑があり、参考人から、確かに最高裁という立場ではあったかもしれません。しかし、道義的な責任は残るわけであり、一日も早い解決を会社側と交渉しているところです。その交渉の経緯を見ながら、我々支援する側としても進めてまいりたいと考えておりますという答弁がありました。

 また、委員から、組合のほうで解決案としてどのようなものが出されているのかという質疑があり、参考人からは、JAL関係者の方は3つの要求を掲げています。1つは、必要性のなかつた解雇をされたことに対する謝罪をしてほしい。2つ目は、現職復帰を本人が希望する方が職場復帰をさせてくれませんか。3つ目は、15年間いろんな苦労してきたということで損害金。そういう3つの要求を掲げていますという答弁がありました。

 続いて、委員から、整理解雇は裁判所では有効と言われている一方で、労働委員会では不当労働行為と認定もされています。こうした判断が分かれるようなことになっておりますが、このような状況をどのように整理されているのかという質疑があり、参考人からは、確かに判決はそのとおりだと思います。でも道義的な責任はあると思いますし、きちんとした要求を掲げて訴えていくという中から、一日も早い解決をしたいというのが実際の気持ちですという答弁

がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、委員から、本請願は J A L の整理解雇問題について国会や政府の介入を求めています。この件は既に司法判断で解雇有効と確定しており、法的に決着はついております。国際労働機関の勧告は尊重すべきものであるとは考えますが、国内法や確定判決を覆すような効力はないのではないかと考えております。企業の採用とか人事は経営判断の根幹であり、政治的介入は政治統治や市場の信頼を損ねるおそれがあることから、解雇から15年も経過しており、当時の職務適性や、資格維持も不明な中であり、一律の再雇用を求めるのは現実的ではないというふうに考えており、この請願には賛同できないという反対討論がありました。

その他討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第3号、日本航空株式会社（J A L）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願については、賛成者はなく、全委員が反対により不採択となりました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって、総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、この請願を採択することに反対者の発言を許します。

5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 私は、この請願に反対の立場から討論させていただきます。

請願者は、条例第26条の定めるところにより委員会に出席され、思いを語ってくださいました。しかし、残念ながら幾つかの疑義がございました。

まず、本請願は、J A L の労使紛争によって解雇は不要であったとして、国会や政府による早期解決を求めておられます。しかし、この問題については既に司法の場で争われ、最高裁判所においても整理解雇は有効であるというふうに確定をしております。国際労働機関——I L Oの勧告は尊重すべきものではございますが、これは法的拘束力はなく、国内法や確定判決を覆すような効力はございません。

次に、企業の人事採用においてですけれども、経営判断の根幹である一企業への政治的介入

は、企業統治や市場の信頼性、公平性を損なうおそれがございます。解雇から15年が経過いたしまして、当時の職務適性や資格維持の状況も不明な中で再雇用を求めるごとににおいても、これも現実的なことではないと言えると思います。

航空の安全は、年齢や勤続年数だけではなく、最新の訓練や健康状態、機材更新への適応力によって確保されると考えております。JALはその後も安全運行を維持しております、請願の前提には疑義がございます。

以上のことから、本請願は採択できないと考え、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、この請願を採択することに賛成者の発言を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 私は、委員会の結論に対して反対、請願に賛成の立場で討論をいたします。

政治は弱者のためにこそあります。本請願は、15年前、2010年に経営破綻した日本航空株式会社——JALの再建過程で生じた労働争議・整理解雇解決に関わる政府の関与を求める請願です。JALの会社更生法適用における国の責任については様々な議論があります。国の関与はJALの経営破綻の一因であるという見方、破綻後の再建を指導したという側面の両方から論じられていると思います。

JALはもともと国営企業がありました。完全民営化後も、運賃認可や空港の発着枠などの許認可権限を通じて、旧運輸省——現在は国土交通省ですが、航空行政を主導してきました。こうした背景から、JALの経営陣にはコスト意識の低さ、いざというときには国が助けてくれるという官僚依存の体質が根づいていたと指摘されております。

公共交通機関としての役割を重視する国の方針により、JALは、経営上不採算な地方路線についても維持を求められることがありました。このような政策的な判断が、企業の収益性を圧迫し、経営破綻につながった一因とされております。JALは、経営危機に陥るたびに政府から公的資金注入などの支援を受けておりました。こうした安易な公的支援が、抜本的な経営改革を遅らせただけでなく、健全な競争環境をゆがめたという批判もありました。

2010年の経営破綻時、当時の民主党政権は、私的整理ではなく会社更生法に基づく法的整理を選択しました。これは徹底的な債務の整理と経営再建を目指すもので、その過程で、旧株主は100%減資により株式価値を失い、旧債権者には債権放棄を求められました。法的整理は、国が主導する官民ファンドの企業再生支援機構が中心となり、公的資金を注入して行われました。これにより、路線の維持や雇用の確保など航空ネットワークへの影響を最小限に抑えながら再建は進められましたが、このJAL再建の過程でJALは、2010年12月31日、客室乗務員

84名と運航乗務員81名を年齢——客室乗務員は53歳以上、機長は55歳以上、副操縦士は48歳以上と、病欠歴を理由として整理解雇いたしました。この解雇された人々は、空の安全運航に欠かせないベテラン乗員だったと思われます。

ところが、同年12月末でJALは営業利益が1,585億円あったことや、2011年3月末時点でも更生計画目標より希望退職者が上回り、735名——客室乗務員466名、運航乗務員269名も超過削減していることが判明しております。当時の経営責任者であった稻盛和夫会長の「解雇の必要はなかった」との発言からも、乗務員計165名の整理解雇は不要だったことが明白になっております。解雇後から現在までJALは、客室乗務員7,500人以上、運航乗務員700人以上を新規採用したほか、今年度は外国人運航乗務員を70名以上新規採用するとしております。

これまで、国際労働機関——ILOは、解決に向けて労使の意義ある交渉を求めて4回の勧告を出しております。また、ILO166号勧告は、経済的な理由などにより雇用を終了した労働者は、同等の資格の労働者を再び雇用する場合には優先権を与えられるべきとしております。JALはグローバル企業として国際的な労働基準を遵守して、争議を解決すべきだと思います。

当該被解雇者は、昨年7月18日、石破茂衆議院議員を含む超党派議員27名との連名で、JAL本社に対し、早期解決と安全輸送の確保について要請を行うなど、解決に向けた様々な努力を重ねておますが、長期の紛争は、当事者はもとより家族にも大きな影響を及ぼしており、人道的見地からも円満な早期解決が求められております。

委員会質疑の中で、社会には様々な事情で本人の意向にそぐわざ離職された方が多くいるということを念頭に、議会が取り上げて意見書を提出することの意義や公共性について質疑がありました。JALの経営破綻は企業の経営判断の失敗が主の原因ですが、その背景には、国営時代からの官僚依存体質や政策的な判断による採算路線の維持、過去の安易な公的資金といった国の大きな関与がありました。破綻後の再建プロセスでは、国が主導する形で法的整理が進められました。

最近の日本航空では、度重なる飲酒事案等重大事故につながるような不祥事が頻発しております。空の安全は健全な労使関係があつてこそであり、JAL再建に関与してきた政府には、航空輸送の安全を確立する観点からも、一日も早い紛争の解決に向け最大限の努力をするよう強く要望するという請願者の願意を酌むべきであると考えます。政治は弱者のためにこそあります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（野口雅弘君） ほかに討論はありませんか。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 私は、請願第3号に対して反対、不採択とすべきという立場から討論を

させていただきます。

日本航空——JALは、2010年1月に会社更生法を申請しまして、2兆3,200億円を超える負債を抱え経営破綻したわけでございます。当時の2010年1月16日の朝日新聞をちょっと振り返ってみると、日本航空の法的整理に伴い、約440億円の国民負担が発生する見通しとなつたと報道されておりました。最終的な国民負担額については私は承知しておりませんが、いずれにしましても多額の負債を抱えてJALは破綻したわけでございます。

そのような状況の中において、この解雇問題も発生したものと思います。当時解雇された方々の深い悲しみというのは察するに余りあるところでございますが、その後、JALは2年半ほどで再建を果たしたわけでございます。そしてさらに、既に解雇から15年近く経過しております。

本請願は、一民間企業の労使問題でございまして、今回、会社側からの経営側からの考え方の資料もない状況の中で、一方的な判断をすることはできないと思います。

以上のことから、私はこの請願第3号に対して反対をいたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、この請願を採択することに賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） それでは、討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第3号についての委員長報告は不採択であります。本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口雅弘君） 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

議員派遣の件

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第12、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第129条第1項の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第13、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長をはじめ執行部の各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和7年第3回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 野口雅弘

署名員 石引大介

署名員 高野好央

參 考 資 料

令和7年第3回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第90号	阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について
	議案第91号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	議案第92号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第93号	阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
	議案第95号	令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 総務常任委員会所管事項
	請願第3号	日本航空株式会社（JAL）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願
民生教育常任委員会	議案第94号	阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について
	議案第95号	令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第96号	令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第97号	令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第104号	阿見中学校屋内運動場屋根改修工事請負契約について
	議案第105号	かすみ公民館大規模改修工事請負契約について
	請願第1号	ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願
産業建設常任委員会	請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
	議案第95号	令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 産業建設常任委員会所管事項

産業建設 常任委員会	議案第106号 議案第107号	町道路線の廃止について 町道路線の認定について
予算決算 特別委員会	議案第98号 議案第99号 議案第100号 議案第101号 議案第102号 議案第103号	令和6年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和6年度阿見町水道事業会計決算認定について 令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和7年6月～令和7年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月　　日	場　　所	事　　件
議会運営委員会	9月1日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回定例会会期日程等について ・請願・陳情等について ・その他
総務常任委員会	7月18日	栃木県壬生市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの再資源化の取り組みについて
民生教育常任委員会	6月27日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の民生教育常任委員会の視察先の選定と視察項目について ・その他
	7月15日	阿見町内 (地域包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・老老介護や独居高齢者等、高齢者福祉の現状と対策について
	7月22日	阿見町内 (ThornCastle☆ STAR コトリノ木 キャッチボール)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉の現状と今後のあり方について
	7月23日	阿見町内 (あみまちの拠点 くら・ら 阿見こなん プレスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・老老介護や独居高齢者等、高齢者福祉の現状と対策について ・障がい者福祉の現状と今後のあり方について

民 生 教 育 常 任 委 員 会	8月20日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度民生教育常任委員会行政視察について ・行政視察に伴う担当課ヒアリングについて ・研修会について ・その他
産 業 建 設 常 任 委 員 会	6月24日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・牛久阿見インターチェンジ周辺及び上本郷・中根域の都市開発・まちづくりについて ・その他
	6月24日	阿見町内 (阿見町商工会)	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町商工会の現状について
	7月28日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査の日程について ・その他
	7月28日	阿見町内 (清明川土地改良区)	<ul style="list-style-type: none"> ・清明川土地改良区の現状について
	7月30日	埼玉県蓮田市	<ul style="list-style-type: none"> ・高虫西部地区における産業団地整備について
広 聽 広 報 特 別 委 員 会	6月23日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査について ・議員カフェについて ・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他

広聴広報 特別委員会	6月30日	埼玉県戸田市	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニター制度について
	7月1日	長野県長野市	<ul style="list-style-type: none"> ・議員と話そうカフェトークについて
	7月11日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議員カフェについて ・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他
	8月5日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議員カフェについて ・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他
	8月20日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議員カフェについて ・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他
議会だより 編集委員会	7月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第185号の発行について ・その他
	7月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第185号の発行について ・その他
予算決算 特別委員会	6月17日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・その他

予 算 決 算 特 別 委 員 会	8月5日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・その他
	8月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算審査に伴う新規事業・重点事業の概要説明について ・その他
全 員 協 議 会	7月15日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 子育て支援総合センターの運営について ・放課後議員カフェについて ・その他
	7月17日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 子育て支援総合センターの運営について ・その他
	8月5日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 子育て支援総合センターにおけるネーミングライツ導入について ・その他
	9月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・市制施行に関する準備状況について ・阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について ・かすみ公民館大規模改修工事について ・阿見中学校屋内運動場屋根改修工事について ・令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価について ・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

全員協議会	9月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて・その他
-------	------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月日	事件	議決結果等	出席者
茨城県後期高齢者医療広域連合	7月28日	<p>第1回臨時会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長の選挙について ・副議長の選挙について ・議会運営委員会の選任について ・茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求ることについて ・茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求ることについて ・専決処分の報告及び承認を求ることについて（訴えの提起） ・専決処分の報告及び承認を求ることについて（訴訟上の和解） ・専決処分の報告及び承認を求ることについて（訴訟上の和解） 	<p>松本勝久 大森勝夫 渡邊澄夫 和田喜武 岩澤信 水梨伸晃 黒田健祐 雨澤正 田中隆徳 田口清一 長島幸男 林昌子 野口雅弘 山本豊 中島栄</p> <p>小室信隆</p> <p>原案承認 原案承認 原案承認</p>	野口雅弘

茨城県後期高齢者医療広域連合	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 専決処分の報告及び承認を求めるについて（訴訟上の和解） 	原案承認	野口雅弘
	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 第4回議会運営委員会 委員長の選任について 副委員長の選任について 閉会中所管事務調査について 令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の議事日程について 	田中隆徳 野口雅弘	野口雅弘
	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 第5回議会運営委員会 広域連合長提出議案等について 閉会中所管事務調査について 令和7年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事日程等について 		野口雅弘
	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 全員協議会 広域連合長提出予定議案等の概略説明について 令和7年第2回広域連合議会定例会開会までの日程等について 		野口雅弘
	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> 第1回臨時会 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 	原案可決	海野 隆 栗原宜行 武井 浩

稻敷地方広域市町村圏事務組合	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・稻敷地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ・稻敷地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について ・水槽付消防ポンプ自動車の取得について ・高規格救急自動車の取得について ・専決処分の承認を求めるについて（稻敷地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について） ・専決処分の報告について（和解に関するについて） ・専決処分の報告について（和解に関するについて） 	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案承認 原案承認 原案承認	海野 隆 栗原宜行 武井 浩
	7月7日 ～ 7月9日	稻敷地方広域市町村圏事務組合行政視察研修 <ul style="list-style-type: none"> ・白山野々市広域消防本部（石川県白山市） ・津幡町役場（石川県河北郡津幡町） ・奥能登広域圏事務組合消防本部（石川県輪島市） ・富山県消防学校、富山県広域消防防災センター（富山県富山市） 		海野 隆 栗原宜行 武井 浩

請願文書表

令和7年第3回定例会

整理番号	受年月 理日	件名および要旨	提出所 出氏 者名	紹氏 介 議 員名	議 決 結果
1	令和7年8月22日	<p>1. 件名 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願</p> <p>2. 主旨 請願の主旨 内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。 また、K H J 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。</p> <p>ひきこもり支援に関する法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。 また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したもの、実施は一部の市町村にとどまっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望し、下記にその要望の基本を掲示する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願します。</p>	K H J 茨城／鹿行地区家族会世話人代表 小林 幸弘	箕田 聰	

	<p>(請願事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた寄り添い型の支援体制を整えること 2. 「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること 3. 当面、厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすること 		
--	---	--	--

整理番号	受年月 理日	件名および要旨	提出所 出氏 者名	紹氏 介 議 員名	議 決 結果		
2	令和7年8月28日	<p>1. 件名 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願</p> <p>2. 主旨 請願の主旨 学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。</p> <p>今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の待遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかられるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。</p> <p>こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p>	茨城県水戸市笠原町978-46	茨城教育会館2階	茨城県教職員組合	執行委員長 井坂功一 他198名	落合剛

	<p>(請願事項)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。3. 自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。		
--	---	--	--

整理番号	受年月 理日	件名および要旨	提出所 出氏 者名	紹氏 介 議 員名	議 決 結果
3	令和7年8月29日	<p>1. 件名 日本航空株式会社（JAL）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願</p> <p>2. 主旨 請願の主旨 日本航空株式会社（以下JAL）は、平成22年（2010年）1月19日に経営破綻しました。政府はその影響の大きさに鑑み、会社更生法による倒産と再建の方法を選択した経緯があります。</p> <p>このJAL再建の過程で、同年12月31日に、客室乗務員84名と運航乗務員81名を年齢（客室乗務員53歳以上、機長55歳以上、副操縦士48歳以上）と病歴を理由として整理解雇しました。この解雇された人々は、空の安全運航に欠かせないベテラン乗務員でした。</p> <p>ところが、同年12月末で営業利益が1585億円あったことや、平成23年（2011年）3月末時点で更生計画目標より希望退職が上回り、735名（客室乗務員466名、運航乗務員269名）も超過削減していたことが判明したのです。当時の経営責任者であった稻盛和夫会長の「解雇の必要はなかった」との発言からも、乗務員計165名の整理解雇は不必要だったことは明白です。</p> <p>解雇後から現在まで、JALは、客室乗務員7500人以上、運航乗務員700人以上を新規採用したほか、今年度は外国人運航乗務員を70名以上新規採用するとしています。これまで国際労働機関（ILO）は「解決に向けて労使の意義ある交渉」を求めて4回の勧告を出しています。また、ILO166号勧告は「経済的な理由などにより雇用を終了した労働者は、同等の資格の労働者を再び雇用にする場合には優先権を与えられるべき」としています。JALはグローバル企業として国際的な労働基準を遵守して争議を解決すべきです。</p> <p>当該被解雇者は昨年7月18日、石破茂衆議院議員を含む超党派議員27名との連名でJAL本社に対し、争議解決と安全輸送の確保について要請を行うなど、解決に向けた様々な努力を重ねていますが、長期の紛争は、当事者はもとより家族にも大きな影響を及ぼしており、人道的見地からも、円満な早期解決が求められています。</p> <p>また、空の安全は、健全な労使関係があってこそです。JAL再建に関与してきた政府には、航空輸送の安全を確立す</p>	茨城県筑西市市野辺583 空の安全とJAL争議全面解決を支援する茨城の会 共同代表 高松義雄	海野 隆 細田 正幸 高野 好央 栗原 宜行 落合 剛	議決結果

	<p>る観点からも、一日も早い紛争の解決に向け、最大限の努力をするよう強く要望するものです。</p> <p>以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ意見書を提出していただきますよう請願いたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>J A L 労使紛争の早期解決に向け、最大限の努力をするよう国会及び関係行政庁に対し意見書を提出すること</p>		
--	--	--	--

令和7年9月30日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 久保谷 実

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和7年9月16日（火）午前10時00分～午前10時58分

2. 審査委員 久保谷 実
 紙井 和美
 野口 雅弘
 石引 大介
 前田 一輝
 篠田 聰

3. 審査結果

- 原案通り可決したもの
 - 議案第90号
 - 議案第91号
 - 議案第92号
 - 議案第93号
 - 議案第95号 内 総務常任委員会所管事項
- 不採択したもの
 - 請願第3号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和7年9月30日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 海野 隆

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和7年9月16日（火）午後2時00分～午後3時48分

2. 審査委員 海野 隆
細田 正幸
佐々木 芳江
武藤 次男
武井 浩
小川 秀和

3. 審査結果

- 原案通り可決したもの
- 議案第94号
- 議案第95号 内 民生教育常任委員会所管事項
- 議案第96号
- 議案第97号
- 議案第104号
- 議案第105号
- 請願第1号
- 請願第2号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和7年9月30日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 栗原 宜行

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和7年9月17日（水）午前10時00分～午前10時37分

2. 審査委員 栗原 宜行
高野 好央
吉田 憲市
久保谷 充
栗田 敏昌
落合 剛

3. 審査結果 • 原案通り可決したもの

議案第95号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第106号
議案第107号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和7年9月30日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会予算決算特別委員会
委員長 落合 剛

予算決算特別委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和7年9月18日（木）午前10時00分～午後 2時35分
令和7年9月19日（金）午前10時00分～午後 2時48分
令和7年9月22日（月）午前10時00分～午前11時49分
2. 審査委員 令和7年9月18日（木） 18名
令和7年9月19日（金） 18名
令和7年9月22日（月） 18名
3. 審査結果 • 原案通り可決したもの
議案第98号
議案第99号
議案第100号
議案第101号
議案第102号
議案第103号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り